

参議院社会労働委員会會議録第十三号

昭和四十九年五月二十一日(火曜日)
午前十時二十五分開会

委員の異動

五月十七日

選任

棚田 四郎君
古武 恵市君
長田 裕二君
西村 尚治君
小笠原貞子君

補欠選任

橋本 繁蔵君
山下 春江君
大松 博文君
平井 卓志君
沓脱タケ子君

林 道君

辞任

鹿島 俊雄君
小川 半次君
大松 博文君
内田 善利君

補欠選任

長屋 茂君
寺下 岩蔵君
佐藤 隆君
柏原 ヤス君

出席者は左のとおり。

委員長

山崎 昇君

理事

玉置 和郎君
丸茂 重貞君
須原 昭二君
小平 芳平君

委員

川野辺 静君
佐藤 隆君
斎藤 十朗君
寺下 岩蔵君
長屋 茂君
林 道君
田中寿美子君
藤原 道子君
柏原 ヤス君

参議院議員

社会労働委員長
代理理事

国務大臣

厚生 大臣 齋藤 邦吉君

政府委員

厚生政務次官 石本 茂君
厚生大臣官房長 曾根田郁夫君
厚生大臣官房審議官 三浦 英夫君

参議院議員

厚生省環境衛生局長 石丸 隆治君
厚生省社会局長 高木 玄君
厚生省児童家庭局長 翁 久次郎君
厚生省年金局長 横田 陽吉君
社会保険庁年金保険部長 出原 孝夫君

事務局側

常任委員会専門員 中原 武夫君

説明員

大蔵省主計局主計官 梅澤 節男君
厚生省社会局保健課長 山崎 卓君

本日の會議に付した案件

○国民年金法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○児童手当法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○原子爆弾被害者の医療等に関する法律及び原子爆弾被害者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(山崎昇君) ただいまから社会労働委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。去る十七日、林道君が委員に選任されました。また同日、棚田四郎君、古武恵市君、長田裕二君、西村尚治君、小笠原貞子君が委員を辞任され、その補欠として橋本繁蔵君、山下春江君、大松博文君、平井卓志君、沓脱タケ子君が選任されました。また本日、内田善利君が委員を辞任され、その補欠として柏原ヤス君が選任されました。

○委員長(山崎昇君) 国民年金法等の一部を改正する法律案、児童手当法等の一部を改正する法律案、以上兩案を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。

○須原昭二君 私、きょう、国民年金法等の一部を改正する法律案、これについては賛成であります。後日のために基本的な課題について、ひとつ政府の所見をただしておきたいと思っております。

国民の福祉の充実という問題は、今後におけるわが国の内政の最大の課題であると私は思っております。特に昨年の急激な物価上昇を考えれば、社会的に弱い立場にある人々にあたたい手を差し伸べて安定した生活を保障していくための社会保障制度、中でも所得保障を中心としての年金制度の一その改善、充実をはかっていく必要があると私は痛感をおぼえております。この点について厚生大臣の基本的な考え方をまず冒頭にお尋ねをいたしておきたいと思っております。

○国務大臣(齋藤邦吉君) 国民が健康にして文化的な生活を享受できるようにすることが社会福祉の基本的な考え方であるわけでございまして、そういう考え方から医療保障、所得保障といふことになるわけでございますが、私も昨年来特に医療保障と所得保障の二つを並べて考えてみると、所得保障の面がやはり諸外国に比較いたしまして非常に弱っているというところに着目いたしまして、皆さん方の御協力もいただきながらいわゆる五万円年金、しかも物価スライド制を背景に持ったという画期的な年金制度の確立に努力をしてこれが実現を見るに至ったわけでございます。この点につきましては、御審議いただきまして皆さん方に私は深く敬意を表しておる次第でございます。

ところで、そういうわけで、まあ西欧先進諸国並みの所得保障の体系というものができ上がり、そのレールが引かれたわけでございまして、特に昭和四十九年度におきましては、昨年来の物価動向、これを十分に考えなければならぬ、こういう考え方を基本といたしまして所得保障の面においてもそういう考え方のもとに弱者救済と申しますか、物価の上昇に苦しんでおられる国民の生活を守るためにできるだけの努力をしよう、こういうことに全力を注いでまいったわけでございまして、そういうふうなことから提出制の年金にありましては物価動向に即したスライド制を本年度は実施する。実施するにあたりましてはできるだけ早くこれを実施しなければならぬ、こういうふうなことで、これは予算の成立後でございまして、衆議院におきましてスライド実施の時期を繰り上げていただくというふうなこともいたしたわけでございまして、さらにまた、年金のうちで、まあ老後の生活をささえるところまでいってはいない、いわゆる福祉年金につきましては、まあ額についてはいろいろ御意見もあつたのでございまして、五〇%アップというふうなことを行ないまして、物価の上昇に苦しんでおられる国民の生活を守らなければならぬ、そういう弱者救済的な考え方を中心にして年金制度の改善をはかる、こういうふうなことをいたしておるような次第でございます。

ざいまして、今後とも経済の動向とにらみ合わせながら年金問題というものは考えていかなきやならぬであらうと、こういうふうに出ておるような次第でございます。

○須原昭二君 いま厚生大臣から、所得保障が非常に重要である、こういうことを御報告になり、その上に立てて所得保障を中心とした年金制度を、そう改善充実をはかっていかなければならぬ、こういう基本的な考え方を明らかにされたわけですが、実は、福祉元年、昨年、福祉元年とよくいわれ、いわゆる五万円年金の水準をきめられた、さらに物価スライド制を導入された、こういうことはよくわかるわけですが、社会保障の長期計画懇談会の答申、昨年の秋、出ましたんです、それを通覧をいたしますと、医療保障と年金制度とを取り上げていないわけですね。この問題については、私は、非常に大きな問題点があると思うわけです。したがって、やはり、将来に対する計画というものが確立されなければならぬ、したがって、その計画とそれの見通しについて、どのようなお考えになられているのか、簡単にいいですから、ひとつ……

○国務大臣(斎藤邦吉君) 昨年の五月ごろでございましたが、社会保障制度長期計画懇談会というものを設立いたしましたわけでございまして、この懇談会の審議する事項は、非常に各般にわたっておりますのでございまして、医療供給体制の整備、社会福祉施設の充実、年金、医療保険と、まあ大ざっぱに言えば四つの大きな柱になろうと思っております。ところで、審議してまいりましたところ、健保、年金というものの成立がおくられておりましたために、これはもう御承知のように九月末に成立したわけでございまして、健保、年金がおくられてやりましたために、医療供給体制と社会福祉施設の計画的な整備に力を入れましよう、まあ先にやりましたと、こういうことにはいたしまして、先般、本年度になりましてから、医療供給体制、これは看護婦の養成、マンパワーの養成が中心で

ございましたが、そういうふうな医療供給体制の整備と社会福祉施設の整備について、まず一応の具体的な案を示していただいたわけでございまして、

そこで、年金と医療保険、これが昭和四十九年度におけるこの懇談会の最大の使命になってくると思うのでございまして。これの今後の、五十二年度までの具体的な構想というものが、本年度において、懇談会でひとつ一応の結論を出していただくことを期待いたしておるわけでございまして。しかし、まあ私どもをして言わしめるならば、最近の経済状況というものは、非常に激動をきわめておるわけでございまして、年金、医療がどういう形になっていくかというのを非常に心配しておるわけですが、医療と年金、社会福祉その他のものをひくくする、昭和五十二年度という最終年度においては、いわゆる振替所得の国民所得の中に占める比率が八・八、これはどんなことがあっても実現をしましうと、その五十二年度までに至る過程において、経済が、いろいろな変動はあるでしょうと、変動がかりにあっても、最終年度においては八・八という振替所得は完全に実現する、振替所得の八・八ということになりますと、社会保障給付費は大体一〇％台になるわけでございまして、非常に、西欧先進諸国並みに近づいた社会保障給付が実現するわけでございまして、振替所得、五十二年度八・八、これはどんなことがあっても動かさない、こういう前提のもとに、年金と医療保険の長期的な計画、目標というものを、四十九年度中に、いま、きめたいということ、有沢会長にもその旨をお伝えし、目下そういう方向で、長期ビジョンにわたる年金の改革、そういうものをひとつ御審議いただくと、こういうことにはいたしておるような次第でございまして。

○須原昭二君 ひとつ、この問題は、四十九年度中にやられるというお話しであります、それを見守りたいと思ひます。ぜひともひとつ前向きの内容を御明示をいただきたいと思ひます。

そこで、わが国の年金制度は、依然として、やは

り保険主義を貫いておると言っても私は過言でないと思ひます。加入期限中の保険事故に對して保険給付を行なつて、それによつて生活安定をはかるといふ、いわゆる保険主義なんですね。したがって、憲法二十五条の精神にのつとめて、いま厚生大臣がおっしゃつたように、生活の安定を国民の連帯でもつてはかり、そのために必要な給付を行なうという社会保障のビジョンを、やはり年金の制度の根底に置くべきではないかと、私は従来から考えておるわけですが、この社会保障のやはり理念に基づくとき、老後はやはり年金だけで生活できるように考えていかなければならぬといふことは思ひますが、その点について、大臣はどのようにお考えになりますか。

○国務大臣(斎藤邦吉君) わが国の社会保障制度は保険式でございまして、しかし、それは保険式でありましても、私どもの願ひとするところは、健康にして文化的な生活を享受するといふところに私はあると思ひます。年金に於いては、まさしく、お述べになりましたように、老後の生活はこれで何とかさえていけると、こういう年金に於いては、何となくさえていけると、こういうふうに考えておるわけでございまして。したがって、昨年、実は御提案申し上げました五万円年金といふのは、おじいさん、おばあさん、二人だけの生活ならば五万円の額で生活ができるではないかと、しかし、それは制定当時の五万円の額でございまして、それから、そのあとの年度においては、先ほど申し上げました、物価スライドによつて減価を防いでいくというやり方でございまして。しかし、将来の問題としては、経済情勢の変化、あるいは賃金上昇の変化、こういうふうなことを考えてみますれば、あの法律にもありますように、ある一定の、四年なり五年なりの期間を置いて、生活水準なり、あるいは物価なり、のみならず、賃金というものの頭に描いた政策的な検討、こういうものも私は必要になってくると思ひます。そういうことをやりながら、いづれにせよ、須原先生のお述べになりましたように、老後の生活はこれでさ

ええ得ると、こういう額の年金制度に持つていく、これが私どもの究極の考え方であり、願ひとするところでございまして。

○須原昭二君 その保険主義といふのは、いわばグループ主義ですね、私がこれから申し上げたいのは、国民連帯でやはりしていかなければならぬ、そう考えますと、いまの公的年金制度の実態を見ますと、厚生年金、国民年金、これは政府がやっておる、これは大体九割占められておる。しかし、その他の船員保険とか、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合、私立学校教職員共済組合、公共企業体職員共済組合、農林漁業団体職員共済組合、この六つの制度については、これは一割ですが、これはおのおの、その非常におずかな人たちのグループによつてやられておるわけですね、しかも、そのわが国の公的年金制度は、この八つが実はばらばらに運用されておる。したがって、給付水準や、負担に不均衡があります。また、障害等級の不一致等の問題点もあるわけです。したがって、受給者の保障に欠けるうらみが当然ここに出てくるわけですが、これらの各制度の間の相互調整をやはりやらなければならぬ、これは基本的に、根本的な問題として、早急にやらなければならぬ問題点が出てくるわけですが、その点はどういうふうにお考えになっておりますか。

○政府委員(横田隆吉君) わが国の公的年金制度は、御指摘のように八つに分かれておまして、これまた、御指摘のように、内容も、必ずしもいゆる適合性を保った内容であるとはいひ切れな面がございます。で、私どもも、そういう不合理的な格差と申しますか、そういう点の調整につきましては、非常に大事な問題と考へておまして、この調整については、今後とも十分の努力をいたしたいと考へております。

ただ、各制度が、御承知のように、それぞれ充足の動機と申しますか、そういうことを異にいたしておりますので、それぞれ年金の対象になりますグループのいろいろな特殊な要求、そういうものを、できるだけ年金制度の面にこれを反映

をするというふうなかつこうで発達いたしてきておられますので、そのことが、むしろ結果的には、各制度の不合理な格差を生む原因にもなっているわけでございます。したがって、そういった各グループごとの具体的な必要と申しますか、ニードと申しますか、そういったものにも十分ご注意ながら、しかも、各制度間におきまして不合理な格差のない、斉合性のとれた年金制度をつくり上げるといふ点につきましては、私も御指摘のような趣旨を十分踏まえまして今後とも努力をいたしてまいりたいと考えております。

○須原昭二君 いま今後ともこれは努力していくというお話であります。やはりこれは基本的な問題点、その総合調整をまずやらなければ、やはり格差は依然として残っていくと言わなければなりません。とりわけ老齢年金には通算措置が講ぜられていないのに、たとえば遺族、障害年金については通算措置が講ぜられていない。すみやかにこれは行なわなきゃ、まずやらなければならぬ問題点だと思ひますが、その点はどうでしょう。

○政府委員(横田陽吉君) ただいま御指摘の通算の問題でございますが、通算制度をつくりました際には、障害と遺族のこの年金につきましては、非常に短期間で年金権が発生するというふうなことを考へまして、この二つの制度につきましては通算措置を講じてなかつたわけでございます。

ただ、具体的には、そうはいいまして、たとえば一年で年金権が発生する人が十カ月で事故が起つたというふうな、そういった例もたくさんあるわけでございますので、この二つの年金の通算制度の問題につきましては、これは私も各制度共通の問題でございますので、なかなか遺族の範囲の問題でございまして、あるいは障害等級の範囲の問題でございまして、各制度によって異なっておりますので、技術的には非常にむずかしい問題を含んでおりますけれども、ぜひこの通算制度の実施につきましては、早急に実現するような方向で取り組んでまいりたいと思ひます。

○須原昭二君 やはりこういう基本的な問題をま

ず処理をしなければ、ものが合理的に進んでいかないと実は思ひます。やはり老後は年金だけと、こういう理想を高く掲げて厚生大臣もやられるというお話でございますが、そういったしますと、各制度によつてばらばらになっている今日の段階を考へますと、まず、各制度が共通の最低の水準を定める、最低年金制といひますが、そういうものをやはり設定をしなければならぬと思ひますが、そういう問題はどうか考へになつておられますか。

○政府委員(横田陽吉君) 各制度を通じましての最低保障年金というふうになりますと、これはなかなかむずかしい問題だらうと思ひながらございまして、と申しますのは、対象者の業態でございまして、あるいは給与の実態、そういったものによつてだいたい差がございまして、年金の面についてだけそれらの点を全く一律と申しますか、そういった最低保障をするというところは非常にむずかしい問題だと思ひます。しかし、御趣旨はおそらく、この年金についてもできるだけ年金で最低生活を営めるような、そういった水準にすべきであるという御趣旨だと思ひますので、こういった点につきましては、前回御改正いただきました五万円年金、それからスライド制の導入、これだけにとどまることなしに、さらにこの年金というものが国民生活、特に老後生活のささえとしてどのような実態を持たなければならぬかという点を構想しながら、十分この必要な水準の確保につとめてまいりたいと思ひます。

○須原昭二君 やはりこの問題はきちんと位置づけないと、あくまでも保険主義に墮していつてしまふと思ひます。やはり国民連帯でいくというならば、やはり最低の水準だけはきちんと位置づけておいて、その後の起きた問題点をこれを総合的に処理をする、こういう基本的な姿勢でなければ問題の解決にならないと思ひます。

きょうはいろいろ問題点を指摘をいたしたいです。すから意見だけ申し上げておきますが、特に遺族年金の給付水準は、老齢年金の五割というあまり

にも低い水準にあるわけですが、はたしてこの五割というのは何を根拠に置いて五割と設定をされておりますか。

○政府委員(横田陽吉君) この遺族年金の給付率が五割であるという点につきましては、率直にそのいきさつを申しますと、当時一番先行いたしておりました官吏の恩給につきまして五割であつたという点を基準にいたしまして、その後でございした年金制度はすべてこれになつた、こういうふうないきさつでございします。それで、私もこの五割という遺族年金の水準の高さかげんがどういふものであろうかという点につきましては、実は率直に申しますと、それは低過ぎると思ひております。

ただ、問題は、この低い五割の水準をどのように引き上げようかという問題になつてまいります。と、御承知のように、厚生年金、国民年金を通ずる問題といたしまして、サラリーマンの妻は国民年金のほうに任意加入ができるようになっております。この任意加入制をつくり出す際に、いろいろ妻の年金の問題で一番大事なものは遺族年金でありますので、この水準をどうするか、あるいはいっそのこと、その水準はそのままにいたして国民年金に強制加入をさせたいのではないかと、いろいろな問題があつたわけですが、したがって、こういった問題とのからみを十分に解決をしなければならぬ、こういう必要が一つございします。

それからもう一つは、遺族年金を受給する資格要件の問題がございします。別に私も外国の例がどうであるからといつてどうというふうな考へておるわけではございせんけれども、外国の遺族年金の場合には、これを受給する妻の年齢につきまして年齢的な要件を課しておる。あまり若い妻に対しては遺族年金を出さない。それからまた子供がある、なしによりまして、この遺族年金を出す、出さないをきめておると、こういうふうなことがございします。しかし、支給の割合そのものにつきましては、外国では五割という低い水準の遺族年金はないようでございます。したがって、

そういつた受給資格の問題でございしますと、国民年金についてのサラリーマンの妻の任意加入の問題というものの関連もございしますけれども、それらの点も十分考慮いたしながら、遺族年金の水準の引き上げという点については十分の検討をいたすつもりでございます。

○須原昭二君 いまもお話がございましたように、諸外国においては非常に高いわけですね。五〇%というふうな国はないわけですよ。その点はお認めになりました。したがって、やっぱりわが国もやはり福祉国家としていく場合には、いろいろの理由はあるけれども、やはり諸外国並みに持つていく、少なくとも八割ぐらいまで持つていくというふうな積極的な姿勢を出していかなければ私にはならないと思ひますが、そうでなければ遺族の生活というものは安定できないのじやないか。これはもう言うまでもないことですが、その点は今後どのように処せられていきますか。

○政府委員(横田陽吉君) 先ほど申し上げましたように、受給年齢の問題、それから子供のいるなし、国民年金の任意加入制をどう取り扱うかという問題との関連はございします。関連はございします。この遺族年金の支給率の引き上げということにつきましては、できるだけこれを引き上げる方向で具体的に検討を進めてまいります。

○須原昭二君 非常に抽象的でございますが、やはり決意だけであつてはいけません。やつぱり実行していただかなければなりません。ひとつ今後を見守つていきたいと思ひます。

そこで、福祉年金の性格、今後将来の方針なんです。福祉年金に關しては、昨年十二月十三日の国民年金審議会において「福祉年金の改善について」の意見が出されております。その中で福祉年金の性格について将来どのような改善をしようと思ひます。とされておるのか、まずお尋ねをいたしておきたいと思ひます。

○政府委員(横田陽吉君) この福祉年金の性格につきましては、先生もすでに御承知のように、当初はいわゆる敬老的な年金として月額千円で発足

いたしたものでございます。その後相当期間の間、百円とか、二百円とか、そういったわずかな引き上げで今日に至ったわけでございますが、御承知のように一昨年は千円、さらにまた次の年は千七百円、そして今回は二千五百円というふうな、そういった大幅な引き上げをして七千五百円水準に引き上げると、こういうふうなことをいたしておるわけでございます。

で、考え方としては、敬老的な年金から、できるだけ社会保障的な所得保障的な年金への引き上げということを考えて、その路線をたどっておるわけでございますが、ただ一言申し上げますと、そんなら福祉年金によって老後の生活を全うさせるといふような性格のものにまでするかどうかと、こういう点になってまいります。そのほかの公的扶助の問題でございますが、あるいはその他の社会福祉の政策との関連がございます。したがって、福祉年金だけによって老後生活を一〇〇%させるといふような意味合いでの所得保障年金にすることは非常にむずかしい問題だと思ひます。しかし、いろいろなほかの制度と手をつないで申しますか、そういったいろいろな制度と関連をしながら老後生活を十分にさせるような、そういった所得保障的な年金に引き上げてまいり、言い直しますと、年金によってさえる生活水準というものは、これは奨励制年金といわず、福祉年金といわず、年金によってさえられるその生活水準の高さというものは、私は、最低生活より高いそういった水準だと思ひます。ただ問題は、年金のみによってそういった最低生活よりも高い生活水準をさえるということとはきわめて困難である。そこには現役の勤労者時代に、いろいろ将来のことをくふうなさって、みずからたくわえられる部分というものも重なって老後生活をささえると、こういうことになるわけでございます。年金によってさええられる生活水準は相当高い水準を想定いたしますけれども、それは必ずしも年金のみによってさえられるものではない。しかし、現在のような社会情勢、経済情

勢を考えますと、この年金によってさえられる部分というものが、より何と申しますか、大きいものである必要があるという観点から、所得保障的な年金にできるだけ早い時期に近づけるような努力をいたしてまいらるわけでございます。

○須原昭二君 非常に長いお話なんですが、この敬老的からやはり社会保障へと、こういう方向で進んでいくというその方向だけはわかったわけで、すけれども、そこでですね、その審議会の意見でも、福祉年金については「生活保障的色彩」「的色彩」といふように表現がなされておるわけですが、しかし、それを一応認めるにいたしまして、老齢福祉年金の月額七千五百円では、これは最低生活保障をはずすと下回ると思ふんですね。とりわけ狂乱物価といわれる今日の経済情勢から考えました場合、七千五百円の問題点でも、予算編成のとき五千円から七千五百円にしたわけですね。その後ずつと物価が上がってきておる、目減りというのはいへんなことで、昨年の一年間の消費者物価でも一六・一%上がったという、こういう狂乱物価の状態では、この予算編成の段階の七千五百円といふ段階とは私は違ふと思ふんですね。当然私は、月額一万円ぐらひには上げるべきじゃないか、そういう意見を持つものですが、その点厚生大臣、どうお考えになりますか。

○國務大臣(斎藤邦吉君) 去年の五千円を七千五百円にする、まあ一万円にしたらどうだという御意見があることは私も十分承知をいたしております。しかしながら、これなかなかたいへんでございまして、二千五百円と申しますが、これを上げますと、やっぱり障害福祉年金、母子年金とこうやりますと、本年度だけで四百億かかるんです、二千五百円。それを平年度に直しますと、一千五、六百億金がかかる、こういうわけでございまして、金のことを言えば大蔵省みたいになつて私もいやなんです、相当巨大な国費もかかることでもありますし、しかし二千五百円と申しまして、これは五〇%ということですから、五〇%というその比率をお考えいただければ、これは私は理解

していただけるんじゃないかと思ふんです。二千五百円と、それだけ言つと、何かえらい少なそうですが、七千五百円、前年度より五〇%増、それでそれが本年度は四百億、平年度にすると一千五百億、それだけの金を国が出すのだということかどうか御理解をいただきたいと思ふ次第でございます。

○須原昭二君 それは厚生大臣ね、五〇%上がったと言つと非常に高いようには感ずるのですよ。あまりにもその基礎が低いものですから、ですから、もう一挙にやらなければならぬという要請に迫られるわけです。ただ五〇%だけを評価していただいてはいけません、基本が、基礎が非常に脆弱であつたということですね、こういう点をひとつ御認識をいただいて、なるほど五〇%の数字については私は評価しますけれども、この加算をすべき一番基礎になつた条件が非常に安かつた、この点をひとつ留意をいただいたかなければならぬと思ひます。

さらに、福祉年金が生活保障的な性格を強めていくと、生活保護の老齢加算について、当然これは早急に再検討しなければならぬ段階に来ていると思ひます。その点はどうでしょう。

○説明員(山崎肇君) 福祉年金と生活保護との関係につきましては、従来でございまして、制度のたてまえ上、福祉年金については収入認定をするという扱いをしてまいりましたけれども、他方におきまして、それに見合いますところの老齢加算制度を設けまして、福祉年金の受給のメリットが被保護者に及ぶというふうな扱いをしてまいりましたわけでございまして、先生御指摘のとおり、この福祉年金の額が相当に急ピッチで上がつてまいつてきております。こういうようなことから、現在この問題につきましては、中央社会福祉審議会、生活保護分科会におきまして、生活保護制度全般の加算制度のあり方という見地から御審議願つておるところでございます。

○須原昭二君 これはひとつ早急にやつていただかなければならぬ問題点だと思ひますので、指摘だけはひとつしておきたいと思ひます。

さらに、先ほども福祉年金が五割アップしたのだ、こう実はおつしやいました。なるほど一番基礎になる数字が少なかつたということをおは指摘をしておいたのですが、五割アップにいたしましたも、七千五百円、こういうことです。しかしながら、老齢特別給付金については、五千五百円、すなわち三七%アップですね、アップ率においてもやはりおのおのによつて違つておるわけですが、やはり均衡を失つておると私は思ふのですが、そういう点は是正する気持ちはございませんか。

○政府委員(横田陽吉君) 特別給付金につきましては、この前の法律改正の際に、いわゆる谷間年金といふような別名で呼ばれたそういった年金でございまして、実は去年のその法律改正でございまして、御承知のように七十歳になるまで皆さん方が福祉年金を手にされなかつたわけでございまして。しかし昨年大改正をいたしました際に、先生先ほどおつしやつた福祉元年あるいは年金の年といふようなことで、七十歳になる以前の方でも、いざ七十七歳になれば老齢福祉年金を受給できる方について特別給付金を出すべきだと、そういった衆議院での修正が行なわれまして、それがこの参議院でさらに三千五百円を四千円に引き上げる、そういった修正が再び行なわれたわけです。それで実はその際私どもも、三千五百円という衆議院で修正されましたその金額というものは、大臣も答弁の際に明らかにしておられますけれども、福祉年金を受給されるまで従来お待ちになつておられた方との均衡等の問題もございまして、大体福祉年金の七割見当というふうなことで、この三千五百円の特別給付金の新しい制定というものが衆議院段階で行なわれたわけです。ただ、参議院においてそれが四千円に修正されました際に、私どもの理解といたしましては、三千五百円という金額が低過ぎるから、したがつてそれを四千円というふうな修正をさせていただいた、こういうふうに理解いたしておるものでございまして、したがつて、福祉年金とのつり合ひから、七割と

いう金額、そのこと自体については思想の変化はなかったというふうには実は私も理解をいたしておるわけでございます。したがって、今回御提案申し上げておりますこの金額は、七千五百円の七割を計算上多少上回るという水準の金額というふうにきめまして御提案申し上げておるわけでございます。今回のこの御提案につきましては、実はこの金額が妥当なものであるというふうに考えておる次第でございます。

○須原昭二君 これもまたひとつ均衡を保つようにしていただかなければならないと思います。これまた要望しておきたいと思ひます。

さらに、特に私感するわけですが、福祉年金の所得制限については、まあ扶養義務者の所得制限の緩和は六人世帯の場合、年収六百万から今度は六百八十八万五千円に緩和をされる、それと同時に本人所得制限の問題点については、老齢障害福祉年金については、夫婦の場合、年収七十八万から九十万、ほんとうに若干上がったただけですね。さらに六人世帯の場合、母子・準母子福祉年金の場合は、年収二百三十四万五千円、これが二百七十五万五千円、こういう数字を見ますと、特に本人の所得の場合がきびしくなっていますね。これについてはやはり今回の改正では、私は不十分だと思ひます。高齢者や障害者が苦勞して働いてもわずかな収入があれば福祉年金を支給されない現状をどうしても私は打開しなければならぬと思ひます。大幅なやはり緩和をはかるべきだと思ひますが、その点は基本的にどうお考えになっておりますか。所見だけ承っておきたいと思ひます。

○政府委員(横田陽吉君) この所得制限の問題は、御指摘のように扶養義務者と本人と二つございまして、扶養義務者につきましては事実上撤廃に近いような、そういった所得制限の緩和がすでになされておるわけでございます。これは申し上げるまでもなく、事柄のよしあしは別といたしまして、核家族化しておるそういった現状というものを前提にいたしますと、そういったことをやる

必要があるとこういう考え方でございます。本人の所得制限の問題につきましては、非常に冷たい理屈を申しますと、全額税金でまかなわれる年金であるから、したがって税金を納めるような方についてはこれを支給することは理屈の上ではむずかしいと、こういうふうな基本的な考え方です。今日まで至っておるわけでございますが、今回の九十万円までの引き上げというのは、実はこの非課税ラインを多少越えた水準になっております。それでどういう考えかと申しますと、非課税ラインだけでいいものでは前年度同じような所得を得ておられた方がいろいろなベスアップ等によって所得が上がりまして、今年度から福祉年金をも

らえなくなる、いわゆる支給停止になる方がよく出るわけでございますので、この九十万円というこの水準は、前年度もらっておられた方が今年度も福祉年金の受給対象からはずれることのないようにと、こういうふうな水準が今回の九十万でございます。まあ額の上では必ずしも非常に高い所得制限であるというふうなことは申せませんけれども、税金を納めておる方には一切福祉年金は出ないのだと、そういうふうな考え方を考へ方の上で破ったという点においてはある程度の御評価をいただきたいと思ひます。

それで、ただ、この福祉年金は他面から考えますと、提出制年金がなかったために入れなかった方なんだというふうな、そういった考へ方も十分に成り立ち得るわけでございますので、この本人の所得制限の緩和につきましましては、今回多少考へ方の上で、いま申しましたように、多少の飛躍をしたつもりでございますが、今後ともやはり相当にこれは飛躍させて考へるべきものだと考へております。

○須原昭二君 局長はいま飛躍的にこれは上げなきやならないというお話があったんですが、厚生大臣どうですか。

○国務大臣(齋藤邦吉君) まあ、所得制限の緩和なり撤廃なりの問題でございます。まあ、いろいろ議論はあると思ひますが、私はやっぱり大幅

に緩和するのが筋だと思つてんです。扶養義務者のほうは相当緩和いたしましたけれども、本人の場合ですね、これはやっぱり相当大幅に緩和する必要があります。これは、こういうふうに私は率直に言つて考へております。したがって、来年度の予算編成にあたりましては、所得制限の緩和は本人の所得制限について特に全力を尽くして、なるほどよくやつたなあと言われるような緩和をするように努力をいたす考へでございます。

○須原昭二君 どのぐらいのことかはきょうは聞きませんが、ですから、これだけははっきり言われたことですから、私たちも期待をいたしたいと思ひます。

もう一つは併給制限の緩和の問題点です。福祉年金と他の公的年金との併給制限の問題については、いろいろこれは裁判であつたわけでありまして、わずかな年金をもらつていても、その福祉年金をもらえないことでは、やはり国民的な感情も納得できない今日の世論だと実は思ひます。やはり昭和四十九年度の恩給等との併給制限というのは普通、扶助料との併給が限度額十万円から限度額十六万円に緩和されたと言つておりますけれども、まだまだ私はこれはほんとうと緩和すべきでないか、さらに私は極端な話ですが、撤廃してもいいんじゃないか、こんな感じを持っておるわけですが、その点はひとつどうなんでしょう。

○政府委員(横田陽吉君) この福祉年金の他制度との併給の問題でございますが、実は福祉年金制度をつくりました際に、国民全体に対する基礎的な年金として福祉年金を位置づけるべきであると、こういう意見も非常に強くあつたわけでございますが、まあ現在実施されております福祉年金の法律的な性格は、そのような考へ方をとらなかつたわけでございます。まあ端的に申しますと、どのような年金であれ、とにかく公的年金の受給対象者はすべて福祉年金の対象にはしない、こういう考へ方をとつておるわけでございます。で、ただ問題は、戦争公務による扶助料を受けておられる方、これはまあ他の公的年金と申しましていろいろ

性格的に相違する点があるというので、この点についての併給は認めましょう、それから恩給につきましては、恩給制度が共済制度に変わつてしまひましたので、恩給自体の引き上げというものは共済と恩給を含めての財源計算ができなくなりました。したがって、恩給の引き上げは恩給の引き上げとしてすべて一般会計負担でもつて処理をされる、そういう体系になりましたので、それで、恩給については普通恩給は必ずしも十分に引き上がるということが期待できない面もあるというようなことから、この恩給、普通恩給につきましてもある程度の併給は認めましょう、要するに基本的な性格は他の公的年金が支給される限りにおいては一切支給しないという年金制度でありながら、この二つについてだけこの例外を認めると、こういうふうな考へ方でございまして、こゝにございまして、普通恩給のほうにつきましては、現在はまだ五十年年金程度の、国民年金の五十年年金程度の金額、つまり十万円までは併給を認めましょうというところなんです。ところが、今回普通恩給の最低保障額十六万円という制度が創設されるに際しまして、その程度までは併給をしてもそれほど福祉年金の法律的な性格からいってはずれるものではないだろうというふうなことで、こゝまで引き上げを認めたわけでございます。で、これ以上どうするかという問題になつてまいりますと、この福祉年金自体を国民全体に対するいた

だき年金と申しますか、基礎年金と申しますか、そういった性格に切りかえるというふうなことで考へない限りは、実際問題としてなかなか制度論としてはむずかしいという感じがいたしております。

○須原昭二君 いま制度上問題があるという感じだけで、何かそこら辺で、審議をなんか検討されてる趣意はありますか。できないというだけのことで、研究しておりますか。

○政府委員(横田陽吉君) この福祉年金を、これから先どういふような性格に持つていくかという点につきましては、国民年金審議会においても引

き統計検討をいたしておるところでございます。
○須原昭二君 この併給制限の緩和の問題についてもやはり審議会でも少し練っていただくように、ひとつお願いをしておきたいと思ひます。

いま一つは、スライド制の問題点であります。衆議院の修正によって年金額の自動スライド制について実施時期を早められたことになったわけですが、ただこれは四十九年度限りの特別措置であると思ひます。したがって、やはり毎年同時期に自動的に改定をするような、一時的な特例措置ではなくして恒久的なやり方措置にすべきだと私は思ふんですが、その点大臣どうでしょうか。

○国務大臣(斎藤邦吉君) 実は、この繰り上げの問題を考えたときに、事務的にやれるかという問題が一番大きな問題だったんです。ほんとう申しますと、御承知のように、提出制の年金三

数十万人にのぼっておる方々でございます。それが物価がはつきりわかつたときからこれは電子計算機でどうやっていくわけですから、これは一人一人、それが大きければ一〇%とか二〇%ならいいんですけれども、やはり物価というのは正確に一六・一と、こういうふうに出ますね。それをやっていたいための方式がこれはなかなかないへんなんです。で、実はこれは三ヶ月繰り上げたんですが、はたして事務的にできるであろうかということ、非常に研究をいたしました。これがぎりぎりだ、もうしかもことし限りにしてもらいたい、事務的にこそいう意見なんです。これは、私はもう制度的にできればもっと早く上げることを制度的にしておきたかったのをごさいます。でも事務的にできないことをおつかふせるというのもこれはどうであらうかということ、一応ことし限りということにしておきまして、もう少し将来事務的に簡便にやれる方法があるのかないのか、そういう問題もひとつ考えてみなけりやなまいと、こういう考え方でございます。これは、私はこういうことにはひとつもこだわっていないんです。これはほんとうに事務的にやれるなら私はもうこれをりっぱな将来の制度にしてもいいと思

んです。ところが事務的にこれにへんなことだということなんです。これ、私直接やるわけじゃございませんから、三百数十万人の人、それが来年になればもつとふえていきましよう。そういう人について一人一人やっていくというのはたいへんなことだということで、まあ、ひとつことしだけはこういうふうな物価の動向の際であるから事務的に苦しいであらうが、しんぼうしてやってくたさいと、これはもうお願いをしてきりぎりすことしだけにじゃあしてくださいと、こんなふうなこともありまして、そうしたわけでございます。しかし、将来簡便な方法が解明されるようなことになりますれば、またあらためて法の改正をお願いする、こういうふうにしたいと、こういうふうにごさいます。

○須原昭二君 やはり事務的に非常にむずかしいということはおわかりなす。しかしながら、これによって社会的弱者といわれる受給者の立場に立ちますと、このような狂乱物価の世の中で、鎮静をする鎮静をするといつても物価はなかなか鎮静をしない。そういう状態から見れば、やはり自動的にスライドをさせよと、そういう国民の世論というのは大きいわけでありまして、事務的にできないからだめだというふうなそういう側面だけではない、やはりやらなければならぬというふうな気持ちになってやっていただかなければならぬ。特にことしだけというふうな特別措置ではなくして、やはり恒久的なものにするために、来年はどうされるのか、その問題がすぐ来ると思ふんですが、この点はどうでしょうか。

○国務大臣(斎藤邦吉君) これは御承知のように狂乱物価でございますから、前年に比較いたしますと昭和四十八年度は一六・一%というふうに出ました。来年はどうなるかと。ことしは私は、下期においては物価はもう鎮静するというごのために全力を尽くして政府はやってるわけでございます。それから、物価があまり上がらなければ受給者の方もそう気にはなさるぬだろうと思ふんですが、これは、去年からことしにかけて物価がもの

すごく上がったから早くくれば、こう言う。物価が上がらないようなことになれば一ヶ月や二ヶ月のことはいわね、こうなるわけでございますから、ことしのもう少し物価の動向を見ながら、そしてまた、同時に簡便な方法があるのかないか、そういうことも十分ひとつ研究してまいりたいと、かように考えております。

○須原昭二君 きょうは、大臣から来年のことについて即答が出なかつたわけですが、やっぱり町の意見は、参議院選挙が終わるとまた軒並みに物価が上がるということとみんな戦々恐々としてるわけですよ。物価は鎮静する、鎮静する。田中総理ですらこれは数回この一、二年言っているわけですからね。したがって、来年のことはやはりいまから対応しなきゃならないと思ふわけで、きょう御答弁がなくても、直ちにやはりこの研究は続けていたたいと思ひます。その点の方向を出していただきたいと思ひます。

○国務大臣(斎藤邦吉君) 物価が相当上がれば一日も早くその利益を享受せしめるということも来年度というふうな物価の動向になるかわかりませんが、そういうこと等にもらみ合わせながら簡便な方法でやる方法がないのかということをもう少し十分研究は続けてまいりたいと考えております。

○須原昭二君 いずれにしても非常に目まぐるしいインフレの状態ですね。悪性インフレとまでいわれている今日の情勢から見ると、一番気になるのは年金の積み立て金の問題です。庶民が預金をしておりましても実は目減りをしていくということなんです。この膨大な年金積み立て金の今後、昨今の急激な物価上昇のもとでは当然年金積み立て金の実質的価値が減少する一方だと実は思ふんです。その点はどうお考えになっておりますか。

○政府委員(横田陽吉君) 年金の積み立て金が実質的に目減りをしておると、現在は確かにそのと

おりでございます。それで、私も非常に困つたことだと考えておるわけです。そんなら、そういうことであれば積み立て金というのをやめてしまつたほうがいい、こういう問題になりますと、積み立て金の必要性といふものは、年金制度を設計いたします際にぜひにも必要だ、こういうふうな考え方は、現在私ども、どのような観点から年金制度を設計したにいたしたとしてもどうしてもそういう結論になるわけでございます。したがって、年金制度を運用いたします際にどうしても必要な積み立て金でございますので、これができるだけ目減りしないように、そしてまた、現に積み立てられておるそのお金の利用というものをできるだけ被保険者なり、受給者の福祉に還元できるような方向で使つと、こういうふうなことに可能な限りの知恵を出す以外にはないと考えております。

○須原昭二君 知恵を出すとおっしゃいますけれども、積み立て年金制度といふものはインフレに最も弱い立場にあるわけなんです。したがって、やはりわれわれ従来から言っておりますように、年金額の財政方式というのは、やはり積み立て方式から賦課方式に移行すべきだ、これは従来からわれわれは強調しておりますが、この物価狂乱の世の中、インフレの段階においては特にこれ痛切に感ずる問題です。知恵を出すとおっしゃいますけれども、なかなか知恵が出ないとおっしゃいますけれども、大臣これは非常に重要な問題点だと思ふんですよ。この点、ほんとうに賦課方式に変える意思はないんですか。

○国務大臣(斎藤邦吉君) この問題は昨年来もたびたび議論をした問題でございますが、高齢人口が急激にふえてくる日本の現状においては、非常にこれは私むずかしいと思ふんです。国民のコンセンサスを得ることは私は非常に困難だと思ふんです。特にこの最近のような物価動向になつてこれが高齢化社会にこのままずっといつたとき、これはもう積み立て方式をやめて賦課方式ということにしたら、これはたいへんなことだと思

うんです、実際これは、積み立て方式だからこそ、ある程度うまくやれるんであって、賦課方式になったときに、今日あるような狂乱物価のインフレというものがぶつかったら、これは納めるほうの被保険者は逆にたいへんなことになる、こういうふうに思われるのでございます。二十年、三十年、やっぱ長期にわたって、インフレといつても、そのような状況が五年も十年も続いたらこれらはたまたま同じやありません、そんなことはまたすべきものでもありません。長い目で見ればやはり積み立て方式のほうがよかたなというふうに私は理解していただくとむしろ思ふんです。しかし私は国民のコンセンサスを得るならば、将来高齢化社会になったときに、私どもは六十五歳以上の老人は現代の被保険者が全部金を出し合つて救いましょうと、そういうふうになることが私は望ましいと思ひます。それにはやはり高齢人口というものは一定の条件に、一定の数に定常化してくるということがやっぱ第一に前提だと思ふんです。いまのように高齢人口が八・八%でございますね、総人口の中で六十五歳以上の人口は、それが今後五年、十年たつと二・三%にこう急激に上がっていく、このときにはやっぱちよつと切りかえるのは無理ではないか、こういうふうには私は考へております。しかしながら、三十年たつたら高齢人口が定常化する、だからそれまでだめだなんてことを私は考へていません。やはり三十年というのはなるべく早く短い機会にいまの被保険者がいまの老人をかかえましょうというふうな国民のコンセンサスを得られるように努力することは、これは政治の力、努力でなけりやならぬと思ひます。そういうわけで早めることについては異存はございませんが、インフレであるからむしろ賦課方式にした方がいいということ、短期の時点を見れば、かえつて複雑めんどうなものになりやせぬか、私はさように考へておるものでございます。

○須原昭二君 私はね、政府の国民年金制度の財政の見通しについてどのような考へ方を持ってお

られるかということはまず一べん聞きたいと思ふんです。昨年の国民年金法の改正に伴つて国民年金制度の将来見通しが実は公表されておりますね。これによりまして、まほろしの五万四千年金、これを受けるために毎年保険料だけは引き上げることにしていくわけですね、これ、たとえば国庫負担と保険料との割合は現行どおりとして、保険料は昭和四十九年から毎年二百円ずつ、さらに昭和五十三年には千円に引き上げることにはなつていくわけですね。昭和五十年における平準の保険料は二千七百五十円ぐらいといわれておりますね。それにかかわらず、昭和五十年からの保険料は千五百円で半額以下になつていく。したがつて、その差額だけ穴があくということになるわけですね。このまま推移すれば、いろいろおっしゃいますけれども、好むと好まざるにかかわらず賦課方式に傾斜せざるを得ないんじゃないか、こういう感じを私は強くするわけなんです、大臣どうでしょう。

○政府委員(横田陽吉君) 昨年の法律改正の際にお示しいたしました将来計画は御指摘のとおり数字でございます。結局問題は、平準保険料に対して現在賦課してあります保険料率というものが大体どれぐらいの割合になるかと、こういう問題だろうと思ひます。それで、現在の九百円というのは平準保険料に対して申しますと大体三四%、それから改正後の千五百円で申しますと四一・三%、こういうことでございます。したがつて、平準保険料に対する現実に徴収をする保険料の修正率と申しますか、それが非常に大き過ぎるではないかと、こういう大きい修正をするんなら、それは賦課方式に近いのではないかと、こういうお説でございますが、修正の度合いが大きければいずればこれを回復するというふうなことを考へまして、可能な限り世代間の負担の不公平をならすような努力をいたすわけでございまして、最初から現在必要とする保険料率だけをとるといふ、そういう賦課方式の保険料率とは基本的に考へ方が違ふわけですね。修正度合いの大きさがけんをい

つの時期においてどの程度のリカバーするか、こういうふうな将来の財政設計の問題でございまして。

○須原昭二君 どうも私は国民の、いまのお話しを聞いておつても、われわれの後輩たち、後代の過重負担にならざるを得ないと思ふんです。これに対して国庫負担のほうは制度発足当時より実は保険料の二分の一としていたわけですね。依然として変わつておらない。この際やっぱ国庫負担は保険料と同額にすべきじゃないのか、こういうものの考へ方が当然出てくると思ふんです。ただ保険料だけ負担を多くしていくということは私はおかしいんじゃないか、こういう論があります、その点はどうでしょう。

○政府委員(横田陽吉君) 保険に対する国庫負担の注ぎ込み方の問題でございまして、御承知のやうに国民年金につきましては国庫負担の入れ方が一番大きいわけでございまして。保険料の二分の一でございますから、全体として必要とする財源の三分の一は国庫負担だと、こういうことでございまして。それで、厚生年金は御承知のやうに二割といたうことでございまして、一番大きいわけですね。それから現在国民年金は十年年金が支給されておるわけでございまして、いずれ近く五年年金の給付も始まる。そういう短期でもつてつく年金につきましては、昨年の改正によりまして国庫負担のかさ上げをしていただいております。五年年金について申しますと、国庫負担の割合は約四二%、十年年金につきましては約三九%、こういうふうな高率の国庫負担にいたしておるわけでございまして、国庫負担の割合から申しますと、他の年金と比べてやはり自営業者、農家というものの経済的な負担力というものを考慮して相当高い率の国庫負担をしておるといふふうに考へております。したがつて、この国庫負担率の引き上げについてはいまのところ考へておらないわけでございまして。

○須原昭二君 いまのところ考へておらない、しかし昨年からはつ考へて切りかえてもらわな

きやいけない。というのは福祉元年と政府が言つた以上はやはりこの際、国民の連帯意識の上に立たなければならぬと思ふわけで、やはり保険主義を払拭していくためには徐々にあるけれども国庫負担というものはやはり上げていかねばならない。いつまでも制度発足当時からの保険料の二分の一を固執をされるというところに一つ問題点があるんじゃないか。この点はひとつ大臣要望しておきましよう、ぜひひとつ。うなづいておられますが、うなづくだけではいけませんから、どうぞひとつお願いをいたします。

それから年金の積み立て金の管理運用の問題点であります、年金積み立て金というのは俗に第二の国家予算とまでいわれておりますが、昭和四十九年度末の見込みとしてどれくらいになりますか。——こちらのほうに資料がありますから、こちらから申し上げておきましよう。この「年金積立金累積状況等推移」と、これで出ておりますが、四十九年度末見込み一兆四千五百八十二億と、こういうことになっております。これは間違いありませんか。

○政府委員(出原孝夫君) そのとおりでございます。

○須原昭二君 現在の預託金利率というのは何%になつてますか。

○政府委員(出原孝夫君) 七分五厘でございます。

○須原昭二君 七・五%ですね。

○政府委員(出原孝夫君) はい。

○須原昭二君 そういたしますと、昭和四十八年度の全国消費者物価上昇率一六・一%であります、一方積み立て金の利率が七・五%、このように積み立て金の利子と物価の上昇率とのギャップが大きい現在では将来のやはり年金支給のための積み立て金として用をなさなくなつちやう。これは一時的だとおっしゃるかも知れません。しかし一時的であるといふこともしはたいへんなことになつていくわけですね。そういう積み立金の利子と物価上昇率とのギャップ、これは私は国が

やはり国庫負担で穴埋めしていくべきであると思ふわけですが、その点これは基本的な問題です。これは大臣からひとつ御答弁をいただきたいと思ふ。いかがですか。

○国務大臣(斎藤邦吉君) この預託金利は大体七年で定めていくわけですが、なるほどそういうふうな物価が上がるときもあり、下がる時もあり、(「下がる時はない」と呼ぶ者あり)物価がやっぱり下がる時もあると思ふんです。そうならなくちやいけないのでございまして、それからこの金利というのは一般の関係もありますので、その物価と同じだけの金利にしなければならぬということもこれはむずかしい問題であることは御承知のとおりでございまして。したがって、これを国が埋めるといふ考え方はなしに、長期的にながめれば安定確実な金利である、こういうふうになるんじゃないかと思ふます。

○須原昭二君 どうも大臣ですら認識がないと思ふんですが、日本の歴史上、近來物価が下がったためしがないんですよ。それがまた近年あるというふうな感じになられることは私はどうかと思ふわけです。やはり国の経済政策の失敗だと思ふんです。これは、物価が上がっていくということは、やはり国の責任だと思ふ。ですから、そういう物価上昇率と積み立て金の利子、こういうもののギャップというものはやはり当然国庫負担で埋めていくという基本的な姿勢がなければ、物価は上がっても痛くもかゆくもないというのは政府だけで、国民だけが困つちやう、こういう形になると思ふんです。やはり施策に對し私は責任を持つべきである、そういう立場から、やはり政府が基本的にこの問題はきびしくとられて、やはり責任を負っていくという姿勢に私はならなければ、責任政治、田中内閣がいつも言う責任政治というのは全うできないんじゃないか、こういう感じがするんですが、もう一度御答弁をいただきたい。

○国務大臣(斎藤邦吉君) こういう問題はやっぱり長期的に私は判断をすべきではないかと思ふんです。

です。私どもは七分五厘のいま金利で二月以降そうしておるわけですが、これは一度きめまして、その金利は七年継続と、こういう約束で定めていくわけですが、景気の変動によつて今度は金利を下げるというときがあつても、七分五厘で約束したものは七分五厘でいくわけですが、やっぱり長期的に御判断をいただくきりないんじゃないでしょうかと私は申し上げたいのでございまして。しかし、それは言いまして、物価がこのように上がる状況が非常に続くというところであればまたいろいろ考えなければならぬものも私は出てくると思ひますが、長期的に判断をしていただければ、まあまあいいところに落ち着くんではないか、こう私は考えておるわけですが。

○須原昭二君 どうもこの点は平行線のようなもので、これは、長期的とおっしゃいますけれども、下がる見込みがあれば私たちは一応一歩下がつてもいいと思ふ。しかし、いまの見通しでは下がるきらい全くない、こう言つても過言ではありません。というのは、なぜならば、戦後におけるこの歴代の自民党政府という立場からいつても、これは物価が下がつたことはないんです。そういう点から見れば、長期的、長期的とおっしゃつてもどうも納得がいきません。しかしこれは、厚生省は大蔵省と話しをなさなされは明確な答えが出てこぬと思ひますから、大蔵省とそこら辺は将来の計画もこれあり、やはり慎重に討議をしていかなければならぬ問題点じゃないか、この点はひとつ前向きで、長期、長期とおっしゃいますと七年先のことになつてしまひますから、そうじゃなくして、來年、再来年の問題としてでも早急に一べん考えていただかなければならぬ問題点だと、こう思ひます。

そこで、今度は、いわゆる年金の積み立て金というのは、被保険者から強制的に徴収された保険料の集まり、集積だと思ひます。したがつて、年金の積み立て金の管理運用については当然被保険者の意向を十分反映させる必要があると私

思ひます。そういう点についてどうでしょう。

○政府委員(横田陽吉君) 年金積み立て金の管理運用につきましては、被保険者なり事業主の意見というものが相当反映されるべきである、これは全くお説のとおりだと思ひます。現在もそういうことで資金運用審議会等には私どもも専門委員として出ておりますし、それからまたそういった審議会の場のみならず、大蔵省、厚生省との間のいろいろな話し合い、あるいはまた、話し合いをいたします際に、国民年金審議会あるいは社会保険審議会のそういった御意向を十分にこの運用の面に反映するように私どもも努力はいたしてあります。ただ、この点につきましては、さらによりよく労使双方の意見を反映させるためのくふうはないだろうかというところでいろいろ検討いたしておつたわけですが、大臣からも強い御指示がございましたので、近い将来に労使双方の代表者を含めた年金資金懇談会を厚生省の中につくりまして、さらにその点につきましては徹底を期したいと思ひます。

○須原昭二君 その被保険者の意向を十分反映させることは当然なことだ、こう実はおっしゃいました。ですが、じゃあ、その年金資金何とか懇談会というふうな、設置をされるというお話ですが、いずれにしても十一兆四千五百八十二億円というふうな膨大なこれお金なんですね。四十九年度末見込みであります。このやりの管理運用については、十分認識がされておりますという被保険者の意向反映、これをどう、どのような措置を講じているのか、これは、これからの問題点と言われるならば後日に延ばしますが、現実にはどういふことをやつておられるのか、この点を確かめておきたいと思ひます。

○政府委員(横田陽吉君) 現実には毎年毎年予算を組みます際に、財投の予算というものがあつてございまして、で、財投の予算はもちろんだ大蔵省の責任においてこれをお組みになるわけですが、その際に私どもも、言うなれば大口の預金者でございまして、この福祉還元の問題に

つきましては十分私どものほうの意見も考慮に入れてもらつて、そしてこういう財投予算を組んでおるわけですが、その中で特に当該年度において増加、増額いたしました積み立て金の金額の一部分を、いわゆる還元融資というふうなことで事実上自主運用に近いようなそういう運用をいたしておるわけですが、それで今後は、さらにこの先ほど申しました年金資金懇談会で、具体的ないろいろな御意見を承つて、財投予算の中で年金の積み立て金の管理運用をどうするかという点につきましては、さらに強く私どもの意見も反映するような努力をいたす、こういう考えでございまして。

○須原昭二君 やはり、いま反映をされていくというふうなお話ですが、年金積み立て金というのは一元的に資金運用部資金の中に繰り込まれてしまつて、被保険者の意向反映というのはいささか実はシステムになつていふところがある。実はここに「昭和四十九年度年金積立金還元融資資金計画」これを見ても実は思ふんですが、被保険者に何にも関係のない、たとえば一般廃棄物処理八百六億円、それから簡易水道百九十億円、屠宰場四十三億円、産業廃棄物処理十億円、同和対策三百二十五億円、下水道五百十六億円、上水道五百億円、二千三百九十億円というの、何ら関係のないところにどんどん出ておるわけですね。やはりこういう点を考えますと、この際他の政府資金と切り離してやはり管理運用すべきだ、こういうものの考え方が成り立つてくるわけですが、その点はいかがですか。

○政府委員(横田陽吉君) 管理を一元化しておる現在のやり方であるか、あるいは多元化するか、この問題につきましては、私どもは先ほど御指摘のございましたように、現在でも十一兆円近い、そういう金額の資金の管理運用でございまして、この管理運用のやり方いかんによりましては、国民経済に対する影響の度合いというものも非常に大きいわけですが、その中で、国家資金の運用というふうな観点から申しました場合に、運用に

つきまして、多元的な運用をするという、そういう考え方は私どもはとり得ないと考えております。ですから、管理運用の一元的なやり方の現在の姿を改めるというふうな点につきましては、私も非常に疑問に思っておりますが、その運用の内容そのものにつきましては、先ほど来申し上げておりますように、現在までもずいぶんいろいろな意見を申し述べてきて、それを反映してもらっておりますし、これから先はさらに年金資金懇談会の、より具体的な、より広範な御意見をいただいて、さらにそういった面の努力をいたしたいと考えております。

○須原昭二君 この問題はわれわれが言っているだけではなくして、昭和三十五年、いまから十数年前、十月十二日の社会保障制度審議会における「公的年金積立金の運用についての要望」、昭和三十五年九月十六日並びに昭和三十五年十二月二十二日の「国民年金積立金の運用について」の答申、さらに昭和三十六年一月二十四日は、厚生大臣、大蔵大臣に「公的年金積立金の特別勘定設定に関する要望書」、そういうものがどんどん出てきているわけです。当然審議会の中でも、これは他のあまたの問題点が指摘をされて、年金は特別勘定にすべきであると、こういう見解が十数年前からもう提起をされているわけです。よく私はこういういろいろな問題点を政府当局に質疑しますと、それは審議会で一べん検討します、これは懇談会で検討します、こう言われます。しかし、審議会であるいはまた懇談会で定められて、答申が出てきても、十数年前の意見が、要望が、いまなお実態できておられない。これはひとつ皆さんのほうに非常に積極的にやらない姿勢、非常に怠慢であると、こっちは指摘をせざるを得ないんです。やはり年金特別勘定にすべきである。これは従来各機関で、審議会や懇談会でいわれていることであって、当然もう十数年たっておりますからやるべきだと思っておりますが、その点はいかがですか。

○政府委員(横田陽吉君) 実はこの資金の運用につきましては、昭和四十八年度は私どもにとりまして相当画期的な前進を見た年だと考えております。先ほどちょっと申し上げましたが、還元融資の面につきましては、従来は四分の一でございましたものを、三分の一まで融資額の幅を引き上げるといふようなこと、それからまた、個々の融資の対象としたしまして、従来、厚生年金につきましては、個々の被保険者に対する貸し付けというものを一切やっておらなかったわけでございますが、個人住宅の融資等、個人に対する融資の道を開いたというようなこと、それからまた、いろいろ御意見はございますが、非常に老後生活を豊かに楽しく送るための施設をいたしましての大規模年金保養基地を設置するとか、いろいろ画期的な前進を見たわけでございます。それは、いま先生引例なさいました審議会のいろいろな御意見、そういったものが背景となりまして、ここまでできたといふふうに私どもも考えておるわけでございまして、ただ遺憾ながら、この一元的な運用を多元化するといふ点につきましては、審議会の意見では、御指摘のような内容になっておりますけれども、私ども先ほど申しましたような理由で、なかなかこれをとることは困難であるといふように考えておりますが、ただ、しかしそれなりのいろいろな効果もございまして、還元融資の面その他につきましても、相当の前進を見たということをお報告いたしておきます。

○須原昭二君 やはりこれは一元的に資金運用部の資金の中へ繰り込まれて、われわれには何にもわからないわけですよ。ですから、たとえば被保険者の意向が十分反映をされているのか反映されていないのか、それもまたわからない。したがって国民年金、厚生年金の積み立て金の還元融資による回収がどうなっているかということもわからない。田中議員からも再三この問題点は指摘をされておる問題点で、やはりこの点は正常にやっばりしなければ、被保険者の意向というのはほんとうに、最終的に意向が反映をされているかどうかということも判定できないわけです。これは抜本的にやっばり考え直さなければならぬ時点でではないかと思うんですが、厚生大臣どうでしょう。

○国務大臣(斎藤邦吉君) 積み立て金の管理運用につきましては、いまの制度を改めて、厚生省が独立に自主的に管理をしたらいけないかと、いったいどうな意見、さらにまた、その資金運用部の中で、特別勘定を設けてやるようにしたらどうかという意見、まあ、いろいろ意見のあることは私も十分承知をいたしております。

そこで問題は、現在の制度において、被保険者なり使用者側の意見が反映されないかされておるかというところが、一番の問題だと私は思うんです。そこでこれにつきましては、御承知のように、予算をつくるときには使途別分類というものをくりまして、預金部の資金は、これだけは国民生活関連に使います、これだけは福祉施設に使います、というふうなように使途別の分類をばつくりつくって、それを国民の前に明示をするというやり方でもしております。さらにまた還元融資につきましては、御承知のように、いろいろな社会福祉施設あるいは国民生活関連に使っているということも明らかにしておるわけでございますし、それから、いま局長が申されましたように、年金資金の懇談会をつくつて、労使に入つていただいた懇談会をつくつて、その意向も十分反映させようと、現に反映もしておると私は理解をしておるわけでございますので、いまの段階でいまの制度を改めるといふ必要は、私はないんじゃないかと思ひます。しかし、須原委員が御心配になっておるように、労使の意見があまり反映されないという事態になれば、これは私は厚生省としても考えなけりやならぬ問題だと思ひます。

そこで、当面としては、私どもの意見というよりも、労使の意見が反映されるように運用方について改善を求め、それに努力をし、そうして、それがどうしてもいまいちのようやつぱり制度じゃだめだということなら、お述べになりましたような自主管理の問題あるいは特別勘定を設ける、こういうことになるんじゃないかと思ひます。そこで、

さしあたりとしては、私どもは労使の意見を反映させるということに、いま全力を尽くしておるわけでございます。しかし、お述べになりましたような気持ちは、私は十分理解しておるんです。これはまあ、いまのようなことで、はたして労使の意見が反映されないということであるならば、これはやっばり根本的に改める必要がある。そのときは自主管理なりあるいは別勘定を設けるといったようなことになるのではないかと思ひますが、いまのところ、さしあたる問題としては、運用の改善に力をいたすという段階であるといふふうに御理解いただきたいと思ひます。しかし、将来の問題としては、十分私も理解をいたしておりますから、労使の意見が反映されないといふことであるならば、これはやっばり大蔵省のいまのやり方というものを改めてもらう、こういうふうな話をすべきものである、かように考えております。

○須原昭二君 それは四十九年度ですね、還元融資額を見ましても六千三百三十億円、その中で三分の一になんなんとする還元融資が、一般廃棄物処理だとか、簡易水道だとか、上下水道だとかあるいは同和対策費だとか、それは関係ないとは私は言いませんけど、あまりにも拡大解釈をされて、被保険者のためには直接なっていないわけですね。そういう還元融資のあり方については、やはり是正してもらわなければならぬ。したがって、もう一つ還元融資による回収は、どうなっているかということをお尋ねしたいんですが、時間がもうわずかでございいますから、これはどういふ実態になっているのか、何か文書がありましたら、ひとつ御提出をお願いしたいと思います。お願いしておきます。

それから最後ですが、現在年金福祉事業団が設置運用されようとしております大規模年金保養基地、これはどういふものなのか、これが一つです。時間がありますから、総括してお話を聞きたいと思ひますが、昨年の七十一国会における国民年金法の改正で、年金福祉事業団は大規模年金保養基地の設置運営を行なうことといたしました

が、今回のその改正案では、事業団みずから運営を行なわずに、さらに他の法人に委託運営させることになっております。この他の法人とはどんな団体をさすのか、他の法人に委託運営させる理由はどこにあるのか、簡単にひとつ明快に御答弁をいただきたい。

○政府委員(横田陽吉君) 大規模年金保養基地の趣旨につきましては、一言で申しますと年金生活に入つた方の老後生活を、ただ単に余生を送るというだけではなくて、心豊かに生きがいのある生活をし得るための場を提供する、一口で申しますと、そういうことでございます。

それで設置計画は大体全国十カ所でございます。一方所当たり土地にいたしまして百万坪、その上にいろいろな総合的な施設をつくつて、現在のところ一方所当たり二百億円を予定いたしております。

それから、この運営の問題でございますが、何せ、この施設というものは、世界的にも、たとえばソ連のソチ、ヤルタ、あるいはコーカサス、そういうところで前例がございすけれども、日本ですとこの施設は、おそらくこれらのいわゆる世界的施設をさらに上回るような非常に整つた施設でございます。したがって、それだけ投資をいたしまして、老後生活を心豊かに生きがいのある生活を送つていただくための場として提供いたしまして、それがいわゆる役人達の経営がなされて、かんこ鳥が鳴くようなことになつては非常に困るというようなことでございます。したがって、施設のすみからすみまで年金福祉事業団が、事実上みずから、あるいはみずからの手足を使って管理運営するということについては非常な問題があるということが考えられますので、そういう運営の面についてはその趣旨を十二分に生かしていただくためにむしろしっかりした民間団体にお手伝いをいただくということが必要であらう、こういうふうにご考慮願ひでございます。

ただ、つくりました施設のどの部分をどの程度

民間の団体にお引き受けいただいて、この施設の活用をはかるかという点につきましては、現在この施設につきましましてマスタープランを作成中の段階でございますので、まだ最終的にその点をどの程度の幅でどの施設をどう委託するかという点についてはまだ未定でございます。

○須原昭二君 他の法人はどういう……

○政府委員(横田陽吉君) 他の法人は、一つには昨年末に認可いたしました年金保養協会も一つの有力な団体でございます。ただし、全国十カ所につくるわけでございますので、その地域地域でその運営をまかせよう的な確な団体というものがございす場合には、そういう団体もいづれはピックアップいたすことになるかと思ひます。

○須原昭二君 他の法人団体の中で、いまちようど年金保養協会の名前が出ました。この年金保養協会は鈴木善幸さんが会長だということを漏れ承つておられますが、十億円の資本を集めるために企業に対して一口百万円、大体一から九口加入できるということになって、寄付金を要請をしております。実は「大規模年金保養基地の施設別分類系統図」というやつがここにあらうわけですが、これを見るとゴルフ場まで実は書いてあるわけですね。いま、こうした還元融資でつくられる施設の中で、老人ホームだのいろいろありますけれども、若い人たちが入つて利用しておるという傾向が事実あるのです。したがって、どういう方々がこれを使うかということがこれからの問題点であります。たとえば年金保養協会が企業に百万円あるいは一口九口以内こういうことで募金をすれば、当然そのゴルフ場の利用も、まあ、よくいわれるゴルフ会員権になるのではないかと、こういう感じがする私は持たざるを得ないんですが、このようなことまでして、こういう協会までして委託をする必要があるのかどうか、私はここに一つ問題点がある。したがって、なぜその事業団みずから行なうことができないのか。

それからもう一つは、年金事業団とその他の法人との関係はどのように考えられているのか、あるいはその責任の所在はどうなるのか、どこにあるのか、こういう問題がやはり派生的に出てくるわけでありまして、これはひとつ今後の問題点でございます。もう一つは、どういふお感じを持っておられるのか、明確にお答えをいただきたいと思ひます。

○政府委員(横田陽吉君) 法律的な責任はすべて年金福祉事業団でございます。ただ、問題は、こういう施設が先ほど申しましたように、国際的にも非常に珍しい施設でございますし、これの将来の運営というものについてはだれもしたがって経験がないわけでございます。したがって、こういう施設をどのようなものにつくり上げるか、こういうプランのつくり方、これが一番問題でございます。現在それをやっております。ただ、き上がりまして、こういうものの趣旨を十分に徹底する必要があると思ひます。端的に申しましてPRの必要がございす。

それからもう一つは、やはりこれだけの施設が全国に十カ所できてまいりますと、まあ一つには、国際的な日本を代表する一つの顔になってまいります。したがって、諸外国においてのこれに類する施設とのいろいろな人的、物的な交流の問題も出てまいります。そういうものもすべて国の予算でもって処理できればよろしいのですけれども、これは実際問題としてはなかなか国の予算になじみづらい問題もございすので、したがって、年金保養協会が中心になりまして、まあ民間の企業なりいろいろなところに趣旨の理解を求め、そこから善意のお金をちょうだいをいたしておる、こういうふうなことでございす。

今後にわたつて、この施設ができてまして設置運営されます場合の法律的な責任は、最初に申し上げましたように、あげても年金福祉事業団にございす。それを監督するのが厚生省でございす。

○須原昭二君 いや、実はこの大規模年金保養基地設置懇談会の構成メンバーを見ても、たとえば三菱地所株式会社取締役会長が入つておたり、

日立木材地所株式会社と、やはり不動産屋がちゃんと入つてゐるわけですね。こういう形になると、将来、私はたいへん運営というのには設置する段階でいろいろ問題が出てくるのじゃないかというふうな憶測を、心配を持たざるを得ないわけですね。ましてや各企業から百万円、一口から九口以内というところで集めると、たとえば一つの例としてゴルフ場を言いましたけれども、何かそのゴルフ場の利用というのは、そういう被保険者が使うのではなくして、やはり企業のゴルフ会員権のような形になつてしまふおそれがあるのではないか、こういう感じを実は抱くわけですね。

したがって、これからの問題点であります。警鐘を乱打しておきましょう。

そこで、責任は事業団、年金福祉事業団がこれを持つ、そしてそれを厚生省が監督すると言われるんですが、これは往々にして、そういう法人ができてきますと、一人立ちして勝手なことをやるという傾向が非常に強い。ましてや議員仲間の先輩を言つてはいけません。やはり政治家が長になるといふことについては非常に疑問を私は持たざるを得ないと思ひます。まあ鈴木善幸さんが人がいいか悪いかわかりませんが、まあ言わざるを得ないわけですね。うことは言つてゐるわけじゃないんですが、往々にして政治家が介入するといふことはよくない。この点は明確に指摘をしておかなければならないと思ひます。

それからもう一つ、もう時間が来てしまつて……。たとえば他の法人との関係、責任は年金福祉事業団が持つんだと、こうおっしゃいますけれども、法律ではいまだ財団法人の厚生団、これあります。これにおける福祉施設は、なぜこの福祉事業団に全部移管しないのか。これはもう法律によれば、たとえば厚生年金保険法第七十九条の第二項、国民年金法第八十四条第二項、船員保険法第五十七条の第二項、この条項によりまして、この年金福祉事業団で行なうこととして義務づけられてゐるわけですね。それをまあ古いからというかも知れませんが、この財団法人厚生団

が依然として福祉施設を管理運営をしている。やはり責任を持つというならば、これは集中をして年金福祉事業団で統括をする、こういう基本的なものの考え方にならなければ、そのつど何か団体を入れてばらばらに運営されていくということになつてしまふのではないか。そういう点を非常に私はおそれますが、その点はひとつ今後の運営のあり方、方針として、最後に厚生大臣の所見だけ承っておきたいと思ひます。

○国務大臣(齋藤邦吉君) 年金福祉事業団が、今回法律に基づきまして年金保養基地を設置管理するというにいたしましたわけでございますが、局長からも御説明申し上げましたように、この基地は年金の受給者あるいは年金の被保険者の方々の保養のためにつくる、しかも非常に幅の広い事業を行なう基地としてつくつていくこと、こういうことになつたわけでございます。そういうのは、まあ、やっぱりある程度役所的な感覚でもございまして、それからまたそれだけのこれを管理していくだけの人数もなかなかさういふわけにはいかない。いろいろマスタープランをたくさんつくつていくにしてもなかなかたいへんだ。そこでやはり専門専門の創意くふうを吸収していくということが必要ではないかという考え方から、その年金保養基地の中で設立される施設のうちの一部については年金保養基地協会というものの、あるいはそのほかの団体も私は出てくると思ひます。そういうものに委託をして行なわしめるということが効率的ではないか、こういう考え方になつたわけでございます。

それからその協会の運営についてはもとより年金福祉事業団のある程度の仕事の委託を受けるわけですから、厳正、公平なものにしていかねばならない、こういう考え方からこの基地協会の理事の中には労使の方々も入つていただく、こういうことにしたわけでございます。そこで、たまたま会長に鈴木善幸さんをお願いしたんですが、これは政治家ということではなしに、実はこの年

金保養基地……

○須原昭二君 政治家だよ、あれは。

○国務大臣(齋藤邦吉君) 政治家ではありませんが、現在政治家ではありませんが、この大規模保養基地というものをやらにやならぬということを提唱した実は初めての人であつたんです、実は。であり、しかも、まあ厚生大臣としてはいまだ一番長く厚生大臣を長期間にわたつてつとめられたという学識経験のある方でございますので、自民党総務会長としての資格ではございません、鈴木善幸個人として、厚生大臣をもちつてきた、しかも年金保養基地協会の設立を提案をした、そういう学識経験というところで、鈴木善幸さんに会長にお願いしたもので、全然ないと思ひます。ただはどうか御理解をいただきたいと思ひます。これは年金福祉事業団も監督いたしますし、それから私も厚生大臣として、この団体については十分なる監督をいたし、世間からごまつても批判を受けられないように今後やつてまいる所存でございますから、御理解を賜りたいと思ひ次第でございます。

午後零時三十分休憩

午後一時十六分開会

○委員長(山崎昇君) ただいまから社会労働委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、国民年金法等の一部を改正する法律案、児童手当法等の一部を改正する法律案、以上両案を一括議題といたします。

質疑のある方は順次御発言を願ひます。

○藤原道子君 私は児童手当法についての質問をしたいと思ひますが、まず最初にお伺ひしたいのは、二十世紀は児童の時代であるとエレン・ケイ

女史が言われた、そのことばのとおり、世界各国の児童福祉は競うように著しい発展を見せてまいりました。ひるがえつてわが国の児童福祉を見ると、戦後著しい発展を遂げ、児童福祉法はじめ母子保険法あるいは児童扶養手当、特別児童扶養手当等一応の法体系は整備されてまいりました。

しかし、児童の置かれてゐる環境は、公害をはじめ乳幼児の捨て子あるいは交通災害などによつて児童福祉が非常に阻害されておりますが、そのいろいろな問題が多いが、これに対して厚生省としては今後どのような対策を立てておいてになりますか。

○政府委員(鶴久次郎君) ただいま御指摘のございましたが、三つに分けて考えられると思ひます。

まず、自然と申しますか、児童を取り巻いてゐる自然の環境、交通公害あるいは環境公害、大気公害という自然の環境と、それからもう一つは児童の置かれてゐる家庭の環境、それからそれともう一つ考えられますのは親子の環境と申しますか、関係というものの、いずれにいたしましても、激しい時代の移行行きの中で、まず自然の置かれてゐる環境を考えますと、非常に最近、特に戦後はそうでございますけれども、乳幼児の交通事故あるいは水による溺死等の事故、こういうものが多くなつております。それは一つには、やはり自然環境がきわめて都市化をしまして、児童を取り巻いてゐる自然の遊び場であるとか、そういうものが非常に変化ををいつつあるというように思ふのでございます。

(委員長退席、理事須原昭二君着席)

それからもう一つは、やはりこの児童の家庭の環境も非常に変わつてまいりまして、特におかあさんが職場に出られる、いわゆる母親の就労というものを中心とした児童の環境というものが戦前とは比較にならず変わつてきております。

こういったことに対して、やはりそれぞれに対応すべきであるというように私も思ふわけでございますが、まず第一の児童を取り巻いて

いる自然の環境という点から申し上げますならば、できるだけ児童に自然の遊び場、それでないならば児童公園あるいは児童館というような施策を進めてまいる必要がある。また、その線に沿つて従来また将来とも進めていかなければならないと思つてゐるわけでございます。

それからもう一点、児童のこの家庭における環境、これをよりよく児童福祉のたまえから進めていくためには、御承知のとおり児童のための保育所の増設、それから学校から帰つてきたあとの児童を取り巻いてゐる環境の改善、こういったものを進めていく必要があると、そういった意味で、厚生省といたしましては、厚生省だけでできることばかりではございませんけれども、われわれの児童の福祉ということを中心に進めていく行政といたしましては、いま申し上げました児童館、児童遊園あるいはちびっ子広場であるというふうな、そういった自然の環境づくりと、それから児童を取り巻くよりよい人間関係の環境と、そういった意味での保育所、あるいは児童の病気の予防というふうなことを進めていくことが、今後の厚生行政の大きな柱であると、かように考えておるわけでございます。

○藤原道子君 いまの御答弁でございすけれども、私はこの保育所であるとか、あるいは学校から帰つた子供たちの保護であるとか、あらゆる問題はぜひふん取り上げてきてゐるんです。そのたんびにあなたのいま言うような答弁をしていらつしやる。だけれども、あまりにもいま保育所その他少な過ぎると思ふんです。それから保育所の時間が非常に働く女性にとつては足りないんです。勤務が五時までといつても帰る時間がちよつとあれになると、残業なんという子供に処置に非常に困つてゐるんです。だからいろいろな施設の保育所ですか、そういうものとか二カ所に預けるような金のかかることをしてゐるから、児童福祉をお考えいただくならばその点は真剣に考えていただきたいことを強く要望いたしておきます。

そこで、今度の児童手当法の問題について、基本的な事項についてまずお伺いをしたいと思ひます。

まず第一に、児童の健全育成対策、それから児童の健全育成対策については、昭和四十九年度児童家庭局予算に占める割合は児童手当を含めてもわずかに一八・七％なんです。それから児童手当を除けば〇・四％の低率なんです。今後どのように充実強化しようとするのか、具体的な対策をまずお伺いをしたいと思います。

○政府委員(齋久次郎君) 児童家庭局の予算の中におきます健全育成、いわゆる児童の健全育成の占める予算上の比率、これはお示しのとおりでございます。ただ、御承知のとおり、先ほども申し上げましたように、保育所あるいは重症心身障害児施設、それから精神薄弱児施設等に対する措置費、こういったいわゆるこの非常に多額の経費を要する面の伸びというものは片方にございまして、ただいま御指摘のありました健全育成の面につきましては、四十九年度は昨年度より額にして二億の増額になっております。ただ全体の比率から申し上げますと、いまお示しのあったように昨年も〇・四％、これも全体のうちのその分については〇・四％でございます。ただ、いまこれからの問題として私も考えておりますのは、やはり中心になります児童館の、健全育成対策を進めていくという意味におきまして、これは百二十カ所の増設、約千八百カ所を全国に設置をいたしましてこれの運営補助を行なつてまいらう。それから児童遊園、あるいは民間指導者の養成と、民間指導者の養成と申しますのは全国すべてではございませぬけれども、モデル地区を選びまして、そこにおけるいわゆる民間のボランティア、こういう方々に対して研修を行ないまして、その地域における児童の健全育成の一助にしていこうということが、この仕事の中心でございまして。なお、私も現在、来年度を踏まえて考えておりますのは、全国の民生委員・児童委員、こういった方々の数は御承知のとおり非常に多いでございます。こういった方々を中心と

したやはりボランティア活動を推進していくということも、今後の大きな課題であらうというふうに思つてゐるわけでございまして。そのほか、母親クラブであるとか、地域の健全育成のための民間の善意と申しますか、積極的な熱意をさらに活用していくための施策を、健全育成の柱の中に取り入れて進めてまいりたいと、かように考えておるわけでございまして。

○藤原道子君 私はいろいろ調べますけれどもね、児童家庭局の予算が総額少ないですね、これはもつとふやそうに努力していかなきゃならないということも、今度こうした計画を見てしみじみ考えましたので、とにかく児童対策に對してもっと真剣に考えていただきたいということを強く要求いたします。

そこで、母子保健対策でございますが、重症心身障害児の発生予防が最も重要であると思ひますが、これに對してどのような対策を考えておられるのか。

それから地方公共団体においては妊産婦、乳幼児の医療の無料化が相当多数の市町村で実施されてゐるようでございますが、その現状はどのようなふうにおられるのか。と同時に、これに對して国はどのような方針で進むかであるかということについてお伺いをいたします。

○政府委員(齋久次郎君) まず第一点の心身障害児の対策でございますが、おっしゃるとおり、心身障害児につきましては、まず、発生することを予防することが最大の先決問題であらうと思ひます。次に、お気の毒にもそういう心身障害児が現にある場合に、これを早めに見つける、早期発見が第二の要諦であらうと思ひます。それから、第三の問題が早期の治療、少しでも早い方向におし、なおせないまでも生活できるような方向に持つていくということがこの三つの柱にならうと思ひます。早期発生予防につきましては、妊婦の時代における健康診査、それを行なひますことが何よりも必要でございます。そのためには四十八年から妊産婦、乳幼児については全部健康診査の

対象にしておりまして、特に乳幼児につきましては、従来、年に一回の病院、診療所における健康診査を年二回にするということにいたしてあります。

それから三歳児健診というものもこれを強化してまいる。

なお、妊婦につきましては、従来の検査項目からさらに必要な検査項目をふやしまして、早い時期に胎内における赤ちゃんが健康であるかどうかということもわかり得るようになつていくという方法で、健康診査を進めておるわけでございまして、そういったことを進めると同時に、万一乳幼児の段階で、いわゆる難病、慢性疾患にかかった児童に對しましては、未熟児の養育医療であるとか、あるいは育成医療というものを通じてまず治療し、治療が根治、むずかしい者につきましては、社会生活ができるように対応していくという育成医療を進めていくわけでございまして。こういったような施策をいたしますこの母子保健の体系の中で、最近、先ほど第二の御質問でございましたように、市町村あるいは都道府県で妊産婦、乳幼児の医療の無料化ということがあることも承知しておるわけでございまして。で、私どもの現在わかっております調査の段階では、妊婦の医療無料化につきましては、全国で六県と承知しております。

それから乳幼児の健康、医療の無料化につきましては、たしか四十二の府県で実施してゐるようでございます。ただ、この乳幼児の医療の無料化につきましては、地方公共団体の事情によりましてたとえば零歳児まで、これが二十九県、それから一歳児までが四県、二歳児までが四県というようになつてゐる内容も区々でございまして。それから、入院に對して無料化するとか、あるいは通院までは見えないというようなことになつてゐるわけでございまして。

で、こういった傾向に對して国としてどうだ、こういった御質問でございますが、国といたしましては、先ほど申し上げました、まず、早期に発見し早期に治療することによつてできるだけ障害児

の発生を予防するということが、未然に防止するということを主眼にして進めてゐるわけでございまして、御承知の母子保健法等によりまして、いわゆる小児の慢性疾患、従来はガンとか非常に重い病気について、長くなる病氣について公費負担の制度をとつてまいりました。本年からはさらにその対象をふやしまして、いわゆる慢性の心の疾患——心臓の疾患、それから内分泌疾患、それから先天性の代謝異常あるいは血友病、それから糖尿病、膠原病、こういったものにつきましては、四十七年に調査しました結果に基づきまして本年度から全額公費の負担に切りかえるというようにしてゐるわけでございまして。そのことによりまして、時間のかかるいわゆる小児の慢性難病につきましては公費負担の制度をとることにいたしました。できるだけこういった重いものをまずなくし、治療していくことに主眼を置きまして、全部の乳幼児の医療の無料化につきましては、現在のわが国の医療の受け入れ体制あるいは他の社会保障給付等の関連もございまして、この点についてはもう少しばらばら検討してまいりたいと、かように考えておるわけでございまして。

○藤原道子君 重症の子供はそうなんても、それが軽く見えてもだんだんひどくなるのがたくさんあるんですよ。だから、軽いつきから見せる。それから、貧しい家庭ではそういうことはあまりよくわからないんですよ。どうせしかながらないというふうなあきらめになつていて、それがひどい身障児になる例がたくさんございまして、それから、もう少し、重い者だけというのでなしに、故障があると思はれる者は全部診断ができるように、そういうふうな方向へ進めてほしいと思ひますが、どうですか。

○政府委員(齋久次郎君) おっしゃる御趣旨はよくわかるわけでございまして。したがひまして、先ほど申し上げましたように、乳幼児の時代における健康診査、それから精密検査、こういったものを全階層に向かつて行なう。それから、保健所あるいは母子健康センター等を中心といたしましていわゆる保健指導というものを徹底して行なうとい

うことによつて、少しでも早くこの病氣の実態がわかるような行政施策を進めていく。さらにそれが先ほど申し上げた慢性疾患ということがわかつた者について公費負担の制度をしていくということが国としてはいまより得る道ではあるまいか、こういうふうな考へてゐるわけでございまして、これを全部、病氣にかつたら全部無料にするというこゝろにつきましては、まだわれわれとしては将来の検討事項である、かように考へてゐるわけでございまして。

○藤原道子君　そういう方針があるなら、絶対に大切な仕事でございましてから実行してほしいですよ。それを、どうも言つてもだめらしいとか、やれ何だとか言つて強く打ち出していかないと、この問題があると思ひますから、この点は私は心からお願いしておきます。そういうことで泣いてゐる人がたくさんあるんです。あさつても私のところへ何だか相談に来たいという人もございまして、ね、ずいぶんそういう階級があるということをお考へになつて、これが実現できるように努力をしてほしいということを強く要望いたしておきます。

それから、母子保健法ですが、制定されてからまだ一度も改正されてないんですね。内容を充実強化するための改正をするお考へはないんでしょうか、この点をお伺ひいたします。

○政府委員(齋久次郎君)　母子保健法は、おっしゃるとおり、制定されてまだ法律改正ということは行なつておりません。

ただ、母子保健法の趣旨に基づきまして、先ほど申し上げましたような、いわゆる小児の慢性疾患の公費負担であるとか、あるいは未熟児養育医療の普及拡大であるとか、こういったことについては、従来から予算的あるいは行政的に行なつてきてゐるわけでございまして。

母子保健法自体の改正問題につきましては、なるほど法律の運営上、若干問題がないわけではございません。たとえば児童福祉法からこれは分かれて出てきたわけでございまして、で、児童福祉法

のほうにまだ取り残されておりますのが先ほど申し上げました育成医療でございまして。で、母子保健法のほうの中心になつておりますのはいわゆる母子の健康診査、それから栄養補給、それから健康相談、さらに未熟児の養育医療、こういうことになつてゐるわけですね。で、その中身の中で、仕事として現在都道府県が行なつております仕事を市町村がやつたほうがいいのではないかと問題もないではございません。したがしまして、私もどなたもいたしましては、現在の母子保健法の体系の中で先ほど来御指摘のありますような内容の充実ということをし、推し進めていくと同時に、やはり法律的なたてまえの上で児童福祉法との関係、あるいは母子保健法自体が持つてゐる問題についてもう少しばく検討を進めてまいりまして、必要がありまう段階におきましてこの改正を行なうことが必要ではないだろうか、こういうふうな考へておきまして、全く改正をしないというつもりではございませんので、御了承いただきたいと思ひます。

○藤原道子君　この点、私は問題があるけれども、きょうは時間の制限がありますので、とにかくこの点については、私はもう改正する点が二、三あると思ひますので、検討していただいて、実行してほしいんです。母子保健法が完全に生かされてくればいろいろな問題も解決してくるんでございまして、これを強く要求しておきます。

そこで、児童手当制度と児童扶養手当制度の比較でございまして、同じ厚生省の児童家庭局の所管でありますけれども、この目的も児童福祉の増進をうたいながら児童手当制度と児童扶養手当制度とは著しい格差があるのはどういふわけでしょうか。これをちよつと伺ひます。

○政府委員(齋久次郎君)　ただいまお示しのごさいます児童手当制度と児童扶養手当制度でございまして、児童手当制度は、法律の第一条にもございまして、児童を養育する親の、いわゆる多くの児童を養育される親御さんのためまえから申します、いわゆる費用が非常にかかるという点

の所得保障、同時に、児童の健全育成、先ほどもお話のございました健全育成という、この二つの目的をもつて制度が発足したわけでございまして。したがしまして、児童手当制度は、児童を持つております親の生活の安定と同時に、児童の健全育成、この二つの柱を中心にしてできてゐるのが児童手当制度でございまして。で、児童扶養手当制度は、これも御承知と思ひますけれども、原則として生別、――父親に死に別れたおかあさんが児童を扶養しているという場合、まれには福祉家庭でございまして、おとうさんが病氣等でなくなつてそれを扶養しているおじいさん、おばあさんがいるという場合も想定されますわけでございまして、けれども、主として生別母子の家庭に對しまして、そのおかあさんというのとは大體父親がなくなつたあとの所得、稼働能力が低くなるということで、この児童扶養手当制度につきましては、所得保障と申しますか、できるだけ所得を失つた母子家庭に對してその所得を補うという意味でできてゐるのが児童扶養手当制度でございまして。そういう法律の二つの制度のたてまえが制度発足の當時から異なつておきますので、したがしまして、この二つの制度につきましては、それぞれ、別の法律体系で発足して今日に至つてゐると、こういうわけでございまして。

(理事須原昭二君退席、委員長着席)
○藤原道子君　じゃ、児童手当の問題ですけれども、四十六年度には三千円で出ましたんで、四十七年度、それから四十七年度も三千円、四十八年度も三千円、それで今度千円上がるんで、ところが四十六年には児童扶養手当は、二千九百円、それから特別児童扶養手当も二千九百円、それが四十七年にはこれが四千三百円に両方ともなつてゐる。それから四十八年には六千五百円に両方ともなつておきます。それが今度の改正で、児童手当は四千円になるんで、ところが児童扶養手当は九千八百円、それから特別児童扶養手当は一万一千三百円、それに、特別福祉手当というんですか、それが三千円つくわけですね。私はこの

特別児童扶養手当とか、あるいは児童扶養手当がこれで十分だとは言わぬ、もっと上がるべきだと思ふ。と同時に、児童手当はどういう精神でやりになつたのか。これだけ物価がどんどん上がつてきてゐるにもかかわらず、四年目になつてたつた千円上がった。これはどういふ計算でやりになつたのか。

○政府委員(齋久次郎君)　児童手当と児童扶養手当あるいは特別児童扶養手当、それぞれの制度につきましては、先ほど一部お答え申し上げましたように、制度本来の趣旨が、児童手当につきましては、多子家庭の生活の安定と児童の健全育成、それから児童扶養手当につきましては、主として生別母子の家庭に對する所得保障、それから特別児童扶養手当につきましては、これも御承知と思ひますけれども、重度の障害を持つてゐるお子さんに対する家庭の介護手当と、こういう趣旨で制定されてゐるわけでございまして。

いまお示しにありましたように、それぞれの制度が発足した當時の金額、その後における改善の経過、それを見ますと、児童手当につきましては三年間据え置きと、児童扶養手当は年々改善をされておる。この点はどうか、こういう御質問だと思ひますが、先ほど申し上げましたように、制度それぞれに本来の目的が違つてゐるといふことが一つございまして、児童手当につきましては、四十六年度の二月に審議会の答申がございまして、本来もつと充実すべきものではあるけれども、とにかく四十七年一月からこの制度を発足させる、そして四十八、四十九、三年かかつていゝわゆる最初五歳まで、次に十歳まで、第三子の五歳、十歳、そして本年、四十九年度におきましては、義務教育終了までというように、三年間をかけて段階的な実施をするということが、まず一方のたてまえになつておるわけでございまして。

もう一つは金額の問題でございまして、四十二年に児童の養育費調査というものをいたしました結果、これが正確には記憶いたしていませんが、約六千五百円ぐらいだったと思ひま

すが、その半額三千円というもので出発をする。したがって、児童の多子家庭における養育費全部を見るのではないという趣旨で発足したわけでございます。しかし、その後、これも御承知のように、国民の生活水準の中で、特に消費者物価あるいは家計の支出が増大いたしました。三千円で四十七年発足しました当時から比べますと、大体三割近く少ない消費水準あるいは物価水準が上がつておるといふようなことを一方で踏まえまして、基本的には四十九年の段階実施が終わったあとにおいて、額について検討することとしたしながらも、三千円の額というものについては、これはあくまでも不十分ではないかということ、今回改正をお願いするような千円の増額ということにきめたわけでございます。それぞれの制度のあり方が制度発足以来異なっておりますが一つ、それから児童手当につきましては、いわゆる三年間かけて段階実施を進めていくという経過があったこと。それから今回の一千円の改定と申しますのは、その後における制度を制定いたしました当時の事情から見まして、消費生活水準その他が著しく変化している、これにとりあえず対応する必要があるというこの三つの理由によって今回改正を行いたい、このようにお願いしているわけでございます。

○藤原道子君 私はこの特別児童扶養手当とか、児童扶養手当がこれで十分といっているんじゃないんです。これは何かの機会にもっと徹底しなければ、こんなことで特別児童扶養手当が完全にやれるとは思わない。たった三千円で特別福祉手当ですか、監護を。こんなことを考えると、私は承知がでないくらい少な過ぎると思うんです。けれども、同時に児童手当も四年も前の計算が六千五百円ですか、その半分ということで三千円にした、ところが四年もたつてこれだけ物価は上がるし、いろんな社会政策が変わってきていますからね。たった千円ということは、私には納得がいかないから、もう少し児童の立場を考えて改正すべきじゃないか。これに対して昭和四十六年

の二月の十日の社会保障制度審議会において、「児童手当法の制定について」という答申が出ていますね。それについても「内容の貧弱さは一応別としても、なお数多くの問題点を内蔵している。」という諸点を指摘しておるわけです。さらに「本制度は、将来飛躍的に発展させなければ本来の目的を達成できない。」、「こういうあれがありますね。私はこれを見てもお考えいただかなきゃならないと思うんですよ。今回の改正案を諮問した際も、本年一月二十八日の同審議会の意見として「さきに指摘したように、その飛躍的な発展をはかることが、この際必要である。」と、同様の内容を再度いわれておるはずですよ。そうすね。児童手当法が制定されてから、すでに三年を経過している余日に至るも、政府は飛躍的な発展をはからうとしなかった理由を聞きたいんです。こうした審議会は何のためにあるのか、この審議会のいうことを取り上げないでやるならば、こんな審議会要らないんじゃないですか。この答申については、どういう解釈をしていらっしゃるか。

○政府委員(鶴久次郎君) ただいまお示しのありました四十六年二月の社会保障制度審議会の答申、これは先ほどもお示しがありましたように、将来飛躍的に発展させなければ本来の目的を達成できないというのが、この答申の趣旨になっております。それからこの四十九年の今回の改正にあたりましては、やはりいまお示しのあつたような趣旨の答申がなされております。先ほども申し上げましたように、児童手当につきましては、第一の趣旨がとにかく世界各国が行なっております児童手当制度が他のいろいろな児童福祉上の諸制度が完備したわが国におきまして、児童手当だけがいままでなかったと、そこで四十六年を最初に、四十七年一月から、とにかくにもこの児童手当制度を発足させるということで、政府としては踏み切り、同時にその間に三年間の間に中身のいわゆる段階的实施を行なうということ、法律の規定をしたわけでございます。したがって

して、四十九年、今年度でございますけれども、四十九年度に十八歳未満の子供さんを持つておられる家庭の第三子が、義務教育終了まで児童全部について児童手当の対象とするということで、この制度の段階実施が一応充足するわけでございます。したがって、残る問題といたしましては、今後この児童手当制度全般につきまして、手当額なりあるいは対象等について、やはり基本的にこの審議会の答申にある線に沿って改善をはかつていくための検討をするということが残された問題であるというように考えておりました。そういう意味合いにおいて段階実施の経過の中におきましては金額の改定、三千円から四千円にするということと終わっているような次第でございます。

○藤原道子君 四十六年にこういう答申が出ていて、それでまたことも出ているのに、私は厚生省のやり方はどうも児童手当に対してそう強い意思を持っていないんじゃないかと思うんです。そこで、世界各國の児童手当制度の支給対象を見ますと、六十四カ国中に第一子に支給しておりますのは五十三カ国で、八二％です。それから第二子が七カ国、第三子は南アフリカ連邦、それから北ベトナム、マウリティウスの三カ国で、いずれも後進国だと思ふ。であるにもかかわらず、わが国が第三子からとした理由を伺いたい。

○政府委員(鶴久次郎君) この児童手当制度を発足いたしました際にいろいろ議論がありましたことは事実でございますが、結論といたしまして三子以降にした大きな理由は、この日本の家庭におきまして、最初に児童手当の目的でも申し上げましたように、多子家庭、特に三子以上の子供さんを持つておられる家庭の養育費の負担が他よりきわめて大きいということが最大の理由でございます。なお、もう一つ申し上げられますことは、当時、児童手当以外のいろいろな社会保障との制度の関連におきまして、とりあえずこの制度を発足させる段階におきましては、最初に申し上げましたような多子家庭における養育費負担の軽減、それが法律の目的にありますような生活の安定に結

びつくわけでございますけれども、そういったことがこの三子以降を児童手当の対象にしたという理由と申しますか、根拠と、こういうふうに考えるわけでございます。

○藤原道子君 私は、どうしても納得がいかないんです。最近の日本人口の動向を見ますと、純再生産率は、一人の女子が一生に産む平均女子の数ですね。これはほぼ一％なんです。女子を産むのは、ところが、わが国の人口が将来増加も減少もしない静止人口となる可能性がある。ということになると、現在、一家庭における子供は平均二人、一人、一人といわれておる。まあ、二人といたしまして。そうすれば、第三子とするのは、将来の人口の推移から見ても、支給対象はきわめて少ないことになる。大体、聞くところ、日本は二人という人が圧倒的に多いんです。ところが、日本の児童手当は三子からなんです。それはどう考えているのか。女の子は一％というところ、その人が二人しか産まないとなると、将来児童手当は要らなくなりまして、しかも世界では、八二％が一子から出ている。三子から出ているのは、先ほど言いましたように、何といいますが、非常に低い国ですよ。結局、南アフリカとか北ベトナムとか、こういう国は三子からですが、八二％は一子から出ている。二子から出ているのが七カ国ある。大多数は一子から出ているんじゃないんですか。それなのに日本が三子からしか出せないという理由はない。だったら、児童手当法は要らないんじゃないですか。そういう点に対してはどう思いますか、あなた方は。

○政府委員(鶴久次郎君) わが国の将来における人口の動態と申しますか、推測につきましては、ただいま人口問題研究所等が示す資料によつて藤原委員御指摘のとおり数字が出ていますと私も承知しております。ただこれは御承知のようにあくまでも平均の数字でございます。日本の家庭全部が二人以下ということになるわけではないわけでございます。おそらく将来人口としては大体一・九、一つの家庭の子供の数がそのくらい

に平均としてなるであろう、こういうことでございますので、三子以降の家庭が全くなくなるというわけではないと承知するわけでございします。現在のこの児童手当制度が三子以降を手当の対象にしておりますのは、先ほども申し上げましたように、いわゆる多子家庭における家庭生活の安定ということが一つの柱になっておるわけでございします。将来、これが、日本の静止人口が全部どうなるか、平均は一応二人を割るということになりまして、全く三子以上の家庭がなくなるといふことではないというように承知するわけでございします。しかし、この第三子以降の児童を持つてゐる家庭に対する手当制度というものは、この制度発足の当初にとられた制度でございまして、今後これをどうするかというについては、なお課題としてはおかれは意識しておるわけでございします。ただ、二子あるいは一子ということになりまして、それに必要な額というものは非常に膨大な額になることもこれは御承知のとおりでございします。それともう一つは、現在のわが国の社会保障給付全体との関連でどうするかということもその一方の検討課題になるだろうと思ひます。五十年以降における児童手当制度全般との関係におきまして、ただいまお示しのありました三子以降でいのかどうかということにつきましては、もちろん私も私としては検討しなければならぬ課題である、かようなことは考えておるわけでございします。

○藤原道子君 日本は児童手当がいふんおくれでいたんです。それでやと始めたけれども、やり方が、日本は後進国ですか。これだけ世界的な立場にある日本がたつた三カ国と同じように最低の三子からやっておるということが私には恥ずかしいと思ひます。承知がでないわけですか。それはなるほど三子以降の児童推計数は約三百万人といわれておりますね。ところが、これに對して私たちが主張しているのは十八歳まで児童手当を出せと言っている。十八歳未満の児童数は約三千万人ということになると十分の一にも満たない子供が児童手当を受けている。しかも、たつた今

度上がつても四千円、諸外国に對しても恥ずかしいと思ふ。同時に第三子から児童手当を支給しようとしたことは対象者がほとんどいないところに児童手当を支給しようとするものであつて、児童手当の目的を達成するような効果があらがないんじゃないかと私は思ふ。児童手当の精神、効果、私は世界の資料も持つておりますが、時間の関係で省略しますが、あなたも外国の様子をよく勉強していらつしやるはずで、それで三人以上の子供を持つてゐる家庭だけが云々じゃない、二人の子供を育てる家庭だってほんとうに何とかしてほしいと私は思ふ。ことに第三子からでも上の子供が十八歳をちよつとこしてももうだめになつてしまふ。ところが、いまはずいぶん高等学校に進む子が非常に多くなつておるんです。私は児童手当が第三子から手当額が支給されることになつておるけれども、いろいろな支給要件があるけれども、四十九年に完全実施となつても、第一子が十八歳未満でなければ第三子はだめ、支給対象とならない。と同時に高校進学率の非常に高い現在では、児童手当等の児童の年齢要件は十八歳に引き上げるべきじゃないか、世界的に考えたつてそうです。というふうなことで、どうも今度の児童手当の改正について私は納得がいかないんです。この点に對してどのように考えておいでになるか。

○政府委員(鶴久次郎君) ただいまおっしゃられたような御意見がありますことは十分承知してゐるわけでございします。先ほどから繰り返し申し上げて恐縮でありますけれども、この児童手当制度が四十七年一月に発足いたしました当時のいきさつ、それからその後における段階実施の状況というもので四十九年度一応この段階実施というものが時期に来るわけでございします。したがひまして、ただいま御意見としていろいろお述べになりました中身は今後われわれが検討する場合に、十分われわれも意識しておりますけれども、問題意識として持つておりますけれども、多子家庭からだんだん少産少子家庭になつていくわが国の人口構

造、それからまた、おっしゃる様に確かに義務教育と申ししましてもいま中学から高校に行く進學率が非常に高うございします。ただ制度といたしましては、一応十八歳未満の子供を持つてゐる義務教育終了までの児童を対象にしてゐる現在の制度、こういうことは今後どのように検討していくかということとは、先ほど来お示しになつたその一つ一つについてわれわれも十分今後の検討課題として検討していかなければならないというように考えてゐる問題ばかりでございします。御意見としては十分われわれとしても承知をし、またその御意見に對して他の社会保障給付との関係においてわが国の児童手当をどうあるべきかということ、で真剣に考えてまいりたいと思ふわけでございします。

○藤原道子君 ほんとうに真剣に考えてもらわなきゃ困ります。

で、昭和四十四年から四十七年までの消費支出の推移、三六%の上昇を見ております。狂乱物価の高騰について昭和四十八年及び四十九年の上昇率は見ていないのじゃないかと思ふ。これに對してどう考えているかと、まあ、いろいろ考えておると、——真剣に努力してほしいことを強く要望いたします。

そこで、児童手当法第六條の二項には政策スライドが規定されてゐるが、この規定は厚生年金法や国民年金法と軌を一にしている。しかるに昨年度厚生年金法等の一部を改正する法律案で厚生年金や国民年金に自動スライド制が導入されたが、この改正のように児童手当法もなぜ自動スライド制を導入しなかつたのか、その点を伺ひたいと思ひます。

○政府委員(鶴久次郎君) 児童手当法の第六條はただいまお示しのように、「国民の生活水準その他の諸事情に著しい変動が生じた場合には、変動後の諸事情に應ずるため、すみやかに改定の措置が講ぜられなければならない」とあることは御承知のとおりでございします。この児童手当制度の目的が最初申し上げましたように、児童を養育してい

る者に児童手当を支給することによつて家庭における生活の安定それから児童の健全育成、この二つの目的があることは先ほど来申し上げておる通りでございまして、そういう意味におきまして、児童手当の制度は本来手当額あるいは支給の対象というものが制度ができておる限り、その額あるいは対象が進むことが望ましい制度であると考えておるわけでございします。しかしながら、この六條の二項にございしますように、国民の生活水準が急激に変化するといふような場合には、その額について検討して改めるべきであるといふのが六條二項の趣旨でございまして、若干、国民年金等のスライド制とはその意味するところが異なつてゐるのではないかとしように考へるのでございします。先ほどお示しになりました過去における消費支出、これは四十五年、六年、七年という三年間におけるものが三六%、ただ一方では国民の消費生活水準がまた四十七年から四十八、九と、これは推測値でございしますけれども、やはり三二、三三%ということになっておりますので、この制度発足当時の三千円では不十分であるといふことで、今回この大体三千円の三割相当分の実勢を上積みして改定したということにいたしてゐるわけでございまして、国民年金法等のスライド、自動スライドと若干児童手当法における六條二項とは制度の趣旨から申しましてニュアンスが違ふのではないかと、かように考えておるわけでございします。

○藤原道子君 それじゃ、こういうふうな物価が急騰してもそれはたいして問題にしない、ちよつとびり申しわけのない値上げをすればそれで済む、児童手当というのに對しての基本的な考え方、これは日本と外国は違ふと思ふ。それはどうなんですか。児童手当をどう考えてゐるのだから、何としても私には納得のいかない御答弁なんです。第一、五十三カ国では一子から出している、日本はわずかに三子から出している第三子からやると年齢の制限がぐつと下になつてゐる、

上の子が十八歳以上になればもう第三子ほもらえない、私どもが最初に質問したときには、だんだん改めまして十八歳までにすることに努力をいたします、こういうふうな答弁があったのです。それで何年たつたかというのです、それで一向にその考えが納得がいけないし、第三子から二子に、そして一子にだんだん改めていくというふうなお考えだったと私は記憶しておる。いつまでも日本は第三子でいくんですか、そしていまの物価値上げがあつても、あなたの方がかつてなわずかな値上げで済ましていくのですか、やはり年齢は十八歳以上に一子になった場合にはだめだというこの方針もこのままやっておいてなるのでしょうか。その点はどうかでしよう。

○政府委員(齋久次郎君) 児童手当制度が児童福祉のもろもろの社会保障給付の中の一つの制度であることは申し上げるまでもないわけでございまして、その中で、四十七年一月から発足して、四十九年の一応段階実施の終わる段階におきまして、今後の課題としてたゞいま御指摘のあったような問題はすべてこれは検討課題になるものでございまして、したがって、これを将来その額、その対象あるいはその他につきまして、全く固定して変えないものであるということにはわれわれは考えていないわけでございます。ただ、他の社会保障給付との関連なり、あるいは手当額なり対象をどうあるべきかということについては、いまここで、こういったしつとところまで申し上げる段階に至っていない、現在は三千円を四千円にするということや四十九年度の一応段階実施の最終段階における手当額の変更ということで、御審議をお願いしている、こういうふうに申し上げていくわけでございます。

○藤原道子君 それでは日本で大体平均して二人以下の出産になるのです、いまの三子からのを二子に引き上げるような考えはありませんか。
○政府委員(齋久次郎君) そういう御意見がございましては私も十分承知しております。
○藤原道子君 それだけ……、それで答弁……。

○政府委員(齋久次郎君) ただこれを制度としてどうするかということにつきましては、いろいろなやり方の方法がございまして、またそれを一挙にやるか、段階的にやるかということもございまして、そういう意味におきまして、そういういろいろ二子拡大についての方法も含めた御意見があり、それをわれわれとしても十分検討の対象にしていかなければならないということで、御意見があることを承知してまいります、ということをお願いいたします。

○藤原道子君 私は、だんだん世の中がそういう方向へ変わっているのだから、第三子をきめるときにわれわれ反対している。将来考えますという答弁だった。それから、ここまで出産率が二人——一・九人くらいに平均がなってきた今日、二子まで繰り上げていく方法を検討してほしい、当然検討すべきだということをお願いしておきます。

そこで所得制限の問題。児童手当法案が提出されたときの児童手当審議会の答申では、その児童手当大綱に所得制限は課さないことになっていて、政府はその審議会の答申を無視して、そして所得制限を入れて今日の児童手当法となつていゝる。また、その費用負担についても、被用者の場合は事業主の提出が十分の七で大半であり、国庫負担が十分の二、都道府県、市町村の負担は十分の一となつていゝるが、この程度の公費負担の場合、従来の社会保障においては所得制限を課さないのが通例であつた。さらに、さきの昭和四十八年十一月十七日の中央児童福祉審議会の中間答申においても、「児童手当の本質にかんがみ、支給制限の徹底について検討する必要がある」と述べておる。以上のような観点から所得制限は撤廃すべきではないかと思うが、どうですか。あらゆる審議会の答申も少しも厚生省は入れていないんですよ。これについてのお考え……。

○政府委員(齋久次郎君) 児童手当制度の目的が、先ほど申し上げましたように、児童の健全育成と、それから生活の安定という二つの柱になつておるわけでございまして、児童の健全育成とい

うたてまえから申しますと、所得制限というものはなくてもいいのではないかとすることは当然考えられるわけでございまして。ただ、片方に、生活の安定ということから申しますと、多額の収入のある家庭に必ずしも手当を差し上げなくてはならない、これは現在の所得制限のあり方がこれで十分だとは私も考えておりません。全く撤廃するということについては、他の社会保障給付の所得制限との関連もございまして、一がいにそう踏み切ることはむずかしいと思ひますけれども、大幅な改善といふものは今後ぜひ実現をしてみたい、と、かように考えておるわけでございまして。

○藤原道子君 私は、当然これは、所得制限は撤廃すべきだと思ひますが、どうしてもすぐ全部できないというならば、相当やりましようのだから、ずっと値上げしてやつてほしい。私、外国へ行つてみますと、いろんな老人扶養手当なんかも、どんな金持ちなんでも出している。ところが、金持ちは受け取らないで、それを全部社会施設に寄付してあります。同じ人間でございまして、すべての人に支給する。そういうことが諸外国では多いようです。ところが、日本では非常に所得制限があらゆるときに利用されている。ことに児童は将来どうなるかということを考えれば、児童に制限を加えないで、やはり所得の制限を撤廃して、すべての児童に児童手当を出すという方向の御検討を私は願ひたいと思ひます。

そこで、衆議院の修正では、児童扶養手当及び特別児童扶養手当は繰り上げ支給が行なわれることにしておりますが、この修正内容に児童手当を含めなかつた理由はどんなのですか。それから、弱者救済という観点から見れば、同じ児童福祉を目的としているものであり、かつ支給対象者には所得制限もあるので適用すべきではないかと、こ

う思ふんです。これ、どうですか。
○政府委員(齋久次郎君) この問題につきましては、院のほうの御修正でございまして、私、こ

うだといふ確な御返事を申し上げることはいか

がかと思ひますけれども、多分に推測を交えて申し上げますならば、児童手当の制度は、先ほども申し上げましたように、いわゆる児童の健全育成と、それから生活の安定と、この二つの柱になつてゐるわけでございまして。それで、福祉年金あるいは児童扶養手当のほうは、いわゆる母子家庭に対する所得保障という点が主たる目的でござい

ますので、おそらくそれが今回の院で、衆議院で御修正になつた際の御配慮ではなかつたかどうかと、かように思つてございまして。

○藤原道子君 時間がないから、特別児童扶養手当の關係についてちよつとお伺ひしたい。
改正案では、特別児童扶養手当は月額一万一千三百円、重症心身障害児を監護している父母に対して新たに特別福祉手当として月額三千円を支給することになったんですね。ところが、在宅の重症心身障害児の両手当の合算額が月額一万四千三百円、一方収容施設にゐる同じ重症心身障害児の一人当たりの運営費は月額十八万円かかるわけなんです。これと比較してあまりに低いんじゃないかと思ふ。施設の現状から見ても人手不足のために家庭に帰すやり方がこのごろふえてきてゐる。入所している子供に要する費用は十八万円、家庭へ帰した子供にたつた三千円の監護手当のようなものを出して、それで完全だと思ひます。私、いまの心身障害児の施設を訪問しますと、非常に見ていられない、泣けるような問題ばかり多い。あそこ、びわこ第二学園にしても島田療育園にしても、それはたいへんなことなんです。

結局やむを得ず最近韓国から保母、看護婦を入れてよつとしておる。私は、それに対して反対しておる。結局、人手が足りないから家庭へ帰す。家庭に帰された重症心身障害児をどうして親は見るとか、そうすると、入院すれば十八万円かかるならば、その半分以上を家庭へかけて、母親が働かなくてもそれで子供の世話ができるというような方法を考えるべきではないかと私は思ひます。けれども、これに対しての——たつた三千円ということに対して私は納得がいけない。それで、

特別福祉手当の性格が介護料ということであれば、一日の付き添い看護料にも三千円じやならないと思う。これを大幅に引き上げる必要があるんじゃないか。

それから、特別児童扶養手当の支給対象児童には、障害福祉年金とのバランスから見ても二級障害までは拡大すべきではないかと、こう思っていますけれども、これに対してのお考えを伺いたい。真剣に児童の立場に立つて考えてほしい。

○政府委員(高次郎君) ただいまの第一点は、特別児童扶養手当の額並びに特別福祉手当の額を合算して一万四千三百円、これと重症心身障害児施設における月一人当たりの児童に換算すると十八万に近い額とのアンバランスという御指摘と承知いたしました。確かにそういったところでは、よく御意見としてわかるわけでございます。ただ、私どもといたしましては、従来特別児童扶養手当は、いわゆる児童扶養手当と同じ額の六千五百円であつたわけでございます。それを今回の改正によりまして障害の重さに応じて一万一千三百円に引き上げる。さらに重複障害の児童を持つておられる家庭に三千円の介護手当を差し上げるということに、いわば一歩前進をしたつもりでございます。ただ、その額につきましてこれよりいかにということについては、われわれは、どこしこの内容は改善していくべきであるという点についてはたまたまの御意見と全く同感でございます。ただ申し上げられますことは、在宅の重症心身障害児に対する国としての考え方、これはやはり単に手当を差し上げるだけでなくて、あらゆる面からやはり援助の手を差し伸べるべきであるということで、金額ではございませぬけれども、週に一回は家庭奉仕員を差し向けて、そして介護のお手伝いをする、それから療育に必要な日用品、たとえば便器であるとかあるいは浴槽であるとか——浴槽と

これは全国ではございませぬけれども、児童相談所にバスを配置いたしました、そして巡回して御相談に応ずるといふこともいたしているわけでございします。ただ、手当額そのものから申し上げますと、重症心身障害児施設における児童一人当たりにかかる額と介護料を含めた定額手当額との間になお開差があることは御指摘のとおりでありまして、重症心身障害児施設に対する人手不足等について国がもっと前向きに進めなかならないと同時に、やはり在宅の重症の障害児をかかえておられる家庭に対する手当額も先ほど申し上げましたように、いろいろな制度と相兼ねまして、さらにこの改善につとめていかなければならないと思うわけでございます。

それから、第二の特別児童扶養手当の障害の程度をいれゆる二級障害まで拡大すべきではないかと、こういう御意見でございます。この点につきましては、実は特別児童扶養手当は御承知のように特に重症の、重度の精神薄弱あるいは重度の肢体不自由を持った子供さんに対する介護というところで制度は充足したわけでございます。今回の児童扶養手当等における改正は、生別母子世帯に対する所得保障として従来の一級障害をさらに二級障害まで拡大するということで、特別児童扶養手当制度の持つております当初の目的と、それから児童扶養手当制度の持つておる制度の目的が若干違ふことは御承知おきいたしたくないのでございします。ただ、そういう御意見も踏まえて、将来特別児童扶養手当における額あるいは対象児をどうするかということについては今後の課題としてわれわれはただいま慎重に検討しているということをお申し上げてお答えとさせていただきますと思ひます。

○藤原道子君 時間が参りましたので、まだ納得いかないことがあるんですけれども、質問はこれで終わりますけれども、強く要望しておきたい。いまあなたがおよしたように、入所している子供の手当とそれから家庭におけるものとは違う。それは違うでしょうけれども、帰された子供

を十分に看病していくには、家庭へ帰された子供をより一そう努力していかねければ入院している子供に比べてかわいそうだと思う。そして、いろいろな機械を送るとか、あるいは医者が診察するとかと言つたてね、それは機械を送られたらそれはすべてで済むんでしょか。重症の子供は付きっきりでなければだめなんですよ。入院している子供だってそうです。で、無理をするから、あれだけの費用がかかってもなおかつ腰痛で働けない人がふえてきている。それで結局家庭へ返すような傾向になつていく。ということになつたら家庭のおかあさんはその子一人の世話をするだけでもたいへんな努力が要るし、費用も要るわけです。それで金がなければ、あなた方が考えても、まあ、かりに特別養護老人ホームという、法律では医者を置かなければならぬとなつていて、ところが全国の特別養護老人ホームで医者が常駐しているところはほとんどない。開業医を嘱託で一週間一度か二度来てもらふ。病人は、いつ年寄り、病気になるかもわからない、そういう状態が国がつくった施設なんですよ。それを充実してもらつたために私たちは一生懸命お願いしている。だから、重症心身障害児の施設ももっと拡充することによって腰痛だの何だのといふことのないようにしてもらいたいと同時に、家庭で人のできない人がたくさんいるんですよ。われわれもしょうちゅう陳情を受けているけれども、どうにもしてやろうがない。そういう立場から、特別身障児の手当をもっとふやす必要があるんじゃないか。入院して十八万円もかかるならば、半分出せとは言いません。けれども一万四千円くらいではとても家庭で十分なお世話はできないんです。この点を検討してもらいたい。

大臣がおいでになりましたが、児童手当にいたしましても、結局三人というのは全世界で三カ国しかない。日本が入つて四カ国なんです。第一子、一人の子供から出している国が八二%なんです。三子から手当を出している国というのは三カ国しかない。後進国ばかりなんです。それなのに、これを十分に見病していくには、家庭へ帰された子供をより一そう努力していかねければ入院している子供に比べてかわいそうだと思う。そして、いろいろな機械を送るとか、あるいは医者が診察するとかと言つたてね、それは機械を送られたらそれはすべてで済むんでしょか。重症の子供は付きっきりでなければだめなんですよ。入院している子供だってそうです。で、無理をするから、あれだけの費用がかかってもなおかつ腰痛で働けない人がふえてきている。それで結局家庭へ返すような傾向になつていく。ということになつたら家庭のおかあさんはその子一人の世話をするだけでもたいへんな努力が要るし、費用も要るわけです。それで金がなければ、あなた方が考えても、まあ、かりに特別養護老人ホームという、法律では医者を置かなければならぬとなつていて、ところが全国の特別養護老人ホームで医者が常駐しているところはほとんどない。開業医を嘱託で一週間一度か二度来てもらふ。病人は、いつ年寄り、病気になるかもわからない、そういう状態が国がつくった施設なんですよ。それを充実してもらつたために私たちは一生懸命お願いしている。だから、重症心身障害児の施設ももっと拡充することによって腰痛だの何だのといふことのないようにしてもらいたいと同時に、家庭で人のできない人がたくさんいるんですよ。われわれもしょうちゅう陳情を受けているけれども、どうにもしてやろうがない。そういう立場から、特別身障児の手当をもっとふやす必要があるんじゃないか。入院して十八万円もかかるならば、半分出せとは言いません。けれども一万四千円くらいではとても家庭で十分なお世話はできないんです。この点を検討してもらいたい。

それができるときにも政府は将来二子になり一子になるように努力いたしますとおっしゃつた。ところが、ちよつとも努力しないじやないですか、今度の改正でも、たつた千円の費用の引き上げなんですよ。しかも三子でも上の子が十八歳になればもうもらえない。こういうやり方をするならば、児童手当といふことはあなた方はろくに考えてないんじゃないか。もっと児童手当を——最初に申し上げましたように、第一子から出している国が八二%です。三子から出しているのはたつた三カ国です。いすれも、先ほど申し上げましたが、北ベトナムであるとかといふような国なんです。日本はそうした後進国と同じことをして恥ずかしいことか、わかんないでこんな改正案出したかと思うと、おかしいと思う。もっと児童がしあわせに育つような施設をするにしても、児童手当について根本的に変えてほしいといふことが一つ。

いま一つは、いま言つていたような、重症心身障害児が施設から追い出されるのがふえているんですよ。そういう場合に、たつた一万四千円くらいでおかあさんがその子の世話ができれば、これについて付きつきりてなければだめなんです。重度の子供は、特別児童扶養手当ですか、これについていまの金額では納付ができない。もっと真剣に未来をにう子供たちの立場を厚生省では考えてもらいたいといふことを、大臣から御答弁を願いたい。いま言つたことを話して、御答弁を重ねてお願いしたい。私、時間が来ちゃうから……。

○国務大臣(藤原道子君) まことにございませぬ。御意見を交えての御質問でございまして、まことに感激をいたしておるわけでございします。まず、重症のはうから申し上げます、実は私どもはこの重複の重症心身障害児につきましては、全員の施設に収容するという方針で施設の整備をはかつてまいつておるわけでございまして、大体昭和五十年年度までに全員収容ということで計画をたて進めておるわけでございします。ところが、実際にこれをやってみますと、まあ、いろいろな私反

省をさせられたのであります。そういう者も持っている御家庭の方々は施設に入れていただくものがあるにたい。それは、いまお述べになりましたように、十何万円も国が金を出さなければならぬ。ありがたい。しかし、どんなに重症の者であっても手元に置きたいんだという父兄のあることを、私もはたたくさん例として知ったのであります。

そこで、施設にだけ入れればいい人だというのはいけないと、やはりこの辺に福祉施設に収容する問題について反省をしなければならぬ。そこで、こし初めて在宅の方々に何かしら道を開こうではないかということ、実は考えたわけでございます。ある意味からいうと、この現代でもやっております特別児童扶養手当というのは、まあ、ほんとを言うところ、これまた介護料的な性格のものでありますので、その介護料的なものにまた上のせをするのはどうであろうかといったふうな法律論的な意見もありました。しかしそんな法律論的なへ理屈はどうでもいいんだ。要するにそばに置きたいという親の気持ちを考えた在宅的な手当を考へる必要があるんだということ、それに上積みするということ、これを創設していただくわけでございます。したがって、この創設ということについては藤原先生に評価していただけたと私は思っているんです。ほんとと言うと、いままでこういうことをやっていなかったんですから。しかし、これだけの額で十分かという私は十分でないと思ふんです。今後の社会福祉施設というものの入所ということ、入所する社会福祉施設の拡充という問題と、在宅の問題というものをあわせ考へていかなければ日本の社会福祉というものの行政は伸びないんだと私は思うんです。そういうわけでございますので、来年度から十八万円の半分というわけにはいきませんと思ひますが、私はやはり過去のやっていた福祉施設の運営というものの反省の上に立つて今後これを拡充していくと、私は全力を尽くす考えでございます。御希望のとおり額になるかどうかどう

かは別として、私はこういう方向をやらなければ日本の社会福祉施設の運営というものはつばにいけないと思ひつゝいます。何でも施設に入れればいいんだというものじゃないんです。やはり親御さんにとつてみれば、どんなに重症した身体障害者でもそばに置きたいという方があるんですよ。そういうことの反省が、そう言っちゃ何ですが、過去の厚生省に足りなかったと私は率直に思つておるんです。でございますから、国民の要望というのは多様でございますが、やはり在宅者の援護ということにはもう少し力を入れなければならぬ、かように考へておりますので、来年度予算においてできるだけ増額を努力いたすことを約束申し上げておきたいと思ひます。

それからもう一つの児童手当の問題でございますが、これはほんとうにおしかりに値する問題だと思ふんですが、私のほうから言ひますと、この三年段階実施ということがじやまになつていまして、ほんとと言うと、三年段階実施、いままで去年、おとしとやつたじやないかと、その人たちの均衡をどうするということなうな、まあ、へ理屈言うのがおるんですよ、政府の中では、いよいよ本年度において曲がりなりにも日本の児童手当がここで定着するわけでございます。お述べになりまして第三子からやるなんていう国は少ないことは私も十分承知しております。せめて二子からというのは私の願ひでございます。さしあたるの、というわけでございます。全額の大増上り上げと適応範囲の拡大、この問題についてはいよいよ実施を完了する来年度以降において真剣に取り組んでまいりたいと思ひます。日本の社会保障で一番おくれおるのはいま手当て、私も十分承知しております。御指摘をまつまでもなく、日本は第三子であり、金額はわずかに四千円、とても話にならぬです。世間にも先進諸国に対してもお恥かしい次第でございます。すので、明年度以降実施完了のあとにおいては範囲の拡大、せめて第二子までくらいは持つてい

くといくら努力をしなければ児童手当制度を日本が持つていけるなということをおまじり大きな声では言えないんじゃないかと、こう考へておりますので、お述べになりましたこと二つともまことに私は同感でございます。力の足らざることを憂へて、来年以降の努力をお誓ひいたしまして答弁にかゝる次第でございます。

○藤原道子君 私はね、第二子というよりも大臣はおそらく第一子に引き上げますと言はれると思つたんです。第一子が八二%、第二子はたつた七カ国なんです。第三子は南アフリカ連邦と北ベトナム、それからマウリテイウスですかの三カ国、それに日本が加わつておる。いずれも後進国でしよう。日本は後進国ですか。日本は世界に対して恥ずかしいと思ふですよ。一子から出しているのは八二%ですよ。これで私は先ほどから反対して質問してきた。あなたはたつた七カ国の二子へ何とか持つていきますんで、あなたから言われるとがっかりしちゃう。いいですか、それが一つ。

それからいま一つは、あなたは重度心身障害児を入所させようと思つても、家庭に置きたいという親がある、それも若干はあります。けれども、いま施設から、島田療育園にしても、びわこ第二学園にしても、もう従業員が足りない、看護婦さんが腰痛で働けなくなつた、こういうことからどうして無理に家庭に帰されるというので親たちが陳情しまして、何とか施設を充実して子供を安心して入れておいていただきたいと、家に帰ったのではほかの子供の世話も、家庭の仕事もできませんと、こうして泣いて訴える親があるんですよ。それなのに、今度あなたは入れたけれども入りたくないという親がいるということだけ考へられたんでは困る。もうこの間はびわこ学園からも、島田療育園からも陳情が来ている。そして看護婦が足りないから韓国から養成員として人を入れたと言われたので、私はこの看護婦問題で反対したと同じように、ことが十分通じない。戦前

は重労働で、低賃金で、朝鮮の方をこき使つた日本、それが待遇が悪いから看護婦が足りないんでしよう。それなのにまた韓国から入れてきてやることに反対してたんなんです。そうしたらこの間その何とか病院の院長が私を尋ねてきて、私のほうは養成するだけでございまして、使うわけはございません。韓国へ施設をつくるというから養成するんですよ、こういう話なんです。ところがそれに対して、この前の看護婦の手当が一萬九千円なんてけしからぬと言つたら、四万円のほうは手当を出しますと言ふんですよ、その院長さんは、何にも働かないで養成する人にこちらから四万円出すなんていうことでわれわれが安心できるでしようか。もう少し待遇をよくすることが一つ。いま一つは重度心身障害児の対策をもっと真剣に考へてもらいたい。それから児童手当がたつた第三子から、世界の三カ国と同等の日本の現状を変えてもらいたいということを大臣から御答弁を願ひたい。

○國務大臣(齋藤邦吉君) 重度心身障害児の処遇の問題については先ほど来申し上げましたようなことを中心として真剣に取り組んでまいりたいと思ひます。

それから児童手当についてはせめて日本も第二子くらいはというところで、そのぐらいいよく答弁したと言われるかと思つておつたら、案外そうでなかつたのでがっかりしたわけでございますが、しかしやっぱりこれ第二子とすると五千億かかるんですよ。第一子にすると一兆五千億かかるんですよ。たいへんな金なんですということもやっぱりお互いこれ考へなければならぬ問題でございますが、しかしせつかつの御熱心な御意見でございますから、十分検討をいたします。

○小平芳平君 私は、国民年金改正関係について質問をいたします。昨年の国会で国民年金の改正を審議していたころの状況から見まして、その後経済が急激に物価高騰が進んできた。で、去年の特に秋以来厚生省は再三にわたつて生活扶助基準の引き上げ等の手

を打ってこれましたが、四十八年十月一日以後の厚生省がそうした物価高騰に対する対応策としてとってこれた措置についてまずお述べいただきたい。

○政府委員(高木玄吉) 昨年の十月一日から生活保護基準を五％引き上げますと同時に、社会福祉施設における一般生活費につきましても同時に五％の引き上げを行いました。それから、昨年末におきまして、生活保護世帯に對しまして、一級地におきまして一人二千円、したがって、一級地世帯の場合には八千円の特別一時金を支給いたしますとともに、社会福祉施設に對しましては、入所者一人当たり千円の特別一時金を支出した次第でございます。さらに、本年に入りまして、本年三月におきまして、生活安定のための一連の緊急特別措置を実施いたしました。その内容は、まず生活保護の被保護世帯に對しましては、先ほど申しましたと、年末に行ないましたと同じように、一級地におきまして一人当たり二千円、四人世帯の場合には八千円でございますが、この特別一時金を支出いたしました。さらに、三月におきましては、社会福祉施設に對しましては、施設の内容によりまして区分けいたしまして特別一時金を支出いたしました。その区分けは、特別養護老人ホームとか、あるいは重症心身障害児と施設といったような非常に手のかかる重い方々を収容した施設につきましては一人当たり二千円、それから、その他の一般収容施設は一人当たり千五百円、それから通所、通園施設につきましては一人当たり千円、保育所につきましては一人当たり五百円、この四つに分けて、社会福祉施設入所者の処遇改善のための特別一時金を支出した次第でございます。さらに、緊急生活資金給付金といたしまして、老人、心身障害者、母子世帯に對しまして、福祉年金を受けておられる方、児童扶養手当を受けておられる方、それから特別児童扶養手当を受けておられる方、こういった方々に對しまして一人当たり二千五百円の緊急生活資金給付金を支出した次第でございます。なお、この三月に実施い

いたしました一連の措置におきまして、生活保護世帯の対象者は約百十四万人、施設入所者は約百五十七万人、それから緊急生活資金給付金を支給いたしましたのは約四百十四万人、合計いたしました全部で六百八十五万人に對しまして支給したわけでございまして、所要額総額は百二十七億円でございました。

○小平芳平君 そうして、四十九年度予算では生活保護基準は二〇％引き上げると、これは四十八年度当初予算に對する引き上げ率が四十九年度は二〇％、こういうことよろしゅうございませうか。

○政府委員(高木玄吉) 四十八年度当初の生活扶助基準に對しまして二〇％引き上げた次第でございます。

○小平芳平君 そこで、年金局長に伺いますが、衆議院の修正により、八月一日から厚生年金、九月一日から国民年金をそれぞれ引き上げるとのことにならうかと思ひますが、これは何と何を基準にして何％引き上げることになりますか。

○政府委員(横田陽吉君) 厚生年金につきましては八月から、国民年金については九月からでございます。引き上げたいたしますその率は四十八年度の全国消費者物価指数の上昇率を使うことにいたしております。それは御承知かとも思ひますが、一六・一％ということでございますので、その率だけ引き上げをいたすことにいたしております。

○小平芳平君 要するに、四十七年度の消費者物価指数と四十八年度の消費者物価指数を對比して全国平均で一六・一％引き上げよう、こういう趣旨でよろしいですか。それはどういうふうな実施なさるんですか、どういふふうな年金を受けている人が、いかなるケースがあるわけですが、同率にすべて一六・一％引き上げのかどうか。

○政府委員(横田陽吉君) 具体的な実施のやり方につきましては、社会保険審議会の厚生年金部会に御相談をいたしまして、じき最近その御相談の結果が出てまいったわけでございます。それで、議論の経過におきましてはいろんなやり方が議論されたわけでありませうけれども、年金額全体につ

いてその率ができるだけ反映するような、そういう方法の結論になっております。ただ問題は、これをただ単純に年金額に一六・一％を掛け合わせますといふような矛盾が出る面もございします。で、それらをどのように調整するかという点につきましては、もし御必要がございしたら詳しく御説明を申し上げますけれども、多少技術的な操作が加えられるような、そういった内容になっております。

○小平芳平君 まず、この年金の方は、この一六・一％ということ、生活の保護の基準は二〇％引き上げようというのにどうして年金は一六・一％になるんですか。

○政府委員(横田陽吉君) 端的に申しますと、昨年つくつていただきました法律で自動的に物価スライドをさせると、こういうふうになっておりますので、したがって、その法律の内容のとおりスライドを実施するわけでございます。

○小平芳平君 それでは、社会保険審議会のスライド実施に對する御意見も私は見ました。で、そのとおりやるとなると、定額部分と報酬比例部分というものを分けて考えている、そしていろいろ意見を述べた上で、結果としては、四十八年四月一日以前の報酬比例部分の入る人はスライドするけれども、それ以後の報酬比例部分についてはスライドしない、そういう具体的なケースは障害年金であらうというふうに聞きましたが、そういうことですか。

○政府委員(横田陽吉君) おおむねおっしゃったような趣旨でございます。

○小平芳平君 この国会でスライド制の論議をしているときには、定額部分と報酬比例部分を分けて考えようという議論は私は聞かなかつたんですが、また厚生省もそういう説明はしなかつたように思ひますが、いかがですか。

○政府委員(横田陽吉君) 法律は、御承知のように消費者物価指数の上昇率を基準としてスライドをしますと、こういうふうな趣旨になっております。それで、ただ具体的な実施の内容については政令

で定めると、それでこの政令で定めると、それでこの政令の問題につきましては、実は前回御提出いたしました法律を社会保険審議会に御審議の際に、スライドの実施は、日本の厚生年金制度については初めてのことで、したがって、この政令内容をきめる際には厚生年金部会の意見を聞いてきめるようにと、こういうふうなくだりがこの答申の中に入つておりました。それで、その趣旨に從つて御意見を聞いた結果、このような結果になつたわけでございます。それで、したがって法律論的にはスライドのやり方自体は消費者物価指数を基準とはいはしますけれども、政令でこれを定めようというふうになっておりますので、政令内容に對して社会保険審議会厚生年金部会の御意見のとおりこれを實施いたしたいと考えておるわけでございます。

○小平芳平君 経過はそういうことでしよう、経過は。じゃ、その定額部分と報酬比例部分を分けて考慮して実施しようとなる政府の定額部分と報酬比例部分の理論的根拠を御説明してください。

○政府委員(横田陽吉君) 報酬比例部分につきましては四十八年四月以降の分にはスライドをしないとして申しますのは、四十八年度の報酬比例なるものはすでに四十八年度の物価指数のみならず、賃金上昇、そういったものを反映しているんだから、したがって、これにさらに物価指数を掛けますと二重にスライドアップすることになる、そのような不合理を避けよう、というふうのが大体の基本的な趣旨でございます。

○小平芳平君 いや、そうではなくて、定額部分と報酬比例部分というものが構成されるに至つたその経緯といふものか、一体どういふところから、この定額部分と報酬比例部分というのにはだれがいつきめたんですか。

○政府委員(横田陽吉君) これはたしか昭和二十九年の改正の際にこうなつたと思ひますが、定額部分と報酬比例部分に分けておりますのは、厚生年金の給付水準のあり方というものが、全く現役時代の報酬そのものの高い低いによつて定まつて

いいかどうかと、こういう問題があったわけでございます。で、これをきめました際の考え方といましては、まあ金額の半分ぐらいは現役時代の報酬の高低によってきまってもよろしいが、あとの半分はいわゆるフラット制ということで、現役時代の報酬の高低に関係なくこれを年金額の水準としよう、そういうふうな考え方で定まっております。したがって、報酬比例の要素が大体半分、それからフラット制の要素が大体半分、そういう構成でもって厚生年金の給付水準というものはきめましよう、それで、そういうことを実は昨年改正の際にもいろいろ大幅な改正でございましたので、この辺あたりもううしよかということも相当議論があったわけでございますけれども、昨年改正の際の答申も五割五割を報酬比例、定額に分けて年金水準を設定すると、この方針は踏襲しよう、というふうなことになるので、したがって、昨年も五割五割の報酬比例、定額の何と申しますか、基本構造はこれを変更しなかったわけでありまして。

○小平芳平君　そういうように、まあ大体五割ぐらいはという、そのまあ大体をもとにして片方はスライドする、片方はスライドしないというふうな行き方は問題が起きやしないかと思つてちよつと尋ねてゐるわけです。

それから来年度はスライドをしないというふうな答弁が先ほどあつたのですが、これは一回だけ物価五割のスライドをするという、それからあとは手続的に困難で無理だということが厚生大臣から繰り返して述べられておりましたが、今年度の消費者物価の見通しは政府見通しでも九・六％ですか、上昇の見通しが、そういうことで年金は固定していかれますか、第一。

○政府委員(横田陽吉君)　大臣が御答弁になりましたのは、今年御承知のようにスライドの実施時期を繰り上げたわけですね。その繰り上げの問題につきまして、来年度はどうするかまだ未定である、こういうことでございまして、法律にはつきり書

いてございすように、当該年度の消費者物価指数が前年度に比して五割をこえて上昇いたしました場合には必ずスライドをしなければならぬ、こういうふうな法律になっておりますので、もし五割をこえるようなことがございましたら、来年も当然自動物価スライド制は発動するわけでございます。

○小平芳平君　ですから、繰り上げを固定しておいたのでは、来年やらなければますます長期にわたつてしまふ。これは繰り上げをして来年繰り上げをしないとなればますます期間が長くなる、政府見通し九・六％がはたしておさまるかどうかわからない。にもかかわらず、そういうことはいくのですかと聞いたのです。

○政府委員(横田陽吉君)　この辺は議論にわたるかもしれませんが、今回何カ月か繰り上げました。その結果によつて繰り上げない場合よりは繰り上げた部分がプラスされておるわけでございます。

したがって、来年もし実施時期の繰り上げをいたしませんと、その間の期間の長さは長くなりますけれども、手にされる年金につきましても本年繰り上げた分だけは当初の法律内容とは異なつてその分だけプラスして受給されたわけでございますので、その点は私も来年はまたどういふことになるか、これは物価上昇の状況等によつて総合的に判断されるわけでございますので、どのようになるか予想はできませんが、ただ、法制といひましては、来年度は今回のような繰り上げをしないような法律になつておりますので、したがって、御指摘のような事態は生じませんけれども、それはいたしかたのないことだと考えております。

○小平芳平君　いたしかたのないことだと言つて、そのとおりやないですか、ただ今年の問題を必要ないやないですか。

○政府委員(横田陽吉君)　御審議いただきましたスライド制導入の法律自体が御承知のように、厚生年金につきましては十一月分からは、国民年金につきましては翌年の一月分からは、こういうふうになつておつたわけですね。それで、ただ今年の問題

題をいたしましては、けさほど大臣からお答えがございましたように、物価の上昇のしぐあいが非常に異常でございましたので、したがって、今年度の異常物価を前提といたしまして本年度の特例といたしましてこの繰り上げをいたしたと、こういうことになつておりますので、私はそういう趣旨で繰り上げられたものと理解いたしておりますので、結果的に来年はまたどのような法律の修正が行なわれるかはこれはなかなか私もでは予想はつきませんけれども、ただ現行法の体系としては本年度の特例として繰り上げをしたものであつて、本年はまた本則に戻ると、こういうふうな理解をいたしておるわけでございます。

○小平芳平君　大臣は、一年で計算するということと自分でわめて、物価の高騰の激しい時期には一年間待つてゐるということと自分でわめて不合理だ、という現象が起きているということは御存じですか。

○国務大臣(斎藤邦吉君)　最近の物価上昇が異常なものであることは十分承知をいたしておりますし、一年待つてゐることを言うのも非常にむづかしい問題であることも承知いたしております。

○小平芳平君　したがって、むしろことしのうちに八月一日、九月一日を待たないで検討すべき時期が来るかもしれない。ことは八月と九月に繰り上げましたが、八月と九月から出発しましてまたもとに戻して十一月と一月ですか、そういうほうに延ばしてしまふというよりも、八月、九月をもつと締めなくちやいけないうような事態も来ないとは予想できないのが現在の経済情勢ではないか、むしろそうならないことをわれわれは願ひもし、努力もしなくてはなりません、いかがですか。

○国務大臣(斎藤邦吉君)　おっしゃるとおりでございます。好ましいことではあります。八月よりもつと繰り上げなければならぬんだぞというときに将来来ないという保証は私はないと思つてございす。私はそういうことを好みます。好みませんが、八月をもう少し六月くらい

に繰り上げたらどうだと、こういったふうな異常な物価が続いたり何かいたしますれば、そういうことを考えなければならぬときがあるいは来るかもしれない。私は率直にそう思います。しかし、いまの段階ではいろいろ技術的に、この計算をし直すとか何とかというのではない、この計算を直しましたので、これはさしあたり三月と、いうことを繰り上げたわけでございますが、来年度において異常物価が続くならば、やはりそういう問題、昭和四十九年と同じように三月月繰り上げろ、あるいはもつと繰り上げろという議論があるいは来年度出ないとも限らないと思ひます。で、そういうこともありますので、先ほどもちよつと申し上げたように、技術的に非常に一人一人の年金額を改定するのはこれはたいへんなことでございすので、来年まで何となくと簡易な方法が解明されないうるか、そういうこともあわせて考えておかなければならぬであらうということをお先ほど実は須原委員の答弁でお答えをしたわけでございます。したがって、もう来年は繰り上げは絶対にしないんだと、法律的にはそうなりましてしまふという、そんなにかたい決意を私は持つてゐるわけではございません。それは来年度の経済状況とにらみ合せて考えなければならぬ問題であらう、こういうふうな考えでおります。

○小平芳平君　次に、今度は定額年金について厚生省はどういう基本的な考えを持っておられるか伺いたひのです。

現在の改正案がかりに成立したといたしますと、国民年金の福祉年金は定額で七千五百円です、それが一割低い。国民年金の福祉年金が七千五百円、それから障害福祉の二級が七千五百円、ここが一番低い。その次に低いのは国民年金の母子福祉年金が九千八百円、それから国民年金の五年年金が約九千二百八十円、それからその次に低いのが障害年金の一級で一万一千三百円。改正がそのまま成立したとすればこういうふうな

金額になりますが、これは私ほかでいただいた資料ですが、その辺の関連はどういうふうな考えておられますか。

○政府委員(横田陽吉君) 従来のいきさつから申しますと、障害年金は従来は一級しかなかったわけでございまして、老齢福祉年金の一・五倍、母子及び準母子年金につきましては一・三倍、そういうやり方を今回も踏襲いたしておるわけでございまして。それで、二級につきましては、厚生年金その他の例から申しまして、厚生年金の場合には御承知のように退職老齢年金と同額ということでございまして、国民年金の福祉年金につきましても老齢福祉年金がそれに当たるというようなことから、二級障害者については七千五百円、こういうふうなことにいたしましたわけでございまして。したがって、障害福祉年金の一級、二級のその開きと申しますか、それはほかの厚生年金の場合等に比べますと、一級は退職老齢年金の一・二五倍でございまして、したがって一級のほうが一・五倍で多少高過ぎるというくらいでございますが、しかし、この辺につきましても従来からそういうふうなやり方で、老齢福祉年金と一・五倍というのたてまえをくずしてこれを引き下げる必要もあるまいというようにございまして、一・五倍を据え置いた結果、一級、二級との差が他の年金制度における差よりは大きくなったと、こういうことでございまして。

○小平芳平君 その辺の理論的根拠については、ちよつと時間ありませんので、また別の機会にお尋ねしたいと思ひますが、いま述べますように、この年金時代、五万四千年金という時代でありながら、この最低部分というものは七千五百円、九千八百円、一万一千円という辺に集中しているということを指摘して、厚生大臣の考えを承りたいと思ひます。

○国務大臣(斎藤邦吉君) そういう問題もあるわけでございますので、私も福祉年金につきましては、できるだけ増額をはかつていくということにいたしてまいりたいと考えておるような次第

でございます。

○小平芳平君 次に、これも午前中答弁しておられたことですが、保険料を引き上げていくということですね。保険料を引き上げていくと、昭和八十五年、いわゆる年金の成熟期には厚生年金だけでも積み立て金が四百兆円になるであろうということ、年金局長は発言しておられます。同じように、厚生年金の四百兆円以外に積み立て金が幾らになりますか。

○政府委員(横田陽吉君) 厚生年金は、先生御指摘のように、昭和八十五年で単年度の給付がおおむね四百兆、それから積み立て金が四百兆というところで二年数カ月分の積み立て、こういうことでございまして。実は、この国民年金につきましてもは定額制の年金なものでございまして、給付費そのものあるいは保険料そのものにつきまして厚生年金と全く同じような計算のベースをとること非常に困難でございまして、多少計算のとり方が違つております。前回改正法を御提出いたしました際にお出しいたしましたその資料でございしますが、十一年程度の見通ししかいたしておりませんが、国民年金の具体的な計算は、したがって、同じようなベースでの八十五年という数字はございませんが、十年目の五十八年度について申しますと、単年度の支出が一兆五千五百億、その時点におきましての積み立て金が四兆一千七百億、こういうことでございまして。で、この定額制の年金の場合には、八十五年までの見通し自体について厚生年金と同じようなベースでの計算が非常に困難なものでございまして、もし必要がございしましたら、相当時間をいただきましたならばこれは計算をいたしたいと思ひます。

○小平芳平君 いや、そういう数字は、私は求めているわけではありませんが、四百兆とか、六百兆になるか、国民年金を加えて、ほかの各種年金を加えて一千兆円になるか、そういう積み立て金をするほど積み立てていくということ、そうすると、先ほど盛んに須原委員の指摘しておられた管理運用がますます大事になってくるわけじゃない

いですが、どういふことを想定しているんですか、いろいろな経済情勢とか、国家予算の上から見て、厚生年金だけで四百兆円、このほか何百兆円、一千兆円というふうな、そういう積み立て金を持つたという、そういう経済的な強力なものができ上がった場合に、どうなるんですか、日本の国は。

○政府委員(横田陽吉君) ただ、四百兆とか四百兆とか申ししましても、現在時点での実質価値に置き直しますと、それはそんなに大きなものではないわけですね。で、大体想定いたしておりますのは、この間の改正の際に改正いたしましたような年金水準の引き上げというものが五年に一回行なわれる、それからその五年ごとに行なわれるそういった大幅な引き上げのほかに、その間の四年間分は自動物価スライド制が実施される、そういうふうな想定をいたした場合に、当然受給者数もどんどんふえてまいりますから、そうすればどれくらい給付額になるか、単年度の給付額の二年から三年程度の積み立て金というものは、これはそうなりまして、はたして積み立て金というのか、あるいは支払い準備金というのか、その辺の性格はいろいろ議論が分かれてくると思ひますけれども、相当規模の大きな年金財政でございまして、したがって二年なり三年なりの積み立て金というものは当然持つていなければ、場合によっては突如として不景気が訪れましたような場合に、保険料を賦課方式で取るといっても、保険料も実際問題としては取れないかもしれない。そうなりまして年金の支払い不能というふうな問題が起こつてまいりますと、年金生活者は、申すまでもないことでございまして、非常に受け身でございまして。したがって、そういう事態になつて非常にたくさん、多数の年金受給者が年金の受給も受けられないというのを避けるためには、やはり二年なり三年なりの支払い準備金と申しますか、積み立て金を持たなければならぬ。そういうことを一応定常化したしました際の成熟段階の日本の厚生年金制度の一つのプロポジションといたしまして設定して、それから逆算をして各年次の保険料をど

れくらいに定めるかということ計算いたしたわけでございます。国民年金につきましても、御承知のように前回の改正におきましては、いわゆる本来の年金と申しますか、二十五年加入の場合の年金というものを厚生年金の模範的な年金水準にリンクさせるというふうな考え方をとっておりますので、大体同じような考え方に立つております。

ただ、さつき申しましたように、八十五年までの財政の移り変わりというものを厚生年金ベースでやつたと同じような計算方法は非常に困難なものでございまして、したがって、御提出した資料としては五十八年度まで、つまり十年間だけの資料を御提出した、こういうことでございまして。

○小平芳平君 局長は支払い準備金だなんて言つておりません。ちゃんとそれは積み立て金として運用し、利子は何%だと幾ら保険料助かると言っているじゃないですか。そこで、そういう利子は何%で運用しようという、その何百兆円というお金は、じゃあ、大まかに言つて国家予算に對比してどのくらいになるつもりですか。

○政府委員(横田陽吉君) 実は、その辺、八十五年になつた場合の国家予算なり、あるいは国民所得というものはどれくらいであるかと、いろいろ経済企画庁等とも相談をいたしたんですが、その辺についての的確な数字はございせんので、したがって御質問の点についてははっきりした答えはいたしかねるわけでございまして。

○小平芳平君 そういう点は、はつきりしたお答えがでないようなことで保険料上げていくということは問題だと思ふのです。ここで、平準保険料は、国民年金ですね、四十九年一月現在で二千六百六十一円である。ところが実際の保険料は二百円上げて一千百円である、こういうことになつております。そうすると、この積み立て方式といながら完全に積み立てになつてないわけでしょう、現実に。どうですか。

○政府委員(横田陽吉君) 厚生年金、国民年金を通じてそうなのでございまして、完全積み立てでま

いりますと、御指摘のように二千六百円程度取らなければならぬわけですが、ただ、国民年金につきましては、平準保険料が相当高く出てまいりました。したがって、当初の保険料の設定につきまして、それなりの高さで令保険料を設定いたしますと、きわめてラフな計算をいたしましたならば、現行の保険料の政策改正が、昨年の場合は大体給付水準について二・五倍ですから、二・五倍にしなければならぬ、こういうふうな問題が出てくるわけですが、そういう保険料は現実には引き上げをいたしません。また、最初のスエップは可能な限りスムーズにその保険料額に移行し得るようなものにいたしまして、その辺は一〇〇%を取るのを完全積み立てといえは修正をしてその四割程度としようというふうになるわけですが、修正をしてかじった分は、そのあとの各世代間にそれと不公平のないようにならしてこれをリカバーしていきたい、こういうことでございませう。したがって、何しろ給付水準の引き上げ自体が非常に大幅でありましたし、それからまた、初めての物価スライド制の導入でございまして、平準保険料が非常に高く出る関係上、厚生年金につきましても修正率は大体七割、国民年金につきましても、特に賃金労働者と違ひまして、毎年毎年いわゆるベースアップというものもない関係上、定額制の保険料になっておりますので、したがって当初の保険料については厚生年金以上に修正率が深まっております、こういうふうに御理解いただきたいと思います。

○小平芳平君 六割かじっている、何割までかじった後代の不均衡というのですか。
○政府委員(横田陽吉君) 厚生年金につきましては、最初の保険料率があるべき平準保険料の大体七割でございます。
それから国民年金については、先ほど御指摘のありましたように大体三四%でございます。今回二百円上げていただきますと、四一・三%になります。

○小平芳平君 ですから、そこで六割はすでに足りない分を積み立てていって、欠損六割で積み立てが進んでいるというわけでしょう。ですから、財政方式について、横田年金局長は不毛の議論をやっているというのを言っているでしよう。そういう年金方式で、国会では不毛の議論ばかり繰り返しているみたいと言っているけれども、どうですか。

○政府委員(横田陽吉君) 私、どこでどういうふうな申し上げた事例なのか、いまいち思い出せないのでございしますが、私が常に申し上げておりますことは、保険料の取り方につきまして、当該年度に必要な分だけを保険料として徴収するよう、そういうやり方では年金財政はなかなかむずかしい。でも、しかも日本の年金制度は、現在の時期はいわゆる未成熟の状態にございまして、厚生年金について申しますと、十人の被保険者でもって、大体〇・四人ぐらいの受給者の、——そういう年金でございまして、それが何年かたつて、いわゆる成熟化段階になりますと、まあ十人の被保険者に対してしまして、おおむね二・七人の受給者をかかえる。それ以降はおおむねそういう水準で横ばいになる、こういうことでございまして、やはり日本の年金はいまの時点では非常に受給者が少なく、そして被保険者が多いということだから……。

○小平芳平君 それはわかつてい、わかつてい。
○政府委員(横田陽吉君) 賦課方式をいいますと、これは申しておられます、こういうふうなことは無意味である、こういうふうなことは申しておられます。
○小平芳平君 厚生大臣もお聞きいただきたいんですが、完全に積み立てて、びた一文欠けず積み立てていっているかというところじゃない。欠けるどころか、六割欠けたものを積み立てているという。したがって、そういう意味で賦課方式か、積み立て方式かという、じゃあ、厳密にどこからどこまでが賦課方式で、どこからどこまでが積み立て方式かと。結局、この賦課方式に現在の年金そのものが立ち向かっている、入り込んでいると、片足突っ込んでいっていることすら言っているやないことがないんじゃないですか。それはいかがですか。

○政府委員(横田陽吉君) 賦課方式が積み立て方式かという、そういう観点からものを申します場合は、平準保険料を下回って保険料を現在に取っておるわけですから、それは必ずその平準保険料よりも上回った保険料をいずれかの時期においては取りまして、取り足らない部分は平準保険料を上回った保険料をいずれかの時期から取ることによって埋め合わせをする、こういうことでございします。

で、賦課方式と申しますのは、当該年度において必要とする給付費の総額に見合うものだけを保険料なりあるいは国庫負担でもって埋めする、こういうふうな考え方です。取付不足があるからといって賦課方式というふうなことではないというふうに理解をいたしております。
○小平芳平君 だからといって、完全に積み立て方式でもないというんでしょう。
○政府委員(横田陽吉君) これは自分が適正かどうかは別といたしまして、なればこそ私も修正積み立て方式というふうなことを使用いたしております。

○小平芳平君 いや、修正賦課方式ってどういうことですか。
○政府委員(横田陽吉君) 修正賦課方式というのは、私も採用いたしておりますが、またどういふふうな概念がよくわかりませんが、完全積み立て方式を修正いたしていくのが修正積み立て方式というふうに考えておりますので、賦課方式の場合はおそらく修正賦課方式ということが成り立つかどうか、単年度単年度に照会するか、あるいは数年をくりまして、その数年の期間でもって収支のバランスをとるようなことか、こういふたし、あんまり修正の問題というものは出てこないんじゃないかと思ひます。

○小平芳平君 いや、私のいたした資料には、賦課方式は単年度に限るとはなっておりません。いすれにしても年金局長ね、不毛の議論をやっているみたい、な「財政方式で不毛の議論」、それでさきつて説明したようなことをされておりますが、こういうのはよくないじゃないですか。
○政府委員(横田陽吉君) もしもそういうことを先生が受けられた印象のような表現でもって表現をいたしておるといいたしたならば、それはたいへん申しわけないことだと思います。

○小平芳平君 いや、これはちゃんと——これとごで出たんです、社会保険協会連合会が出ておる、これ見ておいてください。
それから次に、またこれもこまかい問題といえはこまかいですが、五年年金の加入を四十九年三月三十一日で打ち切った。法律がそうだったから打ち切ったんだとまたおっしゃるでしようが、理由はこういうことですか。
○政府委員(横田陽吉君) 五年年金の加入の再開につきましても、その加入なさった日から給付を受けるまでの間に少なくとも二年程度の現実に保険料を納付する期間があるべきであると、こういう考え方でございします。

○小平芳平君 要するに、五年年金に該当する方は明治三十九年四月二日から明治四十四年四月一日までに生まれた方でしよう。これらの方は六十七歳、六十八歳、六十九歳のいわゆる老齢特別給付金にも当てはまらない。まさしく年金からはみ出した人です、いま現時点において。たとえば、私がこれは前の国会でも一つの例として申しました、勤めていて現在厚生年金に入っていると五年年金に加入の申し込みができない。その五年年金に加入の申し込みのできない人が、すでにこの四十九年三月三十一日で打ち切られてしまったから、こうなると、——よろしいですか、私がいま申し上げるようなことでよろしいかどうか。通算老齢の十年ですか、通算老齢の十年を満たせばこの方は年金受給者となるかどうか、それが一つ。それからその通算老齢の場合には第四種、任意加入の制度が適用になりますか、それですか。その

ものが立ち向かっている、入り込んでいると、片足突っ込んでいっていることすら言っているやないことがないんじゃないですか。それはいかがですか。
○政府委員(横田陽吉君) 賦課方式が積み立て方式かという、そういう観点からものを申します場合は、平準保険料を下回って保険料を現在に取っておるわけですから、それは必ずその平準保険料よりも上回った保険料をいずれかの時期においては取りまして、取り足らない部分は平準保険料を上回った保険料をいずれかの時期から取ることによって埋め合わせをする、こういうことでございします。

二点について。

○政府委員(横田陽吉君) 第一点は、通算老齢年金の受給資格が発生いたします。それから第四種、いわゆる任意加入につきましては、十年以上の被保険者期間のあった方についてでございますので、十年未満の従前加入期間の方については、これは適用を受けることはできないわけでございます。

○小平芳平君 それは了解いたしました。それから区役所とか市役所で盛んに国民年金に入りなさいという、国民年金のPRをしてくれるわけですが、そういうPRをしてくれること自体はけっこうですが、これも私が再三委員会でも問題提起しているように、脱退手当を受けた方あるいは保険料を掛け捨てにしまつた方、そういう方の救済の道がないわけですよ。したがって、ただ年金に入れ入れというだけではなくて、こういう人は入つても老齢給付は受けられませんかということも教えてあげるべきじゃありませんか。

○政府委員(出原孝夫君) 国民年金のPRにつきましては、私もものほうから都道府県あるいは市町村にお願いいたしまして、加入をおすすめするとうい場合が非常に多いわけでございます。御指摘のような問題につきましては、私どものほうも御加入をおすすめするということを、特にまだ制度が相当普及いたしまして、なお御認識の浅い方がございますので、お入りになっていただくということを中心にしておつたわけでございますが、今後そういうたきめのこまかい面での市町村なり都道府県の指導をお願いするというような形に私どものほうも十分気をつけてまいりたいと思ひます。

○小平芳平君 そこまではいいんですよ。国民年金が普及したけれども、なおかつ漏れてる人のために啓蒙しますが、宣伝しますというこはいいいんです。けっこうですが、脱退手当を受けた方、あるいは保険料を掛け捨てにして転々と職場を変わった方、そういう方の中にはいまから国民年金

に入つても昭和五年四月二日以後に生まれた方です。完全な老齢年金つかないわけでしょう。要するに二十四年十一月保険料だけ払つて最後一カ月足りないからといって、もう老齢年金は一銭ももらえない、こういう人が起きるわけでしょう。いかがですか。

○政府委員(出原孝夫君) 御指摘のようなケースも出る問題があるかと思ひますので、私どものほうでPRをいたします際に、そういう今後入つても問題があるというようなケースについてのPR等につきましても、今後私ども御指摘いただきました点につきましても十分反省をいたしました上で、きめのこまかい事前のPRができるようにいたしてまいりたいと思ひます。

○小平芳平君 厚生大臣ね、これはむしろ窓口のPRの問題というよりも制度自体ですね。大臣はいつも検討しますと、通算の問題として検討しますというふうに答弁されますが、二十四年何カ月という間、ただ完全に政府にだまされたつていうような形になるわけですよ。満六十歳までに満二十五五年保険料を払わない人は、ほかに通算できる何らかの期間があればいいんですが、ほかに通算できる何らかの期間もないとなれば、もう二十四年、満二十五五年に一月月足りなくなつてだめでしょう、これ。法律がそうなつてゐるからつて、絶えず年金局長の得意のところじゃないですか。そういう人が一生涯、——一生涯つて二十五年もただ保険料だけ払つて、最後だたんば来て、一カ月か一年か足りないから老齢年金はゼロだ、どうですか。

○政府委員(出原孝夫君) 私ども、現場で実施の業務に当たつてゐるほうのことでございしますので、制度にわたつて申し上げるのは差し控えるべき筋かもしれないと思ひますけれども、実際の問題としてやつてまいりますと、実は厚生年金の場合でございしますと、おつとめになつておつて一定の年齢以上に達してもさらに被保険者期間がふえていくということがございします。国民年金のほうには御指摘のように年齢的にきちつと縛られており

ますので、通算の場合等を考えますと、厚生年金のほうで若干よいおつとめになりますと通算できるのに、おやめになつたのがちよつと早かつたので最後に無になつたというふうなケースも出かねない問題もございします。こういう面につきましてもの事前のPRというものは、実は非常にむづかしい面があるわけございまして、御指摘のような、制度面についてまた御考慮をいただくというふうな問題もあるかと思ひますので、その点につきましてもは現業庁としての私どもと、制度の立案に当たります年金局と十分連絡をとるようになつたといふ、こう思ひます。

○小平芳平君 大臣どうですか。

○国務大臣(齋藤邦吉君) 法律の規定でそうなつておりますので、運用でやるというわけにはこれははいりませんね。でございしますから、やつぱり私は、こういう問題がもしあるならば、一つ一つきめのこまかい制度の改正をやるのかどうか、率直に言うていきますと結論は私は持つておりませんが、何かやつぱり考えにやならぬかなあという感触を受けて実は承つておつたのです。いまにわかにはそれをどういふに制度的に改革していくか、案もありませんが、ひとつ十分研究してみます。この次、来年度あたりにはまた改正をお願いしなくちゃならぬでしょうから、そのころまでにそういう問題を——何か救済する方法があるのかないのか、十分ひとつ検討いたしてみます。

○小平芳平君 まあ、大臣は突然聞いたと言われまが、年金局長は突然じゃないですよ。何回これ言つてゐるかしれないですよ。あるいは国会法による質問主意書も出したんですがね。結局、脱退手当を受けた、あるいは何らかの事情があつて結局国民年金にまゐる二十五五年、満六十歳までにはまゐる二十五五年保険料を納める期間がなかったと、それが一月月足りなくても二月月足りなくとも、法律の条文がそうだからといって、全くどうにも現行法では救いようがないということでしょう。それはいろいろ考え方があつたと思ひます。たとえば満六十歳を一年とか二年とか延ば

して払い込むとか、あるいは脱退手当を受けた人は、受けた脱退手当を割り増して返して通算してもらふとか、あるいは二十五五年まるまるの年金でなくとも、かりに二十年の年金は出るとか、何かそこ方法が——法律法律といつたつて、これは人間がつくつたものだから、年金というこの法律は、そんなに絶対動かしがたいという前提があるわけじゃないんですよ。しかも、私何回も言うようで恐縮ですけども、二十五五年間国家へ納めてゐる、政府へ保険料を出したと思つてゐるわけですよ、本人は。一月月足りないからといって、どたんばへきてあなたにゼロだと言われて、納得できましようか。したがつて、これは突然の問題提起でもありませんし、ぜひ研究をしていただきたい。

○政府委員(横田陽吉君) 何回か先生から御意見を承りながら、なかなか実現できないということとでございしますが、それだけに年金制度にとりまして非常に基本的なむづかしい問題であるということとでございします。しかし、また重ねての御意見でございしますので、十分に検討をいたしてまいりたいと思ひます。

○小平芳平君 それから、これも先ほど出ていた問題ですが、所得制限額ですね。所得制限額は、政府は政令だから資料としてはお出しにならないわけですね、さつき五十万円というふうになつておられんですが、これはどこに当てはまるのですか。

○政府委員(横田陽吉君) 所得制限は、御承知のように扶養義務者の所得制限の問題と、年金を受けられる本人の所得制限の問題とあるわけでございます。扶養義務者の問題につきましては、昨年御承知のように六百万円というところで事実上撤廃にひつきの措置をとつておりまして、昨年そういった六百万円にいたしました際の支給停止率がおおむね〇・六%でございしますので、今年も同じような支給停止率を維持するためには六百八十八万五千円と、こういうふうになるわけでございます。

問題は、先ほど御質問があつてお答えをしておりましたのは、本人の所得制限の問題が主でございまして、本人の所得制限につきましては、御承知のように福祉年金自体が全額税金を財源としたしておりますので、従来から税金を納めるような方には福祉年金は差し上げないのだ、こういうふうな態度でまゐらなっております。それで、今回さややかではございませうけれども、税金云々という点を離れまして、七十八万円を九十万円に引き上げることによつて、従来は課税の非課税ラインでもつて処理をいたしておりましたので、毎年多少支給停止率が多くなつてまいりましたが、今回は支給停止率を維持するという観点から、九十万円という金額を設定したわけでありまして、ただしかしこれでも必ずしも十分ではございませぬので、先ほど大臣からお答えがございましたように、私も本人の所得制限につきましても、今後相当飛躍的に改善をいたしてまいる所存でございます。

○小平芳平君 ちよつと時間がもう参りましたので、また別の機会にお尋ねしたいと思ひますが、所得制限の場合も、福祉年金の老齢と障害の場合の所得制限額、それから母子・準母子の所得制限の額、それから児童扶養手当、特別児童扶養手当の所得制限の額、それぞれ違いますね。まあ、いろいろ理論的根拠があるのでしょうかけれども、簡単にばつと理由を説明できますか。

○政府委員(横田陽吉君) 老齢、障害につきましては、本人でございまして、全く本人の所得制限ということで一本でございまして、母子・準母子、児童扶養手当等になりますと、年金なり手当を受けられる方が、子供さんに対する関係では扶養義務者、実質的に扶養義務者みたいな形になりますので、したがつて扶養義務者の所得制限に近いような考え方をとつておる。一言で申しますと、そういうことでございます。

○柏原ヤス君 児童福祉の問題についていろいろお聞きしたのですが、きょうは、せんだつての児童手当についてお伺いをしました点で、こ

こでもう一度はつきりしておきたい点だけを取り上げてお聞きしたいと思ひます。

そこで大臣が、——この間、私が社会保障制度審議会の答申の中にある「将来飛躍的に発展させなければならぬ」というところを御質問いたしました、そのときに、大臣は、こうして段階実施を完了したのが飛躍的だ、こういうふうな御答弁をなさいましたが、私は段階実施は法律で定められたことですから、それを完了したからといって、それが飛躍的だなどというのではない、それは当然なことである。そういう点、非常に大臣の御答弁に疑問を感じたわけなんです。審議会の答申は、こういう法律事項でない部分について飛躍的な発展を求めたものと、こういうふうな思ひますが、せんだつての大臣の御答弁いかがでしょうか。

○国務大臣(斎藤邦吉君) いや、まあ、ちよつと飛躍的ということばを二つに分けて私申し上げたわけなんです、社会保障制度審議会の答申は、将来内容を飛躍的にということでございます。まあ私は三年段階であつても、日本に初めて児童手当というものが定着したと、これはやっぱり制度の発展の歴史の上においてはそれはやっぱりたいしたものという認識は私は持っているんです、これは、しかし社会保障制度審議会の答申のいうのは、今後範囲の拡大とか内容の改善とかそういう方面について飛躍的にやれと、こういう意味であることは私も十分理解をいたしております。

○柏原ヤス君 と、いまおっしゃつた段階の実施もやっぱり飛躍的だということにおっしゃつたということですね。二つの意味があるとおっしゃつた、その一つの意味はやはり段階の実施が飛躍的だ、こういうふうな御説明であつたわけですね。そういうふうな承つてよろしうございませう。

○国務大臣(斎藤邦吉君) いや、児童手当制度というものが段階実施であるにしても、三年目ですからここで制度が定着しますね、制度として、日本は、まあ、よかれあしかれ内容は別として、日本にも児童手当制度ができましたと、初めてできましたよということと言ひ得ることは、これは

日本の社会保障制度の上では相当すばらしいものでありませぬかということをお申し上げているんです、これは、要するにいままで日本になつたんですから、それが段階実施であるにしても、ここで日本は本年度間違ひなくできましたということをお言ひ得るようになったということばは、りつぱなものではございませぬかと、しかし、制度ができただけじゃだめなんです、中身をよくすることが今後の問題でございまして、特に社会保障制度審議会がやましくいふておりますのは、範囲の拡大あるいは額の拡大、こういうことでありませうと、そういうことについて大いに飛躍的にやつてくださいと、こういうことの答申だと、かように理解をいたしております。

○柏原ヤス君 問答の繰り返しますが、やはり私大臣がこの段階的であつても完全に完了したと、完了したということがやっぱり飛躍的であるとかすばらしいことであると、いままでなかつた児童手当ができたことがもう飛躍的だ、こういうふうな考えだと思ふんですね。そこが私、非常に次元が低いと思ふんですね。しかもこの児童手当は非常に不満足で、社会保障制度の中では全くおくれ、しかも改良すべき点を数々含んで、それを段階的に三年もかかつてやつてると、三年もかかつたということばはやつとということですね。そういうことをすばらしいとか飛躍的だ、こういうふうな最も力を入れていただかなければならぬ大臣がおっしゃつておられるということについて、私は、そうであつては今後の児童手当の内容充実が非常に心配であるから申し上げるわけでございます。そこで、その点も大臣おわかりいただけたらと思ふんですね。

○国務大臣(斎藤邦吉君) ええ。

○柏原ヤス君 それから審議会の答申のことについて飛躍的とは何をさすかという点について先ほどちよつと大臣にお答えくださいましたけれども、私はこの飛躍的な発展というのは第一子からである、しかも所得の制限なしに支給することだと、こういうふうな解釈いたしますが、これは

正しいのか間違つてゐるのかお答えいただきたいと思ひます。

○政府委員(齋久次郎君) まあ、審議会の答申の中に飛躍的な制度の改善ということがうたわれておりますことは御指摘のとおりでございます。ただ、その中身といたしまして第一子からしなければならぬということが飛躍的、イコール飛躍的というふうには直ちに私は私ども解しておらないのでございまして、先般来る御説明申し上げたように、四十九年度をもつて一応段階実施が終つた後において、その支給の額、支給の対象あるいは所得制限等全般にわたつて再検討を加え、それによつて制度が飛躍的に発展するということを審議会は期待しているという意味に私どもは解しているわけでございます。

○柏原ヤス君 それでは、私がこれは第一子だと、それから所得制限をなくするのだという、こういうとり方は違つてゐるということですか。違つてゐるのか、間違つてゐるのですかと伺つてゐるわけですか。

○政府委員(齋久次郎君) そういう御意見について、間違ひであるとは私も考えておりません。

○柏原ヤス君 と、厚生省はそういうふうにとつてないということですね。

○政府委員(齋久次郎君) 厚生省といたしましては、いま御質問の問題になりますのは、第一子か第二子か、あるいは現状どおり第三子で内容の改善かということにならうかと思ひます。しかし、少なくとも対象を拡大する場合には、第三子以上に広げることの意味があるというふうに考へるものでございまして、ただそれは即第一子からというふうに厚生省は考へておりませんということをお申し上げたわけでございます。

○柏原ヤス君 次に、この第三子の問題で大臣にまたお伺ひいたしました。第一子からは六十五万円のうち五十三万円、あとわずか七万円が第二子で、第三子からは日本を入れたたつた四万円である、こういう点で第一子から支給している外国の状況を申し上げましたらば、大臣は、大半は第二

るかということも含まれて考えておると、こういうことでございます。

○柏原ヤス君　多子家庭の養育費が非常に大きいということが第三子を対象にしているという理由ならばですね、第一子からやるほうがもっと効果があるんじゃないかと、そういう点で第三子ということに対する理由が何となくごまかしているんだというふうに私とれるわけなんです。

○政府委員(久欠次郎君)　児童手当の制度というものを児童の福祉ということに力点を置いて考えますならば、少なくとも児童を持つている家庭に對して児童手当を支給するということは望ましいことだと思います。そのことは当然にしたがつてまた所得制限についても大幅な緩和ないしは撤廃ということにつながっていくものであらうと思います。

ます。ただ、私が申し上げておりますのは、現在の制度といたしまして第三子以降に支給している

理由というならば先ほど申し上げたことではないだろうか、ということでも申し上げておるわけでございます。

○柏原ヤス君　それから、やはり藤原議員が人口問題を取り上げて、将来は平均出産児数の上から人口は静止の状態になると、そして極端に言えば将来は支給対象の児童がなくなっていくと、こういうお話がございました。そのときに局長さんのいうお話がございました。そのときに出生児の数を示されたね、藤原議員が一・九二だと。それは平均ですと、そういうお答えでしたでしょう。平均であつて、第三子の子供のいる家庭が全くなくなるんじゃない、あると、そういうようなお話でしてね。私、それはもちろん、そちらで第三子の家

庭がなくなるわけじゃないと、あるんだからそこに児童手当は支給できるんだというふうに言わんば

かりの御答弁でしたけれども、それはあるといふことはそちらで御説明いただかなくてもわかつてゐるわけですね。その存在する第三子以降の家数というものは非常に少なくなつちやうわけでしょう。そういう少ない家庭に児童手当でございますというふうに支給してゐるのはむしろナンセンス

じやないかと、少なくともそこを支給していればそれはわが国の児童手当なんだというふうになるわけですね。しかし、児童手当の目的のところを見ますと所得保障ということと、もう一つ健全育成ということがうたわれているわけです。むしろ健全育成というほうに力をさらに入れていかなければならないと思うんですね。所得保障という点がだんだん充実してきたならば、将来の理想的な児童手当というものは健全育成という立場に立つてなされていかなければよい児童手当ではないと思うんです。まあ、そういう点から、私は厚生省の児童手当に対する姿勢というものが年じゅうゆれていて、あるときには保障制度の面から弁解をし、あるときには児童の健全育成で弁解をし、非常に御答弁のおっしゃっていることはごもつものことですが、その心の奥底に何となく弱腰な児童手当制度を軽視している、そういうものがうかがわれるわけで、くだいようですけれども申し上げているわけです。その点いかがでしょう。

○政府委員(鶴久次郎君) 初めに数字で申し上げますと、現在四十九年の十月で第三子以降の数が二百九十九万、約三百万でございます。五十年の十月で三百三十四万になるわけでございます。この数が大定着するのではないかと想像されるわけでございます。先ほど来、いろいろとその場その場によって考え方が片方のことを申し上げているように受け取られるとすればはなはだ申しわけないわけでございますけれども、要するに、児童手当の趣旨がいわゆる児童を養育している家庭における生活の安定ということと、健全育成と、児童の福祉という両面を持って制度が発足しているわけでございますので、いま御指摘のように児童の健全育成、児童福祉というたてまえからいふならば、少しでも多くの児童が児童手当の恩典に浴するような仕組みは私も望ましいというふうに考えておるわけでございます。したがって、その限りにおいては所得制限ということもさらに検討すべき問題であらうと、したがって、そ

ういったものを踏まえながら、また他の社会保障給付全体とのバランスということも考えながらこの制度の改善、前進ということに取り組んでまいりたいと、こういうふうにご考えておるわけでございます。

○柏原ヤス君 ですから、将来の見通しは、第二子というのは非常に少なくなると、だから第二子、いや、第二子どころじゃない、第一子をやるのが児童手当の本来の目的なんだということ、この委員会のところで言うことを何かおそれているみたいな、うっかり言つて、あとでそこを追及されたら困るというふうなふうに、私、変な憶測かもしれないけれども、とるわけですね。しかし、いいと思うんですね。そして、私たちがそれを実現しないといけないと大いに言うことが結局児童手当を理想的なものに持つていく非常に私力強いやり方だと思ふんです。そういう点で申し上げるわけです。

そこで、第三子から実施していると、しかも先ほど大臣は段階的でも第三子を完全実施したのはいいけれども、この第三子とかおっしゃっていますけれども、この第三子という問題も、第三子といつても全部じゃないんです、これ、第三子でももたない者が非常に多いわけです。だから、第三子なんといつたって、私はいばつて言える第三子じゃないと思ふんですね。だから専門家は、第三子から実施というのでは全く児童手当というものはなかにひとしいものだ、そう言つて人もあるわけです。そういう点で、先ほどの大臣の御答弁、また局長さんのお答えに私は熱意というものがもつとほしい。

どうしてこういうふうに申し上げるかという、来年は完全実施が終わつて、さらに飛躍的な発展をさせなければならぬときにいまあるから申し上げるのであつて、徹底した児童の完全育成のために第一子からやる必要があるということ強く申し上げて、もう一度大臣にお答えいただきたいと思ひます。

○国務大臣(斎藤邦吉君) 非常に御熱心な御意見

承りました。

私も、児童手当というものは西欧先進諸国に比べて日本は劣っているというところは十分承知しているんです。しかし、なかなか一挙にその理想的なものを——理想的というか、先進諸国並みのものをつくるというところも困難だということから、御承知のようにいまのような段階実施という制度をやつたわけでございますが、段階実施であつても曲がりなりこれに十分にできたわけでございます。

そこで、やっぱり今後はこの制度の内容の充実に全力を尽くす、こういうわけでございます。私には不熱心でなんか全然ありません。大いに熱意を持ってこの内容の改善に当たつていきたい、こういうわけでございますから、だいたい御不満の表明ございましたが、私の心の中ではこの児童手当の内容の拡充、充実のためには全力を尽くす、こういう熱意に燃えておるわけでございますから、その点はそうおっしゃらぬで、ひとつ御理解をしていただきたいと思ひます。

○柏原ヤス君 ひとつよろしくお願いいたします。

次に、児童扶養手当について伺ひたいんですが、この間、障害のない子供は十五歳で打ち切られていたわけですが、これはせめて十八歳まで引き上げていただきたいという御質問を申し上げましたときに、大臣は、そのようにしていく方向だと答弁されましたが、それはそのとりに確認してよろしいのでしょうか。

また、八月には予算要求が行なわれると思ひますが、その要求の中にこれは取り上げられるものであるかどうか、お聞きしておきたいと思ひます。

○政府委員(鶴久次郎君) 先日の御質問の際にお答え申し上げましたのは、児童扶養手当において障害を持っていない児童の場合には義務教育終了前まで児童扶養手当の対象となる、それ以後につきましては、制度のたてまえといたしまして、いわゆる義務教育を終了した児童の場合には家督能力が想定されるということで制度が発足して今日

に至つてゐる。それからもう一点は、母子福祉年金との、他の制度との関連もあることを申し上げたわけでございます。

なお、最近の状況といたしまして、必ずしも義務教育を終了した児童がそのまま就職をしないで、いわゆる高等学校に進学する率が高くなつておることも十分承知しております。そういった意味におきまして、この点については検討もし、また他の制度との関連もかね合わせながらわれわれの検討課題といたしたい、こういうふうに申し上げます。

○柏原ヤス君 そこで、ぜひこれは御検討の上、取り上げていただきたい。

これは特別児童扶養手当と考へ合わせてみても、特別児童扶養手当は非常にあたたくこれは充実さして、こうという方向に厚生省がいらつしやるということとはわかるわけです。また、もつともつこれはあたたかくやつていただきたい手当てでございますが、この特別児童扶養手当と比べると児童扶養手当は冷たいんじゃないかと、こう思ふわけなんです。そういう点でぜひこれは取り上げていただきたい。厚生省の方向がその方向に検討という、言いわけの検討じゃなくて、ほんとに検討してくださる検討というふうに解釈いたしまして、やはりこれは大蔵省との関係もあると思ふわけです。それで、大蔵省としてこの厚生省の意向を受け入れて努力していただけたらどうか、この意思を一言お聞きしておきたいと思ひます。

○説明員(梅澤節男君) 児童扶養手当の問題につきましては、先ほど厚生省の鶴久次郎君から現在の制度の仕組みにつきまして考へ方をお述べになつたとおりでございますが、ただ、他の社会保障、特に扶養制の年金と違ひまして福祉年金との関連がございまして、福祉年金にいたしましては児童扶養手当にいたしまして、全額一般租税財源で従来はまかなつておるわけでございまして、したがって、五十年以降この種の問題をどういう角度で取り上げるといふことは、大蔵省といたし

まして事務的には年金全般のあり方等も含めまして勉強は続けておりますけれども、五十年以降という具体的な姿になるかということにつきましては、種々の問題を含んでおると、現時点ではそれ以上のことはちよつと申し上げかねると思ひます。

○柏原ヤス君 ひとつよろしくお願いいたします。

○中沢伊登子君 それでは初めに、いま柏原先生、それから藤原先生がすいぶん御熱心に児童手当のことを質問しておられましたが、私も児童手当で一言だけ伺いたんですが、それはお二方が質問をされたニュアンスとはすいぶん違っているんです。

といひますのは、児童手当は第一子から出るのが当然だとする意見がございますね。私もそれはそのとおりなんですけれども、現在の問題としては、最近の激しい物価高やインフレの中で、児童手当の目的の一つに生活の安定ということをはばと局長は盛んにおっしゃられました。生活の安定ということが一つの目的であるならば、この激しいインフレの中では第一子から出るのが当然だと思ふんです。これが私の考え方の一つです。これは皆さんと同じような考え方もあると思ひます。世界各国でも第一子から出しているのが相当の国、たくさんございまして、これで第一子から出すのが当然だと私も思ふんです。

しかし、近い将来の問題として人類にとって今後の最大の問題は人口問題ですね。その人口問題の観点から考えるときには、子供はできるだけ二人までとして人口の制止を目ざしたいと思ひますね。そうなつてくれば第一子、第二子から手当を出して、もう第三子からは手当をはずすと、こういう方向で検討すべきではないかと、むしろ私はそう考へるんです。ところがいま柏原先生がおっしゃつたように、たくさん子どもがいる家庭ではさつそくこれを適用することはこれはいへん不適当です。だから、これいふ言っている私の第二番目の考え方は、近い将来に何らかさういふ

手を打つ必要があるのではないかと、そういう点では、これは私の私見も交えていられるわけですから、児童手当の問題はそういう点からも将来は考へ直すべきときがきていられるのではないかと、こゝ考へますか、どうですか。

○政府委員(鶴久次郎君) たいへんむずかしい御質問で率直にお答え申し上げることがはたしてできますかどうか疑問でございますけれども、まず第一点の生活の安定という趣旨からいくなればむしろ第一子からではないだろうかという点につきましては、これは確かにいま中沢委員の御指摘のような考へ方もあろうかと思ひます。ただ、私も児童手当については必ずしもそう考へておらないといふことを先ほど来申し上げておるわけでございまして、一般の給与所得者につきましては、御承知のとおり第一子は多額に、それから第二子以降に若干減らすというふうな、家族給付的な観点から申しますと、給与の面においてはさういふ考へ方がされておることは御指摘のとおりでございます。ただ、児童手当の制度発足にあたりまして考へられました点は、確かに所得保障的な生活の安定ということもございまして、同時にいゝゆる児童の健全育成ということも含めていろいろ議論があつたように承知しております。その結果といたしまして、やはり一人より二人、二人より三人というように、児童を養育している家庭の生活の安定ということを考えるならば、三子からという一つの結論に到達したというように承知しておりますのでございまして、ただ、この点につきましては今後二子あるいは一子拡大についての検討の課題の中で、やはり御主張になつたような御意見ももちろんあるわけでございまして、その点は今後われわれとしても事務的にいろいろ詰めていきたいと思つておるところでございまして、第二点の第二子拡大についての基本的な御意見、確かに将来の人口構造ということも踏まえた上で、二人以上はまあ望ましくないという御意見もあるように承知しております。日本の場合にはわが国の場合には必ずしも人口政策云々というこ

とではなくて、非常に知識水準が高い民族なものですから、この人口の構造が結果的には三子より二子というぐあいに変わつてきております。で、先ほどもお答え申し上げた中で、将来の人口構造が平均して二子を割るという予想もできておる状況でございまして、そういう場合にはむしろ人口政策的な意味を組み込んで二子あるいは一子という考へ方もあり得るのではないかと、確かに御意見そのとおりだと思ひます。ただ、現在の制度を将来場合に二子に拡大し、あるいは一子にまで及ぼした場合にはどういふような基本的な考へ方をとるかといふことは、私がいまここでお答えをするにはあまりにも大きな問題を含んでおります。ただ、大勢、趨勢として児童手当制度を改善する場合には考へられるのは、まず二子から、その次にさらに一子からという段階的な考へ方ではなからうか。その場合に、日本の、あるいは世界の人口構造を踏まえた上でそれを二子とするか一子とするかといふことについては、まだ確とした基本的な姿勢といふまでには至らないのではないかと、こゝういふように考へておるわけでございまして。

○中沢伊登子君 たいへんウーマンリブや何かから反論がありましてね、厚生保護法というものがいま衆議院のほうで審議をされつつありますが、たいへんウーマンリブなんかはこれをいやがつておりますね。そして反対意見が非常に多いんですけれども、もしも参議院のほうにそれが回つてくるといふことになるならば、私はいま言いました私の意見を交えて児童手当の問題にも触れていろいろお尋ねをしたいことがございまして、しかし、それはいまやるべきときでありませぬから、またいずれは柏原先生やあるいは藤原先生がすいぶん微に入り細にわたつて御質問をされましたんで、将来の問題としてやっぱ人口の静止を考へたときにこの児童手当というものもその中に入れたら当然考へるべきことではございまして、私はさういふ児童手当の問題についてはこの一点だけちよつと顔を出しておいたと、こゝういふことで児童手当の

問題は質問を終わらせていただきます。そこで、国民年金の問題に入る前に、私は過去二回はAF2の問題について質問をいたしました。特に先ごろのこの委員会では食品衛生調査会の問題に触れて質問をいたしました。

(委員長退席、理事須原昭二君着席)
その後、数日前に食品衛生調査会のメンバーが任命されましたので、この機会をかりて国民年金の質問に先んじて、一、二御質問を申し上げたいと思ひます。

その第一は、今回任命された食品衛生調査会のメンバーを見ますときに七十歳をこえ、かつ十回前後も継続して任命されている委員が二名もございまして、学問の進歩がたいへん著しい今日、しかもさまざまな食品行政に関する新しい問題が派生をしている今日、若手を任命するべきではないかと考へますが、厚生省はどのように考へられますか。

○政府委員(石丸隆治君) 食品衛生調査会の委員の選定につきましては、たゞいま先生御指摘のような若返りを考へまして、十分考慮いたしまして今回その任命を行つたわけでございまして、特に今回の任命にあたりましては、六十歳未満の人をできるだけ多くというふうなことで、八割以上を六十歳未満の委員で占めるよう配慮した次第でございまして。しかしながら、この委員の中には余人をもつてかえがたいと申し上げましょうか、従来からいろいろな非常に学識経験を持つてわれわれに御意見をちょうだいしておられる先生もおられるわけでございまして、その点、たゞいま先生御指摘のように七十歳をこえた委員が今回二名指名されたわけでございまして、一人はこれは御承知だと思ひますが、従来から会長をお願いしている先生でございまして、今回もその会長の人選をめぐりましていろいろわれわれも若返りを考へたわけでございまして、現段階において会長を従来の先生にとりあえずお願いしておきたいといふことで七十歳以上の先生が任命されたわけでございまして。

○中沢伊登子君 AF2は昭和四十年に食品衛生

調査会の下部機関である毒性部会及び添加物部会の合同部会で審議をされましたね。そして許可されたと聞いております。当時反対意見はなかったんですか。

○政府委員(石丸隆治君) A F 2 の指定に関しましてはたまたま先生御指摘のような経過をたどって指定をいたしておるわけでございますが、

(理事須原昭二君退席、委員長着席)

この四十年に調査会の結論が出まして指定するまでの間、昭和三十七年にこの審議を開始いたしておるわけでございますが、その審議の過程におきましては先生御指摘のようにいろいろな意見が出されたわけでございまして、そういった御意見に基づきまして、また新たないろいろな資料等も要求いたしまして、この四十年間にわたって慎重御審議を願ったわけでございまして、最終の段階におきましては、その毒性部会及び添加物部会の一致の御意見を得たわけでございまして、

○中沢伊登子君 この間も私はだいぶききわいところまで質問を申し上げたと思いますが、そのときにもう一つ突っ込みたいたと思いましたが、まだそのときは私の資料が十分ではございませんでしたし、こういう機会にあんまり資料が十分でないのに突っ込み過ぎて、どっかに御迷惑をかけることも私はおもひばかりまして、一点差し控えた問題があるわけですが、きょうはその問題にも触れて質問をさせていただきますと思います。

それはいまおっしゃったように、昭和四十七年の食品衛生法の一部改正によって食品衛生調査会は学識経験者のみをもって構成されるようになったようですから、その前にはもう少し違った人たちがこの食品衛生調査会のメンバーになっていたはずでございます。それはつまり A F 2 を審議した当時は、学識経験者と行政当局及び食品関係の営業者による構成であったわけですね。そこまで私わかっていたんですが、はたしてそれが A F 2 を審議したときに何らかおかしいことがあったのではないかと疑いは持っております。ただ、実はそれが十分証拠をつかみ得ませんでした。

んでしたから、私はその質問を差し控えたわけでありましたが、そのためにいま申し上げたようなそういう構成であったために、行政当局と企業との癒着があったのではないかと、そのときに実ははいへん私は疑問に思っておりますが、時間が過ぎましたからきょうはその問題についてお答えをいたしたいと思います。

○政府委員(石丸隆治君) A F 2 の指定をめくりまして審議を行ないました当時におきましてこの食品衛生調査会の委員の構成は、たまたま先生御指摘のように学識経験者のほかに行政機関の職員及び食品加工等に携わっている業界の代表者もこれに加わっておったわけでございまして、当時の編成を申し上げますと、行政機関の職員が二名これに加わっておるわけでございまして、さらに、業界関係が六名これに加わっております。その内訳を申し上げますと、行政機関の職員をいたしましては東京都衛生局の職員を一名、これは地方の衛生部局を代表する人としていたしまして東京都衛生局から一名、それと技術的な問題を御審議願うという立場から科学技術庁資源課の職員一名、この二名が行政機関の職員を代表いたしましてこの審議会に加わっております。

さらに、関係団体のほうを申し上げますと、乳機器協会専務理事、それと牛乳協会の代表、それから食品衛生協会の代表、それから添加物協会の会長、それから畜産振興事業団、これは業界と申せるかどうか、半公的な機関でございますが、畜産振興事業団の代表、これがこの委員会の委員として加わっております。

○中沢伊登子君 そうすると、そこでいろいろ審議をした結果、それは一体だれが厚生大臣にお答えをするんでしょうか。報告をするんでしょうか。

○政府委員(石丸隆治君) 本来なら、これは食品衛生調査会の会長をもって答えられるべき問題だと思いますが、当時の取り扱いはこの部会長、すなわちこの際は毒性部会長と添加物部会長の連名をもってこの答申がなされております。

○中沢伊登子君 それではいまの行政官ですね。

二名の方を伺いましたが、ほんとうにここでは行政当局と企業との癒着はなかったと、こういうことをはっきり言つてよろしゅうございませうね。

○政府委員(石丸隆治君) われわれは当時そういった事実はないものと理解いたしております。

○中沢伊登子君 それでは、その次に、つい最近この A F 2 の問題がまた新聞紙上ににぎわしておりますが、農林省でどうも製造業者に対して A F 2 を使用しないように指導していることが報道されておりますが、このようなことは事実なのか。厚生省を飛び越えて農林省が先んじるのはおかしいと思ひますけれども、一体どういうことなんでしょうか。

○政府委員(石丸隆治君) この問題につきましては、たまたま先生御指摘のような点をわれわれも感じましたのでございまして、農林省のほうに照会いたしましたところ、この問題につきましては地域食品の認証制度というものが農林省にあるわけでございます。これは農林物資規格法に基づいておるものでございまして、一般的には地域 J A S ということばを使っておるようでございまして、この制度に基づきまして昨年七月二十三日と二十六日にこの農林省のほうで委員会を開きまして検討いたし、昨年の八月にとうふについて認証基準の準則を作成いたしましたわけでございます。これを各県に通知いたしまして、現在山形、新潟、静岡の三県におきましてこの制度が運営されているやに聞いておるところでございますが、このとうふについて申し上げますと、この三県におきまして当日売りのとうふに限りまして A F 2 の使用を禁じていると、かように聞いておるわけでございます。農林省のほうでの御意見を本日も聞いていただいておりますが、一般的な立場に立っていえば A F 2 のとうふへの使用ということとは現段階においてはまだ必要である、かような返答を得るわけでございますが、やはりこういったものはできるだけ使わないという立場が必要でございます。当日売りのとうふにつきまし

ては必ずしもこういった防腐剤が必要と認められませんが、われわれはいたしましてはもういった使わぬで済むものはできるだけ使わないという方向で今後も行政を進めてまいりたいと思っております。

○中沢伊登子君 いま、はからずも地域 J A S という問題が出てまいりましたけれども、この J A S マークをつけるのに農林省がこれを扱っていることに対して非常に私どもは反対をしたんです。当時ですね、おそらくここにいらつしやる田中寿美子委員もこの問題に対してはあくまでも抵抗をしておられたことを私はよく承知をいたしております。

いまになって、いまになってというよりも、カネミオイルのとき、カネミ事件ですね、あのとき以来、やっぱりこの J A S を厚生省が所管をしなかった。これは農林省が取り上げた。こういうところの問題がこういうふうないろいろな形になってあらわれてきています。これはやっぱりいま考えますと、ほんとうにこれは残念だったと思います。当時ですね、この J A S を農林省が自分のものにするかしないかで、経済企画庁とそれから公取と、もう三つか四つかが一緒になってどう仕合をしたことをまた思い出します。あの当時、田中委員は本会議で可決をするときに退場をされました。私はそれをじっと見ておったわけですが、けれども、私もそれは激しくこれに抵抗しながら、結局は農林省がこれを取ったということが、まだ尾を引いてこんなところにもあらわれてくる。たはいへんこれは問題だと思ひます。しかし、いまその問題を論ずるときではありませんから、またいづれその問題は何かの機会でもやりたいと思ひます。

そこで第二番目に今度消費者代表とこれはいまマスコミにたいへん乗っておりますが竹内直一さんという消費者連盟の会長、その消費者代表と高橋正講師が政務次官に A F 2 の使用中止を申し入れた際、これもたぶん五月の十七日か何かだったと思ひますが、環境衛生局長が高橋講師が指摘

した宮地教授の論文の誤りについてそれを認める
がごとき発言をしたということが報道されており
ますが、これは事実なんですか。

○政府委員(石丸隆治君) ただいま先生の御指摘
になりました五月十六日に消費者代表と高橋講師
が参りました、政務次官に陳情をいたしたわけで
ございますが、その際私の発言のごく一部が新聞
に出まして、そういった印象を与えたことを非常
に残念に思っておるわけでございますが、高橋講
師の指摘した点はこの数字上の問題でございま
して、この宮地論文の数字の問題について私のほう
の意見をただしたのに対し、計算上の間違いはな
いというふうに、この高橋講師の計算に間違いが
ないということをお願いだけしてございまし
て、宮地論文そのものの毒性いかんという判断に
つきましては、これは数字の問題として論議すべ
き問題ではなく、病理学的な問題としてこれを論
議すべきものであるというふうに申したわけでござ
います。その数字の計算に誤りがないという
ことがそういうふうに伝わったわけでございまし
て、非常に残念に思っておる次第でございます。

○中沢伊登子君 もう一点だけ伺っておきます
が、去る五月十六日の食品衛生学会で国立予防衛
生研究所の食品衛生部よりガン細胞の一種である
ヒラー細胞ですね、これを用いてAF2が肝臓
ホモジエネットに接触させた場合、毒性が増加す
ると発表して、当日の学会出席者から実験方法、
特に使用した細胞について疑問であるとの質問が
あったと聞いておりますが、この点について厚生
省はどう考えておりますか。

○政府委員(石丸隆治君) ただいま先生御指摘の
食品衛生学会に発表されました国立予防衛生研
究所の実験結果につきましては、この問題、データ
等を取り寄せてお詳しく調べると同時に、
食品衛生調査会に御検討を願う予定にいたしてお
りますので、この内容についての批判はただいま
の段階では避けたいと思いますが、事実関係だけ
を述べさせていただきますと、先生ただいま御指
摘のように、実験そのものに使いましたヒラー

細胞というものがはたしてこういった判断をする
実験に適當な細胞であるかどうかというような疑
問、それと同時にもう一つは、肝臓ホモジエネ
ットを作製させたという場合に、その実験のコン
ロールをいたしましてその肝臓ホモジエネットの
細胞に対する影響が調べてないという、そういう
ことがこの学会の討論の場において問題になっ
たことは事実でございまして、そういった点今後
さらに検討してまいりたいと思っております。

○中沢伊登子君 いずれにしても最近いふん大
きな問題になってきておりますから、この安全性
については早急に再調査をして、新しい今度で
した調査会で十分審議をしていただくように、そ
うかと思っておりますが、いま委員長のほうから、こ
れはきよの議題ではないからでございまして、こ
の議題について質問するようになると、こういう御注意
があつたんです。ところが、これはこの前の私の
質問で、食品衛生調査会のメンバーが三カ月も
まわっていないというのを申し上げておいて、そ
れに対してはあなただけ、そして厚生大臣も、こ
れは私の責任でございまして、こういう御発言が
あつたのですから、調査会のメンバーがきま
つた時点でちょうどタイミングがいいからと思
つて、きよの時間をいささかさいてこの問題を質
問をさせていただいたわけですが、それにもか
く、毎日のようにAF2のことが新聞に出てお
りますし、国民の健康を守る役所でございまして、
その点は十分手配がなされていまして、とにか
く、厚生大臣はその当時、これはあくまでも私の
責任でございまして、こう言っておられたので、新
しいメンバーがきまられた時点においてひとつ厚生
大臣のお考えをいただきたいと思っております。

○国務大臣(斎藤邦吉君) これはこの前もお答え
申し上げたと思いますが、食品衛生調査会の委員
の人選も全部済みまして、ここで発足するわけ
でございます。そこで、宮地論文とこれに対する反
対のいろいろな意見が出ておりますから、それを
調査会のテーブルの上のせまして化学的に十分

検討をしていただく、なるべく早く結論を出して
いただくようにお願いをいたしたい、そしてお願
いも現にいたしておるわけでございまして、その決
着を待つて必要な措置を講ずる、こういうこと
になるわけでございまして。

○中沢伊登子君 それでは、本題の国民年金の質
問をさせていただきますが、私ちょっとちろちろ
出しておりましたので、質問をされたのと重複して
いるかもしれません、簡単に御質問したいと思
います。

来年度、年金の再計算を繰り上げ実施すべきで
あると思いますが、その意思がありますか。それ
はことしの春闘で大幅賃上げがあつたり、激しい
インフレのさなかでございまして、これは当然
繰り上げ実施をすべきだと思いますが、いかがで
すか。

○政府委員(横田陽吉君) 年金の財政再計算期に
つきましては、御承知のように、法律では少なく
とも五年ごとにこれをなすというふうなものでござ
います。ただ、実際問題といたしまして、昨年法律
改正をお願いいたしました際には、厚生年金につ
いては一年繰り上げまして四年、それから国民年
金につきましては二年繰り上げまして三年でござ
いましておるわけでございまして、したがって、いま
時点で来年どうするかどうかという問題は非常に
お答えしづらいわけでございまして、これから先
の物価の上昇でございまして、いろいろな客観的
な情勢を総合勘案いたしまして、五年というこの
財政再計算の期間の長さというものは、具体的に
短縮するべきものとは思いませんけれども、具体的
に来年やるかどうかという点については、おそら
くなかなかむずかしい問題だろうと思ひます。と
申しますのは、財政再計算をいたします際には、
多少専門的なことを申しますと、たとえ死亡率
の問題でございまして、年金本来のいろいろな
基礎データを十分に検討いたしまして再計算をいた
すわけでございまして、で、物価、賃金も再計算の
際の一つの要素でございまして、いざいざ
たすとなりますと、大体、本格的に再計算の作業

に着手いたしましたから少なくともまるまる一年
くらいはありまじやうな計算の結果が出づ
らいということがございまして、おそらく来年
これをいたすということは困難だろうと思ひま
すが、客観情勢の推移によりまして五年という期
間をしかるべく短縮することはあるいはあり得る
ことかと思ひます。

○中沢伊登子君 物価スライドだけでは年金生活
者の実質価値を維持することができない。そこで
恩給や共済年金では、実質的に賃金スライド制を
導入しております。厚生年金、国民年金でも賃
金スライド制を実施すべきではないかと思ひます
が、その点はいかがですか。

○政府委員(横田陽吉君) 厚生年金、国民年金で
採用をいたしました物価スライドはいわゆる自動
物価スライドでございまして、当該年度の消費者物
価指数が五割をこえて上がりまして場合には上
がつた分だけその年度の年金額に反映をさせる。
したがって、諸外国におけるスライドのやり方等
も比べました際に、消費者物価の上がりぐあいを
具体的には年金額に反映させる。その反映のさせ方
としては、いわゆるタイムラグというのは非常に
短い部類に入っております。で、問題は自動スラ
イドをやります際に、そういうことでございまして
タイムラグを短くして物価上昇率を使うというこ
とでございまして、自動物価スライドは毎年や
るんですけれども、何年かに一回、つまり再計算の
時期においては、いろいろな賃金の問題でございま
すとか、あるいは所得水準の問題でございまして
か、いろいろなことを総合勘案してスライドをい
たすわけでございまして、ですから、年金につきま
して物価スライドだけでは十分であるというこ
とではございまして、毎年実施いたします自動
スライドで使う指標は物価で、相当賃金の上昇等
によつて年金生活者の実質的な生活水準がめり込
みを生ずるというような場合には、当然先ほどの
御質問にもございまして、再計算の時期に
いろいろな角度から総合勘案いたしましてこの年
金生活者の生活水準をあるべき水準まで回復させ

るということをやるわけでございますので、あくまでも物価スライドというものは自動スライドの指標として物価であるというふうな点も御理解いただきたいと思います。

○中沢伊登子君　現在、福祉年金同士、つまり、老齢福祉年金とか障害福祉年金の併給は認められておりませんね。そのためにいろいろの問題が生じております。そうして、それが裁判にまでなつておりますね。たとえば堀木裁判とか、あるいは老齢福祉年金と恩給の併給の問題とか、あるいはまた昭和四十四年ごろの牧野訴訟とか、いろいろなかういったような問題が生じておりますが、政府は先手を打つてこの併給を認める意思はございませんか、どうですか。

○政府委員(横田陽吉君) いま御指摘の問題はいろいろな種類がございますようです。まず、福祉年金同士の併給の問題、それから福祉年金と他の公的手当との併給の問題、それから福祉年金と他の公的年金との併給の問題、大まかに言いますと、この三つの問題があるわけがございます。

まずその中で一番むずかしい問題と申しますのは、この年金同士の併給の問題でございます。たとえば老齢福祉年金と障害福祉年金でございますが、先ほども御質問ございましたように、一級障害につきましては老齢福祉年金の一・五倍、こいういうふうなことでござりますが、それは、つまり、ただ単なる高齢者よりも障害者のほうが、何と申しますか、所得能力の喪失の度合いが大きいというようなことでそのような格差をつけておるわけでございます。したがって、一つの支給事由によって失われる所得能力というものと、二つものものによって失われる所得能力というものが、必ずしも後者が前者の二倍であるということではなくて、その辺の格差のつけ方として一・五倍にいたしておるわけでございますから、年金同士の併給の問題というのはなかなか制度のつくり方としてはむずかしい問題だろうと思つてわけです。それで、年金と手当の問題につきましては、先ほど例を引きました訴訟の問題にも関連をいたしました

すが、これは昨年の法律改正の際に片がついてお
ります。

それから第三番目の公的年金との併給の問題でございしますが、けさほどもお答え申し上げましたように、福祉年金の性格づけと申しますものがやはり基本になっておりまして、現行の福祉年金は御承知のように何らの年金制度の適用も受けておられない方に対する年金制度としてこの制度が仕組んでございます。したがって、金額の高い低い問題は實際問題としてございますけれども、何らかの公的年金の給付を受けておられる方々に対しては福祉年金という制度そのものが働かないうようなしかけになっておるわけでございます。ただ、そうは申しまして、戦争公務の扶助料を

受けておられる方とか、それから非常に短期間の恩給年限しか持たれない方の受けられる年金が相当に低いとか、特に戦争公務の場合には戦争公務の扶助料の性格問題もからみまして、まあ並みの公的年金というふうな割り切つてしまふこともいひながらかというふうなことで、戦争公務についてと、それから非常に短期間で低い普通恩給扶助料を受取つておられる方については、例外がある程度認めても福祉年金制度自体の性格に相反することはないというふうなことで、二つだけ福祉年金の性格を変えない範囲内で支給し得る年金というふうな、こゝで扱つておるわけでございます。ただ、御指摘のような問題を本格的に解決いたします際には福祉年金制度自体をつくりました際の議論にもからむわけでございますが、いつそのこと国民全体に対する基礎年金として福祉年金を性格づけしてしまへば、いま御指摘のような問題の解決も非常に楽になるわけでございます。それで、そんな点も含めまして、国民年金審議会では福祉年金のあり方、その性格論というものをいろいろ御議論いただいておりますので、あるいは場合によつては福祉年金のあり方、性格論というものを現行の性格から相当大幅に変更をするということもあり得ることだと思ひます。で、それらの基本的な問題ともからめまして十分御趣旨を生かすように今

後の制度論の検討をいたしてまいりたいと思います。

○中沢伊登子君　それでは次に、今度女性と年金の立場から二、三お伺いをして私の質問を終わりますけれども、まず第一点は、遺族年金は夫をななくした妻の生活をささえるものですね、それにもかかわらず、現在老齢年金の五〇％にとどまっていますね。これは諸外国に比べてきわめて低水準であります。早急に八〇％程度まで引き上げるべきではないかと思いますが、それはどうですか。

○政府委員(横田陽吉君)　遺族年金の支給割合が

老齢退職年金の二分の一であると、この点だけを
とらえてみますと、私どもも先生と同じように低
過ぎるということでございます。そう考えておりま
す。ただ問題は、この制度の仕組み方でございます
すが、当初の二分の一にいたしましたのは、恩給
法の例にならひまして、それからあとつくりまし
た制度はすべて二分の一になつておると、こうい
うことなんであります。で、ただ諸外国の例は
等を見ましても、二分の一という例はほとんどこ
ざいませぬ。ただ問題は、わが国の年金制度の場

合には、御承知のように非常に若い未亡人の場合でも夫が半年厚生年金の被保険者期間を持つておれば、非常に若い未亡人の場合でもすぐさま遺族年金がつくというふうなことになるっております。諸外国では遺族年金の受給資格といたしまして、妻に高齢であることという一つの給付資格と申しますか、を仕組んでおりましたり、あるいは子供のあるなしということで受給資格の有無を云々するようなしきになっておるとか、そういうたいろいろのからみ合いを考えますと、この二分の一という給付水準が低いからいま直ちにその部分だけを引き上げるといふことになるかどうか多少の疑問はございます。

それからもう一つは、国民年金に対する加入の問題でございますが、サラリーマンの妻につきましては、夫の厚生年金から発生してまいります遺族年金と、それから任意加入で国民年金に入れますので、こちらのほうから御自分がお入りになつ

ておられた結果支給を受けられる年金と重なるようになつておりますので、まあ、そういった観点から考えました場合に、ただ単にこの二分の一を引き上げるべきかどうかという点については多少の疑念はございますけれども、しかし、基本的に遺族年金の二分の一という支給割合は低過ぎるという認識を持っておりますので、ただいまいろいろ申し上げましたいろいろな問題とのからみも十分にこなしながら支給率の引き上げというものは早急に実現すべき方向で私どもは検討してまいりたいと思います。

○中沢伊登子君　ぜひそれは検討してみてくださいね。

それでは第二点、これも須原委員が質問されたかも知れませんが、通算年金、この通算年金は老齢年金だけに限定されておりますが、このために夫が通算年金であった場合は遺族年金が受けられませんか。そういったような受けられない妻がななくさんいるわけです。したがって通算年金でも遺族年金等を給付すべきではないかと思いますが、その点はどう考えられますか。

○政府委員(横田陽吉君) 方向といたしましては、私どもも先生の御意見と一緒にございます。ただ問題は、年金の通算の問題につきましては、八つ(八)の制度にわたりましていろいろな問題がございます。遺族の範囲の問題でございますとか、そのほかの受給資格要件がそれぞれの制度で変わっておりますので、なかなか現在のじゅうずつなぎ式の方式の通算というものがすぐに適用できるかどうか、これは年金制度技術上のいろいろな問題もあらんでまいるわけでございますが、方向といたしましては、御指摘の問題は先生の御意見のような方向で解決すべきものと考えております。

○中沢伊登子君 では最後に、厚生年金では妻の

給付額が二千四百円に加給金ですね。これも昨年の改正で千円からやっと二千四百円に上がったんですけども、この算出基礎は何ですか。今後どのような基準で引き上げていく方針でございすか、その点を伺いたいと思います。

○政府委員(横田陽吉君) 妻の加給のきめ方でございすが、実は従来から国家公務員の扶養手当の額、そういうものを勘案いたしましてきめております。したがって、この加給金の額自体については非常に金額が少ないではないかという御指摘だろうと思いますが、従来から国家公務員の扶養手当の額が上がりました場合にはそれに付随してこれを上げるというふうなやり方をしておりますので、まあ、いまのところ加給年金の額についてはそういうやり方を変えるつもりはございません。○中沢伊登子君 これは変えてもらいたいです、変えるつもりはございませんとおっしゃつてもですね。奥さんの給付額がたった二千四百円、あんまり奥さんの地位が低過ぎると思います。それから、いままで三つの点についても伺いましたけれども、どうも残った妻、奥さん、こういった者に対する年金がどうも低過ぎる。ですから、この点はもう一ぺん私は考え直してほしいと思います。まあ去年が千円だったのが二千四百円ということですからね。家族手当でもそうですね。普通の会社の家族手当でもあまり、最近男女同権と言いつつ妻の地位が低過ぎる、こういうことを思いますので、ひとついま御質問申し上げた三点についても、十分これから検討をしていただきたい、このように要望をして、私の質問を終わります。

○奮脱タケ子君 それでは、たいへん限られた時間でございしますので、最初に年金からお伺いをしたいと思ひます。昨年の国会は、年金国会といわれるほど、年金制度の改善について国民がたいへん大きな関心を示しました。ことしの春も、たいへん激しい狂乱物価、インフレに苦しむ多くの労働者や、あるいはお年寄り、母子世帯、年金生活者などがインフレに対応した年金水準に改善をしてほしいと、生活のできる年金にしてほしいという要求を強く打ち出してまいっております。これはまあ当然のこととてございします。衆議院では、すでにスライド実施月を、厚生年金については三カ月、国民年金に

ついては四カ月、四十九年度は特例的に早めることが決定をされたようです。物価が現状から下がるとは、先ほどの大臣のお話しにもありましたけれども、実際上は考えられない。そういったしますと、国民全体がインフレの犠牲を受けるわけになります。年金受給者も当然その被害をもちに受けることになってまいります。したがって、実質年金水準の低下を防ぐために、これはどうしても大臣の御努力というのは要請されるというのが、先ほどの審議の過程でも、各委員からいろいろな角度で言われているわけです。今後、年金水準の低下を防ぎ、年金制度の改善を進めていく基本的な立場、どういふふうに進められるのかという点について、簡単にお伺いをしておきたいと思ひます。

○政府委員(横田陽吉君) 年金水準のあり方につきましては、昨年おきめいただきました法律で、十分にその趣旨がはつきりいたしておると思つております。で、簡単に申し上げますと、現役の勤労者のボーナス抜き給与水準のおおむね六割、それを年金水準と考えるということとてございします。で、そういう一たびきめましたその年金水準というものが、実質的に価値が低下することのないように、それで、毎年消費者物価指数が五割をこえて上昇いたしました場合には、こえた分を基準といたしまして、年金額を自動的にスライドアップしていく。それからいろいろ賃金の上昇でございしますとか、あるいは生活水準の上昇でございしますとか、そういった客観的な経済、社会の諸情勢の変動がございした場合には、少なくとも五年に一回は、昨年実施いたしましたと同じような、いわゆる政策改定を行なっていくと、こういうこととてございします。

○奮脱タケ子君 そういう基本的な方針というものが上に立つてですが、御承知のように昨年来、二波、三波にわたる狂乱物価の大波、これにさらされておる、こういう激しい狂乱物価とインフレの中で、年金積み立て金の減価、これはもうたいへん激しいことは当然でございします。四十八年度

物価上昇率が一六・一%だといわれている。運用利息は、けさの論議でも言われておりましたように、七・五%、その差が八・六%というふうな、積み立て金の減価というのは、どんどん下がっていつに。四十九年度も、物価の上昇というものは当然続きますし、また、公共料金の引き上げ等が迫っております。そういうふうになつてまいりますと、年金受給者は、スライドの適用まで、毎年あと追いの改正で、実質水準はますます低下するという結果にならざるを得ないと思ひます。これらを防ぐ方法というのは、どういふふうな考えでいくか、ここがきわめて重要だと思ひつてございしますけれども、この激しい水準低下を防ぐことのできる方法を、政府としてはどういふふうな考えておりますか。

○政府委員(横田陽吉君) 水準の低下の問題でございすが、先生御指摘の水準の低下の問題は、二つあるわけとてございします。一つは、年金水準の低下の問題、もう一つは、年金の将来の支払い財源でございします積み立て金の相対的な価値の目減りの問題、この二つだろうと思ひます。

それで前者の水準の低下の問題に對しましては、先ほど来申し上げておりますように、消費者物価指数の上がりぐあいを年金水準に反映をさせ、こういうこととてございします。それで年金財政の面から申しますと、実はこの消費者物価が非常に上がつてまいりました場合には、年金財政上は非常に大きな打撃を受けます。しかし、個人個人の受給者の方にとりましては、消費者物価指数が上がつた分だけスライドアップいたしますから、その意味での目減りはないわけとてございします。ただ、やり方があと追ひであるという御意見でございしますが、これは年金制度の運用といたしましては、どんな知恵を出しても、こつていたとて追ひの方法以外にはございしません。それで、ただ問題は、あと追ひをいたします際に、できるだけタイムラグを縮めるというふうなくふうはいたしますが、しかし、やり方として、あと追ひ以外の方法、世界各国どこでもあり得ないわけとてござい

います。それから第二番目の積み立て金の目減りの問題でございすが、積み立て金の利息は、御承知かと思ひますが、大体その時期における金利水準というものにリンクいたしております。したがって、ことしの二月からは七・五%ということとて、まあ、いろいろ預託金の利率は差があるわけとてございすが、年金の積み立てにつきましては、預託金の金利の中では、最高の七・五%というものの適用をすべて受けるような、そういう考え方にといたしております。

それで問題は、金利水準と消費者物価の上がりぐあい、その格差の問題ということになると思ひますが、これは国の財政運営、経済運営全般の問題でございまして、一年金制度の積み立て金の利息をどうするかどうかという問題とは、また、異なつた問題があるうかと思ひます。それで、ただ、積み立て金は御指摘のように、これは将来の大事な給付財源でございしますから、これが相対的に目減りすることは、たとえ短期間であつても、年金制度を運用する側といたしましては、非常に遺憾なことだと思つております。しかし、できるだけ現行の制度の中で目減りを防ぐような努力を従来もいたしておりますし、今後ともいたしてまいりたいと、かように考えております。

○奮脱タケ子君 いまも御説明がありましたね、財政再計算期、これは三年―五年というふうな、三年―四年というふうなにいわれているわけですが、それとね、通常の情勢ではないわけですね、おそらくこんな激しい狂乱の物価上昇、あるいは激しいインフレというふうな、こう異常な事態の中で、諸外国の例の中でも、あと追ひしか方法がないんだというふうな言われましても、いまの日本の置かれてある情勢のもとで、あと追ひ行政になることが、直ちに政治問題化するというほどのひどさなんです。こつていた点を解決していくめどというものを、やはり当然考えなければならぬのではないかとこつて思つております。そういう点で、政策スライド、政策改定というふうな

ものを、あらかじめ設定をしておいて適用するというふうな、制度上の改善を含めて、当面、この異常な事態の中での解決をして、激しい水準低下を防ぐというふうなやり方、こういう点については、御検討のお考えがあるかどうか、これについてお伺いをしておきたいと思ひます。

○政府委員(横田陽吉君) 年金の実質価値の維持の問題につきましては、先ほど来申し上げておりますように、まず、毎年物価指数を基準にいたしまして自動スライドをする、これが一つでございます。

それからもう一つは、相当賃金水準なり、あるいは生活水準の向上というものがあつた場合には、そういったことも重要な判断の要素の一つといたしまして、総合勘案して政策スライドをする、こういうことでございます。

それで政策スライドのやり方は一具体的にどうやるかという点でございますが、これは政策スライドをやるその時期におきましてのいろいろな状況によりまして政策スライドの内容は異なつてしかるべきものだと思います。それで前回改正の際の政策スライドは、御承知のように、過去の標準報酬が低過ぎたことによつて年金額が不当に安いという点を是正することに重点を置いて、いわゆる従前所得の再評価というふうな手法をとつたわけでございます。これはあの時点における政策スライドのやり方として最も適正なものという観点からあの手法をとつたわけでございます。それで、今後の政策スライドのやり方といたしましては、いかなる手法を選択するかということは、その政策スライドをやるときめられたその時点におけるもろもろの条件の総合勘案の上で定めるべきものだと思つておりますので、政策スライドをあわせ行なうことによりまして年金の価値の下落というもの防止するということの基本政策はつきりいたしておりますが、どのようなやり方の政策スライドをやるかという点につきましては、十分検討をしその時期において適正な手段、方法を選択すべきものだと思ひます。

○審判タケ子君 これであまり時間をとりたくないんだけれども、年金受給者からいたしますと、結局、たとえば老齢年金の場合ですと、死後の保障というふうなものを要求してないわけですよ。現状が生活できる年金を要求しておつたという点がやはり中心になるので、政策改定というふうな、政策スライドをやるというふうなことであるというならば、現状の情勢から見れば、先ほど中沢委員も御質問の中で言つておられたけれども、たとえばそれじゃあ来年は見直すとか、いつそういうことをやるのかということになつてくるわけですね。で、来年はやるかもしれないと、これはどうなるかわかりませんというふうなお話であつたけれども、そういった点が、たいへんいま年金問題が国民の重大な関心の的になつておる点があると思ふんです。その点について、それではそういう政策改定、政策スライドというのを来年見直しをおやりになるかどうか、これをあわせてお聞きをしておきたいと思ふ。

○政府委員(横田陽吉君) これはこれから先のいろいろな社会経済情勢の変動がどうなるかということにかかつてくる問題だと思ひますので、いまの時点でいつ政策改定をやるということとは申し上げられないと思ひます。それで、ただ、先ほど中沢委員の御質問の際にもお答え申し上げましたように、財政再計算と申しますものはやるとなればすぐにもやれるというのではないのでございまして、いろいろ将来にわたつての長期の見通しに立ちまして、死亡率の訂正の問題でございまして、いろいろな年金制度技術上の問題がございまして、通常常識で申しますと、再計算の作業に取りかかつてから純粋に事務的な作業の結論が出ますまでまるまる一年はかかるとかかるといふことがございまして、それで、したがつて、これから先の経済社会情勢の変動を見ながら再計算ということになりますと、いま申し上げましたようなことから御判断いただきますと、来年度これを実施するということは私どもは非常に困難ではないかと思ひます。ただし、それは社会経済情勢の

変動がやはりおもな判断の要素になりますから、それによつてきめらるべき問題であります。いまこゝで来年やるかどうかという問題につきましても率直な答えをいたしましては、来年実施することはきわめて困難であらうということだらうと思ひます。

○審判タケ子君 この点については、これはもつとお尋ねしたいんですけれども、限られた時間の中で具体的な問題についてお伺いをしたい。その点は障害年金にしようといつてお伺いをしたいわけですね。

まず、最初にお伺いをしたいと思ひますのは、国民年金は昭和三十六年四月から発足をいたしましたけれども、国民年金の給付の内容は老齢年金、障害年金、母子年金、準母子年金、この四つなんですね。その場合に入加と掛け金、それから年金支給額、そういったものは、こういった点の予算とよつては給付することが前提になつてつくられてゐるというふうなことを考えていいわけですか。

○政府委員(横田陽吉君) 給付と保険料率の関係でございまして、たとえば医療保険などのように単年度で収支のバランスをとるような制度につきましては非常に簡単でございまして、それで、国民年金のように本来の年金は二十五年、それから短期年金につきましても十年年金、五年年金といふふうなものにつきましては、保険料率の計算が非常にむずかしい。この計算のやり方といたしましては、平準保険料率の計算方式というものをとつておりまして、平準保険料率が幾らであるか、それをきめます。ただ、先ほど小平委員の御質問にもお答えいたしました際に申し上げましたが、当初から平準保険料率をまるまる徴収するといふことについての非常なむずかしさがございまして、特に国民年金は申すまでもないことでございますが、農家、自営業者、そういった方の年金でございまして、端的に申しますと所得水準につきましても非常に高い方から非常に低い方までありま

す。それで、国民年金でございまして、どなたでも無理なく入つていただくことが前提になりますので、厚生年金以上に平準保険料率を当初から徴収することは非常に困難だといふ面がございまして、したがつて、当初はできるだけ実行可能な、どなたでも納めていただけるような保険料額に、国民年金でございまして、保険料額にしておきまして、それで平準保険料率よりは低い部分は何年かの間にそれを回復するような、そういったなだらかな保険料額の引き上げ計画というものを立てるわけでございまして、したがつて、たとえば五年年金が二千五百円から八千円になつたから、したがつて、保険料の面についても同じように三・三倍にするとか、そういう単純なやり方ではなくて、あくまでも平準保険料率の計算という非常に技術的に困難な手法を用ひまして、給付とそれから保険料との長期にわたつてのバランスをとるような財政設計をいたしております。

○審判タケ子君 いまのお話で、国民年金であるから強制加入ですね、保険料はいろいろな条件があつても一律に同額だということになつてゐるわけですが、加入者は先ほど申し上げた四つの年金は受給資格が得られるということが前提になつてゐるわけですね。そこで、ちよつと前提としてお伺いしたいと思ひますのは、国民年金事業開始時の昭和三十六年四月一日、この制度が開始した以後は、そういう段階取りからいきますと二十歳以上の人は全員加入をしておると、特別の方以外はね。というふうに見なければならぬわけですね。加入をしておるといふ、まあ強制加入だから年金を掛けておるといふ人たちがあれば、先ほど申し上げた四つの年金は全部受給資格があるといふふうに見なければならぬんじゃないかとと思ひますけれども、国民はそう思つて入つておるわけけれども、そういうことなんですね。

○政府委員(横田陽吉君) 提出制年金でございまして、それから、それぞれの年金につきましてはそれぞれ年金の受給要件というのがございまして、したがつて、法律で定めております受給要件に適合す

る限りにおいては年金の受給権が発生すると、このようにございませう。それぞれの年金によって受給要件が異なっております。

○香脱タケ子君 たとえばこういう例はどうですか。これは具体例なんですかね、三十歳の女の人です。石橋みつ子さんという方です。これは心臓弁膜症、リウマチ熱による心臓弁膜症です。で、障害等級が一般に該当する方です。昭和四十八年の十二月二十三日に障害年金の申請をした。この人は二十歳から十年間国民年金を掛けておりますから、当然障害年金を受けられると考えられるわけですが、御見解どうですか。十年掛けていますよ。

○政府委員(出原孝夫君) いまの御質問につきましては、国民年金の制度上から申し上げますと、心臓弁膜症の病気の発病された時期が問題になるかと思ひます。心臓弁膜症が国民年金の被保険者になられる以前から病気を患持ちであるという場合に、該当をしないというケースが出てまいるかと思ひます。

○香脱タケ子君 実情はどうかといいますと、昨年の十二月二十三日に障害年金の受給を申請した。ところがことしの三月末に加入前の発病だということ。障害年金には該当しない、障害福祉年金を申請せよというふうに県から指導されているわけですね。それは何かという、この人は二十から、現在三十歳ですから十年間国民年金の掛け金掛けてあるわけですね。ところが発病が、リウマチ熱の初診というのが十五歳のときだった。だから国民年金に加入資格を持つ五年前に発病したということが初診日だったということで障害年金は該当しませんということになっているわけですね。そうなるかどうかという結果になるかといひます。障害年金一級だったから今度二万五千円になるんだと、障害福祉年金をもらったら七千五百円なんですかね。そうすると、これは十年間の掛け金というのはどないになりますか、掛け捨てですか。その点はどようですか。

○政府委員(横田陽吉君) 先ほど年金部長からお答え申し上げましたように、提出制年金は被保険者期間内に障害が発生したと、そういう障害を對象にしておるわけでございます。したがって、国民年金加入前に障害の発生した方については、提出制年金はその給付の對象にはしておらない。そういう方を救うために障害福祉年金制度というのがあるわけですね。そこで問題は、そういう方がこれからあと保険料を掛けられることのメリットいかんという問題だろうと思ひますが、御承知のように老齢年金につきましては、二十五年加入しておられますと当然老齢年金の受給権が発生するわけでございますし、それからまた、これからあとの被保険者期間内において何らかの障害が不幸にして起こったという場合には、その事故に対しては当然障害年金の給付というものが考えられるわけでございますので、制度加入前の障害についての障害年金の給付がないから、したがって、今後保険料を掛けることは全く掛け捨てであるということではないと思ひます。

○香脱タケ子君 国民年金を掛けておれば四つの受給資格があると思つて入っているわけですね。これは強制加入だからいまだといつても入らないかぬのだけれども、入っている以上はそうだとはいふに思つておるわけですね。障害認定、廃疾認定をされた時期の疾病がその加入前か後かというふうなことは、それはもう厳密に調べなかつたらわからないわけですね、本人にしたら、実際は、当然もらえるものと思つて十年掛け金をしておいたけれども、本来なら障害年金で二万五千円ももらえる人が七千五百円しかもらえない、そういう事態というのはこれは特殊例じゃないんで、たまたま私具体例を出したんで、たとえば結核の場合でも、じん臓疾患の場合でも、心臓病でもあるいはじん臓、ネフローゼ関係を含むじん臓疾患の場合でも、あるいは再生不良性の貧血症の場合でも難病の方々ですとこれははいふんたさんあるんじゃないかと思つたのです。結核患者には私どもが知っておるのはたくさんいます。いひますのは、

年金制度というのが三十六年四月に発足しておるわけですから、それ以前に発病した患者さんで現在廃疾認定を受けてもこれは障害福祉年金しかもらえない、そういうなら制度発足以後今日までの掛け金というのは全く掛け捨てになるじゃないかと、これは当然その方々は言っておりますよ。これは当然だと思ふ。局長がおっしゃったように、十年掛けておれば十年年金ということで老齢年金は受けられるから掛け捨てにはなりませんとおっしゃるけども、こういう人たちは、老齢年金ももうたら完全に掛け捨てになるといふふうに思つたわけですね。特にいまだ内部障害にそういう点が少からうと思ふのですけれども、内部障害を中心にして加入前の障害について解決をするというふうなお考えはないですか。

○政府委員(横田陽吉君) 承りますといういろいろの毒なケースもあるわけでございますが、ただいま御指摘のような問題を年金の制度のワク内で解決をするというところは困難だろうと思ひます。それから掛け金を掛けることのメリット云々につきましては、ぜひひとつ先ほどお答え申し上げましたような趣旨で御理解をいただくように御説得をいたしたいと思ひます。

○香脱タケ子君 いや、それじゃね、加入後に障害が起つて廃疾認定を受ける場合にはどれだけ掛け金をしておれば資格はあるんですか。

○政府委員(横田陽吉君) 国民年金の場合は被保険者期間が一年でございます。

○香脱タケ子君 だから非常にアンバランスだと思つたのです。加入前に発病しておるといふ場合には十年掛けておつても十五年掛けておつてもこれは加入前障害だということ。二万五千円ももらえるやつが七千五百円になると、ところが加入後一年掛け金をしておれば加入後の障害の場合には障害年金がまるまるもらえるという制度になつておる。これはやはり非常に御理解をいただきたいと言つたつて私も理解しにくいけれども、掛け金

をして国民が理解しにくいのです。だからそういう点では特にもう一つの障害が出てきますのは、障害福祉年金、――それを救うために障害福祉年金があるんだとおっしゃるけれども、障害福祉年金はそれじゃ無条件に出すかと言つたらそうじゃないでしよう。所得制限があつて、掛け金掛けておるけれども、障害年金ももらえない、障害福祉年金ももらえないと、びた一銭ももらえないという人たちが出てきているわけですね。こんな制度を、これ御理解をいただきたいと言つてもちよつと理解しにくいんですがね。私は特に時間をとりたくないで、意見を申し上げて見解を伺いたいと思ひます。これはあれだと思つたのですよ、まあ昭和三十六年に事業を開始されて、それらもろの諸矛盾というものが幾つか出てきて、経過措置として解決をしていくという一定の期間ならよろしかろうと思ひます。しかし昭和三十六年から見て、いまもうまるまる十三年過ぎておるわけですよ。こういった問題に該当する人が、これは一万や二万じゃないんですよ。何十万ぐらいおられますか、わかつていたら数字も伺つておきたい。

○政府委員(横田陽吉君) そういう問題に対処するために、過般の法律改正の際には障害福祉年金についても二級障害という制度をつくりまして、それで広く障害福祉年金の對象者を広げたということが一つ。それからもう一つは、福祉年金系統の所得制限の問題につきまして、先ほど来何回かお答えいたしておりますが、できるだけこの所得制限の緩和という点についてつとめる。この二つによつて対処すべきだと考えております。

○政府委員(横田陽吉君) そういう問題に対処するために、過般の法律改正の際には障害福祉年金についても二級障害という制度をつくりまして、それで広く障害福祉年金の對象者を広げたということが一つ。それからもう一つは、福祉年金系統の所得制限の問題につきまして、先ほど来何回かお答えいたしておりますが、できるだけこの所得制限の緩和という点についてつとめる。この二つによつて対処すべきだと考えております。

○政府委員(横田陽吉君) そういう問題に対処するために、過般の法律改正の際には障害福祉年金についても二級障害という制度をつくりまして、それで広く障害福祉年金の對象者を広げたということが一つ。それからもう一つは、福祉年金系統の所得制限の問題につきまして、先ほど来何回かお答えいたしておりますが、できるだけこの所得制限の緩和という点についてつとめる。この二つによつて対処すべきだと考えております。

○香脱タケ子君 そうすると、年金制度としてこれは解決することは困難であるということである。これはあまりにも金額の差がひど過ぎると思ふんですよ。前段で申し上げたように、平穩無事な時代と違ふんですね。狂乱物價、インフレで、ただでさえ、まともに働いていてさ生活がきつめて苦しい状況の中で、そういった年金が唯一のたよりだということな生活の条件に置かれていた人たちにとっては、二万五千円と七千五百円ということになりまして、これはもう大問題です。それじゃ、たとえば、障害福祉年金の金額を上げるというふうなことで解決をするというふうなお考えはないんですか。

○政府委員(横田陽吉君) 障害福祉年金につきましては、従来から老齢福祉年金の一倍半ということと金額をきめておるわけです。本来の提出制年金のほうに障害年金になりますと、一級障害、御承知のように一・二五倍でございますから、老齢福祉年金をベースに考えますと、一級の障害福祉年金は他の提出制の年金におきますと一級障害年金よりは二割五分だけ割り高になっておるといふこともございます。ただ問題は、福祉年金全体が低いではないかと、こういう点の御意見だろうと思ひますが、この点につきましては、全額税金でもってまかなう年金であるということからする制約がございますが、可能な限り、先ほど来申し上げておりますように、福祉年金系統の年金は生活保障的な色彩を強めていくというふうなことで、毎年その金額をできるだけ大きく引き上げる措置をいたしておりますので、今後は、そういった点についても、完全に御満足のいくような金額にすくなることはないにいたしても、そういった路線でもってできるだけ引き上げをはかっていくという考えでございます。

○香脱タケ子君 時間をとられるので簡単に切り上げたいわけですが、これは、福祉年金全体の水準が低いというのはそのとおりです。いま私が申し上げているのは、この提出制の年金に入っている人がその福祉年金にしか該当させられない

ておられないという条件の問題を言っているわけですよ。これは無提出の福祉年金全体の問題であると同時に、せっかく提出しながら該当してもらえないという点については、これは考えなきゃならないんじゃないかということをお願いしているんですが、やる気がないということらしいですけれども、年金審議会でも、また国会でもたびたびこの問題出ていますね。そこで、いま局長の御答弁の中で言われた点ですね、障害該当者のワケを広げていくということ、それから障害福祉年金の所得制限をゆるめていくということをおっしゃいましたけれども、それでは障害福祉年金をもらえない人がないというふうになりますか、廃疾認定を受けた人で、障害認定を受けた人で、いま言われたような所得制限で全く掛け金は掛け捨てで、どこからもびた一銭ももらえないということがなくなるというふうな状況になりますか。その点だけ伺っておきます。

○政府委員(横田陽吉君) それは所得制限の引き上げをできるだけ大幅にやるつもりではありますが、所得制限の制度があります以上、やはり支給停止になる方がゼロになるということとはございません。

○香脱タケ子君 いや、どこまでそれじゃお上げになりますか、所得制限のランクを。

○政府委員(横田陽吉君) もの考え方でございますが、従来は非課税限度までの方、こういうことだったんですけれども、今回は、四十八年度に支給していた方が四十九年度になって支給停止になることがないようにしようということで七十八万円を九十万円に引き上げております。したがって、税金を財源にする年金だから税金を払っている方には差し上げないという、その基本的な哲学は一応破れたわけでありまして、したがって、今後は御意見のような趣旨も十分に勘案いたし、それを前提にいたしまして、可能な限り本人の所得制限の緩和については努力をいたします。ただ、いまの時点での限度までということでは申し上げる時期ではないわけでございます。

○香脱タケ子君 どうも納得しがたいんですが、時間がありませんか次に参りまして、障害認定の時期の問題ですね。これは昭和二十八年にきめられてから二十年間、初診から三年目ということにきめられて全然変わっていないんですね。これについては、これは二十年も変わっていないというのはいふん医学医療の進歩の中ではちよつと私も驚いたわけですが、実情を知りまして、これはどういふふうにお考えになっておりますか。これはこのまま押し通すわけですか。たとえば疾病によつては、三年も重症で当然廃疾認定をされるような障害者が三年間待たなきゃならぬというのは、これもまた実に不合理なんですが、これはどうですか。

○政府委員(横田陽吉君) その点に関しましては、医学的に何年ぐらいがよろしいかというふうな結論が出ましたら私も柔軟に対処いたしてまいります。

○香脱タケ子君 これは結核については出ておるんじゃないですか。結核研究所の島尾所長さん先頭とする御調査では、大體結核の場合は二年ぐらゐ、二年前後が廃疾認定をするのに適當な時期じゃないかというふうな研究が出ていますね。こういうふうな出たら、すぐお取り上げになりますか。

○政府委員(横田陽吉君) この三年の問題についてどういふ疾病についてはどれぐらいと、それから診断をいたします際のメルクマールがどういふことであるかということについては、はつきりした医学的な結論を得ていないわけでございます。それで、先生がいま例を引かれたのは、おそらく島尾先生を研究者のチーフとするチームに「障害年金の制度、技術上の諸問題の研究」ということで厚生科学研究補助金を出したというので研究していただいたそのレポートだと思ふのですが、これも内容をこちらになればおわかりのように、百例の疾病について一応調査しました、その一応の結論ということでございます。これでもって三年を二年に直すというふうなことをいま

直ちにやり得ることではないと考えております。それからもう一つは、よくこの三年の問題を御質問いただきます際に、絶対に三年でなければいけないのかというふうな印象の御質問が多いわけでございますが、法律では三年以内でございますけれども、疾病が固定いたしております場合には、固定しておるといふ、そういう診断結果が出ますと、そこでもって障害年金の受給資格が発生するといふこともございますので、実際問題としましては、三年以内で障害年金の受給権発生の方も相当いらっしゃるはずでございます。

○香脱タケ子君 これは、認定の時期の三年が適當かどうかという問題については、二十年もほつてあるわけだから、当然再検討の必要に迫られていると思ふのですけれども、これは審議会でも専門家の意見を聞けということになっていきますよね。そういう体制は進めておられるのですか。

○政府委員(横田陽吉君) その体制は十分に進めております。したがって、この問題については早急の期間内に何とか結論を得たいと思つております。それまでの間は、ただいま申しましたように、三年以内でも症状が固定しておれば受給権が発生をする、その扱いをできるだけ広く認めるというふうな方角で処理をいたしたいと思ひます。

○香脱タケ子君 そのことと関連をいたしまして、三年というのがまた長過ぎるという点と、これが固定されているのがたいへん障害者にとつては都合が悪いという点と、両方あるのですね。というのは、疾病によつては、初診から三年目の時点にはこの障害認定を受けるほどひどくなくて、一定の警戒をしている、で、そのときの認定日にはこれは障害一級、二級というふうなところには該当しない、しかし、一年か一年半したらまさに障害一級というふうな状況になる、増悪をするというふうな方がおられるわけですね。こういう場合に、これは国民年金はいわゆる爾後重症という形で救い上げておられますけれども、厚生年金はやつておられないのですか。これは当然、国民年金でおやりになっておるようには、厚生年金でもお

やりになるべきだというふうに思うのですが、これについてはどうですか。

○政府委員(横田陽吉君) 実には、国民年金でそういったことをやって厚生年金でやらなかったという点につきましては、厚生年金は御承知のように一級から三級までということで、障害年金の対象が非常に広いわけでございます。国民年金は御承知のように一、二級まででございます。対象範囲が狭い。狭い分の補いをどうやってつけるかというようなことから、その後重症の認定という、そういった制度を仕組んでおるわけでございます。その点につきましては、なるほどおっしゃられてみますと、具体的には多少の不つり合いがございますが、いま申しましたような障害等級の幅の広さがけが違ふということであつておるわけでございます。

○審判タケ子君 これは障害等級の幅の広さの問題じゃないんです。現実には、三年目に障害認定を受ける日にはだいぶよくなつておつたところ、ところが、一年か二年してたいへん悪くなつて、これはもうさらにあります。結核の場合でも、じん疾患の場合でも、心臓疾患の場合でもさらにあるのです。ところが、三年目に障害認定を受ける日に障害認定が受けられなかったら、あとで悪くなつてももう一切おかまいなしだと、これはせっかく長い間掛け金をして当然受給資格を持つてゐる人に、いふん不合理だと思ふのですがね。これについては、国民年金ではやつてゐるんだから、厚生年金でも同様に取り扱いをできるように制度を改めるべきだと思いますが、どうですか。

○政府委員(横田陽吉君) 先ほど申しましたような理由でございます。いま直ちに制度を改めるということについては御返答申しかねるわけでございますが、大事な問題の一つとして、十分検討の対象にはいたしたいと思ひます。

○審判タケ子君 検討するとおっしゃるから検討してもらへるのだと思ひますけれども、現実にはそういう人たちはたくさんいるということ。私ども具体的に承知をしてゐるのでも、結核の方

心臓疾患の方、あるいはじん臓疾患の方々、これはいふんいますよ、そういう方々が。そういう人たちに、せっかくの年金制度を確立をしながら、しかも国民皆年金といふながら、その恩恵に浴せないという隘路といふのは、これは人為的なもので取り除けば片がつくという問題なんですよ。真剣に解決のための検討を進めてもらいたいと思ひます。

それではたいへん限られた時間ですから、あんまりかゆいところに手の届くようなところまでお聞きできないのがきつめて残念なのですけれども、これはまた別の機会にでもまとめてお伺いをしていきたいと思ひますので、あと時間が無いそうです。から、児童手当の關係について若干質問しておきます。

この件については、何人も委員の皆さんからすでに質疑が出ておりますから、私は重複を避けたいと思つておるのですけれども、先ほど柏原委員もおっしゃつておられた児童扶養手当です。これは児童扶養手当制度というのは、年金給付の対象外という形で母子世帯に支給されてゐるものなんです。ですから当然提出制の母子年金などと同じように、十八歳——子供が十八歳までは支給をするというふうな、どうして制度を統一されないのかというふうな思ふのです。その辺がどうしても理解がしにくいので、先ほどのお話も、もう一つ何か中途はんばなことをおっしゃつておられましたけれども、児童福祉法といふのは、いわゆる義務教育終了年齢までということになつておるなら、これはあまりそういうことを申し上げようとは思ひません。児童福祉法では満十八歳未満の子供が該当するわけでしょう。法律があれこれある中で、児童福祉法がそうなつておる。それから提出制の母子年金は十八歳までめんどうを見る、先ほどお話が出ておりました児童手当についても十八歳まで、どうして、——もっとも先ほどの御説明では、経済的な補完措置としてという要素がきつめて強いといふれてゐる児童扶養手当については、児童福祉法の

範囲ぎりぎり一ぱいまで、十八歳までめんどうを見ないのか、これは当然そろえるべきではないかというふうな思ふのですが、先ほどからだいぶんお話を伺つておりますから、簡潔にお伺いをしておきたい。

○政府委員(久次郎君) 児童福祉法で申しております十八歳、これは定義の中に、乳児、幼児、少年、それぞれに年齢があつて、その対象の児童に対する福祉を規定してゐるわけでございます。児童扶養手当の対象になります児童が義務教育終了前になつておられます制度の趣旨は、先ほど御説明申し上げましたように、一応義務教育を終了したあとにおける稼働能力というものを前提にして、児童扶養手当そのものが母子家庭に對する所得保障という意味からそういう制度になつてゐるということが一つ、もう一つは、これは母子福祉年金との補完的な制度でございます。ですから、この母子福祉年金におけるやはり対象児童との關係ということで、義務教育終了前ということになつておるわけでございます。なお、児童手当につきましては、大体そういう趣旨で、十八歳未満の子供さんが三人以上あつて、そして第三子が義務教育終了前という者に対する児童手当というところで対象になつておるわけでございますけれども、これも先ほど申し上げたように、この点については、最近の高校進学率の内容等を勘案して考えます場合に、さらに前進すべき問題ではないだろうかというふうな考へておるわけでございます。

○審判タケ子君 これは四十八年、四十九年度でしたか、概算要求をしておられたのと違つたのですか。これは私の勉強不足だったのかどうか知りませんが、それはどうですか。

○政府委員(久次郎君) 私が着任したときは、昨年の七月でございますけれども、そういう記憶はないんでございますけれども……。

○審判タケ子君 それでは、これは生活の経済的援助という側面が非常に強いわけですし、先ほどの御説明の中にもありましたように、高校教育と

いふのは義務教育化されつつあるような状況の中では、特に母子世帯の中で高校進学というふうなことが起こつてくれば、一そうこれが必要だといふ客観的な条件もあるわけですね。そういう点では、ぜひこれは前向きに来年度からでも実施できるようにやつてもらいたいというふうな思ふわけですね。これはまあともう時間が無いので、要請をしておきたいんですが、しかも、児童扶養手当といふのは、全国的にいふゆる母子家庭、母子世帯という、全体の三十五万ぐらゐの母子世帯があるそうなんですけれども、その中で受給者というのが非常に数が少ないんですね。これは相当落ちこぼれがあるのではないかと、いふふに思ふわけですね。で、一例を一つとして申し上げてみますと、東京都の目黒区、これで見ますと、やっぱり周知徹底方が非常に悪いんじゃないかという実例なんですけれども、こういうことなんですね。四十八年度、十一月に目黒区では千九百八十世帯に郵送した、こういう手当を御存じですかということですね。そうすると、申請状況は、四十八年度中全体で六百十件の中で、十一月に郵送したその月には、そのあとでは五十三件が一べんに申し込みがあつた。ところが、その他の月の平均といふのは一カ月八件しかないといふふうな状況だといふわけですね。そういう点で行政指導の面でも、これはせっかくの制度ですからね。一人九千八百円になるんでしよう、今度はね、それが母子世帯の中からもえるからえなにかといふのは、生活を維持していく上で非常に大きな要素になるわけですね、そういう点も含めて、これは行政指導を通じてぜひ周知徹底方を、これは不十分であつてもいい制度なんだから、少なくともこれは周知徹底方について一そうの指導の強化、これについて要請をしたいと思ふのでございます。そのことを含めて御意見を伺つておきたいと思ひます。

○政府委員(久次郎君) ただいまの御意見まことにこもつともでございますので、私も現在児童扶養手当の対象家庭は十八万何がしと記憶しておりますけれども、さらにこれを周知徹底して、

より以上に支給できる方をふやすように努力していきたいと思います。

○委員長(山崎昇君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、鹿島俊雄君、小川半次君が委員を辞任され、その補欠として長屋茂君、寺下岩蔵君が選任されました。

○委員長(山崎昇君) 他に御発言もなければ、両案に対する質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(山崎昇君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより両案の討論に入ります。御意見のある方は、賛否を明らかにしてお述べ願います。――別に御発言もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

それでは、まず、国民年金法等の一部を改正する法律案を問題に供します。

本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(山崎昇君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○須原昭二君 私は、ただいま可決されました国民年金法等の一部を改正する法律案に対し、自由民主党、日本社会党、公明党、民社党、日本共産党の五派共同提案による附帯決議案を提出いたします。案文を朗読いたします。

国民年金法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

- 一、厚生年金保険、国民年金、各種共済組合について、相互間の均衡をはかり、各制度を充実するよう基本的な検討を加えること。
- 二、年金の財政方式、特に賦課方式への移行については、将来にわたる人口老齢化の動向を

勘案しつつ、積極的に検討を進めること。

三、今後における厚生年金及び拠出制国民年金の年金額の水準については、社会経済情勢の推移に対応して財政再計算期を早め、賃金、生活水準の動向に応じた改善を図ること。

四、各福祉年金について、年金額的大幅引き上げ及び支給対象範囲の拡大を図るとともに、本人の所得制限の緩和及び他の公的年金との併給制限について改善を図ること。

五、国民年金の保険料免除者に対する年金給付について、さらに増額をはかること。

六、遺族給付及び障害給付に係る通算措置の実現に努めること。

七、五人未満事業所の従業員に対する厚生年金の適用の問題について、具体的方策の樹立に努めること。

八、掛け捨て及び脱退手当金受給者の年金受給権の方策を検討すること。

九、積立金の管理運用については、被保険者の福祉を最優先とし、拠出者の意向が十分反映するよう民主的な運用に努めること。

右決議する。

以上でございます。

○委員長(山崎昇君) ただいま須原君から提出された附帯決議案を議題とし、採決を行ないます。本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(山崎昇君) 全会一致と認めます。よって、須原君提出の附帯決議案は、全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、齋藤厚生大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。齋藤厚生大臣。

○国務大臣(齋藤邦吉君) ただいま御決議になりました附帯決議につきましては、その御趣旨を十分尊重いたしまして、努力をいたす所存でございます。

○委員長(山崎昇君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、大松博文君が委員を辞任され、その補欠として佐藤隆君が選任されました。

○委員長(山崎昇君) 次に、児童手当法等の一部を改正する法律案を問題に供します。

〔賛成者挙手〕

○委員長(山崎昇君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○五置和郎君 私は、ただいま可決されました児童手当法等の一部を改正する法律案に対し、自由民主党、日本社会党、公明党、民社党、日本共産党の五派共同提案による附帯決議案を提出いたします。案文を朗読いたします。

児童手当法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、次の事項の実現に努力すべきである。

- 一、児童手当制度の立ち遅れの現状にかんがみ、今後一層拡充強化すること。
- 二、児童扶養手当、特別児童扶養手当及び特別福祉手当の支給額を一層増額すること。
- 三、特別児童扶養手当の支給対象児童については、障害福祉年金との均衡からみて、二級障害まで拡大することを検討すること。

右決議する。

以上でございます。

○委員長(山崎昇君) ただいま五置君から提出された附帯決議案を議題とし、採決を行ないます。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

を求められておりますので、この際、これを許します。齋藤厚生大臣。

○国務大臣(齋藤邦吉君) ただいま御決議になりました附帯決議につきましては、その御趣旨を十分尊重いたしまして、努力をいたす所存でございます。

○委員長(山崎昇君) なお、両案の審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(山崎昇君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(山崎昇君) 次に、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律及び原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。齋藤厚生大臣。

○国務大臣(齋藤邦吉君) ただいま議題となりました原子爆弾被爆者の医療等に関する法律及び原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案について、その提案の理由を御説明申し上げます。

昭和二十年八月広島市及び長崎市に投下された原子爆弾の被爆者につきましては、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律により、健康診断及び医療の給付を行なうほか、原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律により、特別手当、健康管理手当その他の手当等の支給を行ない、被爆者の健康の保持向上によりその生活の安定をはかつてまいったところであります。

今回の改正案の第一は、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の一部改正についてであります。その内容について申し上げます。

まず、従来の一般被爆者及び特別被爆者の区分を廃止し、被爆者健康手帳の一本化をはかり、従来の特別被爆者以外の被爆者にも一般疾病医療費の支給を行なうことができるようにするとともに

に、新たに、健康診断を受けることができる者を定めることとしております。

そのほか、医療に関する給付にかかわる診療報酬の審査及び支払いに関する事務を、新たに、国民健康保険団体連合会等にも委託することができるようになり、診療報酬請求事務の簡素化をはかることとしております。

次に、改正案の第二の原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部改正について申し上げます。

まず、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律に基づき、いわゆる原爆症であるとして厚生大臣が認定した被爆者に対して支給されている特別手当について、その支給額を現行の月額一万一千円から一万五千円に引き上げるとともに、新たに、当該認定にかかわる負傷または疾病の状態に該当しなくなった者に対しても特別手当を支給することとし、その額を月額七千五百円とするものであります。

次に、原子爆弾の放射能の影響を受け、造血機能障害等の一定の疾病状態にある被爆者に対して支給されている健康管理手当について、その支給要件の年齢を五十歳以上から四十五歳以上とし、支給対象を拡大するとともに、その支給額を現行の月額五千円から七千五百円に引き上げるものであります。

これらの改正を通じて、被爆者の福祉を一層増進しようとするものであります。

以上が、この法律案を提出する理由であります。何とぞ、慎重に御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(山崎昇君) この際、本案の衆議院における修正部分について、衆議院社会労働委員長代理理事山口敏夫君から説明を聴取いたします。衆議院議員山口敏夫君。

を御説明申し上げます。

その要旨は、特別手当及び健康管理手当の支給範囲の拡大並びに手当額の引き上げにかかる実施時期を昭和四十九年十月一日から同年九月一日に繰り上げることであります。

何とぞ、委員各位の御賛同をお願いいたします。

○委員長(山崎昇君) 以上で説明聴取を終わりました。

これより質疑に入ります。別に御発言もないようですから、直ちに採決に入りたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(山崎昇君) 御異議ないと認めます。それでは、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律及び原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案を問題に供します。

本案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(山崎昇君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○小平芳平君 私は、ただいま可決されました原子爆弾被爆者の医療等に関する法律及び原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案に対し、自由民主党、日本社会党、公明党、民社党、日本共産党の五派共同提案による附帯決議案を提出いたします。案文を朗読いたします。

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律及び原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について実現に努めること。

一、原爆被爆者が人道的にも、国際法的にも、医学的にもきわめて特異のものである点にかんがみ、被爆者の療養と生活の保障をさらに一段と充実するための援護体制を検討すること。

二、各種手当の額を更に引き上げるとともに、

所得制限、健康管理手当の年齢制限の撤廃等の適用範囲の拡大を図り、もって被爆者に必要な施策の充実に努めること。

三、被爆者の医療費については、全額公費負担とするよう検討することとし、差し当たり、国民健康保険の特別調整交付金の増額については、十分配慮すること。

四、昭和五十年の国勢調査を目標として被爆者の実態調査を行うこと。併せて復元調査を更に整備充実し、被爆による被害の実態を明らかにするよう努めること。

五、被爆者の子及び孫に対する放射能の影響についての調査研究及びその対策について十分配慮すること。

六、沖縄在住の原子爆弾被爆者が本土なみに治療を受けられるよう専門病院等の整備に努めるとともに、沖縄の地理的歴史的条件を考慮すること。

七、葬祭料の金額を大幅に増額するとともに、過去の死亡者にも遡及して支給することを検討すること。

八、特別手当については、生活保護の収入認定からは必ずしも検討すること。

以上でございます。

○委員長(山崎昇君) ただいま小平君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行ないます。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(山崎昇君) 全会一致と認めます。よって、小平君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、齋藤厚生大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。齋藤厚生大臣。

たいと存じます。

○委員長(山崎昇君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(山崎昇君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後五時五十七分散会

五月十七日本委員会に左の案件を付託された。

一、作業環境測定法案

(予備審査のための付託は四月二日)

一、労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案

労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案

労働者災害補償保険法の一部改正)

第一条 労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

年金の項中「百分の三十」を「百分の三十五」に、「百分の四十」を「百分の四十五」に、「百分の三十五」を「百分の四十」に、「百分の四十五」を「百分の五十」に、「百分の五十」を「百分の五十六」に、「百分の五十六」を「百分の五十七」に、「百分の五十七」を「百分の五十八」に、「百分の五十八」を「百分の五十九」に、「百分の五十九」を「百分の六十」に、「百分の六十」を「百分の六十一」に、「百分の六十一」を「百分の六十二」に、「百分の六十二」を「百分の六十三」に、「百分の六十三」を「百分の六十四」に、「百分の六十四」を「百分の六十五」に、「百分の六十五」を「百分の六十六」に、「百分の六十六」を「百分の六十七」に改める。

別表第二障害補償一時金の項中「四五〇日分」を「五〇〇日分」に、「三五〇日分」を「三九〇日分」に、「二七〇日分」を「三〇〇日分」に、「二〇〇日分」を「二三〇日分」に、「一四〇日分」を「一五六日分」に、「九〇日分」を「一〇一日分」に、「五〇日分」を「五六日分」に改める。

(労働者災害補償保険法の一部を改正する法律の一部改正)

第二条 労働者災害補償保険法の一部を改正する法律(昭和四十年法律第百三十号)の一部を次のように改正する。

附則第四十二條第一項中「十年」を「二十年」に、「四百日分」に相当する金額を「千日分」に相当する金額を限度として労働省令で定める金額に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前項の一時金の請求に関し必要な事項は、労働省令で定める。

(労働災害防止団体の一部改正)

第三条 労働災害防止団体の法(昭和三十九年法律第百十八号)の一部を次のように改正する。

第十一条第二項中「図るための業務の下に」並びに「化学物質等労働者の健康障害を生ずるおそれのあるものの有害性の検査のための業務を加える。

(船員保険法の一部改正)

第四条 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第五十條ノ二第一項第三号イ中「職務上ノ事由ニ因ル疾病又ハ負傷及之ニ因リ発シタル疾病ニ因リ死亡シタル場合ニ於テ当該疾病又は負傷ニ付療養ノ給付ヲ受ケタル日より起算シテ三年ヲ経過シタル後ニ死亡シタルトキハ最終標準報酬月額ノ二・七五(百分の二七五)を割る。

第五十條ノ三第一項中「一人アルトキハ九千六百円ヲ、二人アルトキハ一万九千二百円ヲ、三人以上アルトキハ一万九千二百円ニ其ノ子ノ中ニ人ヲ除キタル一人ニ付四千八百円ヲ加ヘタル金額」を「アルトキハ其ノ子ノ数ニ応ジ別表第三ノ二中欄ニ掲グル金額(第五十條第二号ニ該当シタルニ因リ支給スベキ遺族年金ニ在リテハ同表中欄ニ掲グル額ニ同表下欄ニ掲グル額ノ二分ノ一ニ相当スル額ヲ加ヘタル金額トシ同条第三号ニ該当シタルニ因リ支給スベキ遺族年金ニ在リテハ同表中欄ニ掲グル額ニ同表下欄ニ掲グル額ヲ加ヘタル金額トス)」に改め、同条第二項中「二人アルトキハ九千六百円ヲ、三人アルトキハ一万九千二百円ヲ、四人以上アルトキハ一万九千二百円ニ其ノ子ノ中ニ人ヲ除キタル一人ニ付四千八百円ヲ加ヘタル金額」を「二人以上アルトキハ其ノ子ノ数ニ応ジ別表第三ノ二中欄ニ掲グル金額(第五十條第二号ニ該当シタルニ因リ支給スベキ遺族年金ニ在リテハ同表中欄ニ掲グル額ニ同表下欄ニ掲グル額ノ二分ノ一ニ相当スル額ヲ加ヘタル金額トシ同条第三号ニ該当シタルニ因リ支給スベキ遺族年金ニ在リテハ同表中欄ニ掲グル額ニ同表下欄ニ掲グル額ヲ加ヘタル金額トス)」に改める。

第五十條ノ九第一項中「満タザルトキハ三万円」の下に「トシ被保険者又ハ被保険者タリシ者ガ職務上ノ事由ニ因リ死亡シタル場合ニ於テハ厚生大臣ノ定ムル当該標準報酬月額ノ二分ニ相当スル金額ヲ下ラザル金額トス」を加える。

別表第一中欄中「九・三」を「一〇・四」に、「八・三」を「九・二」に、「七・二」を「八・二」に、「六・四」を「七・一」に、「五・五」を「六・一」に、「五・〇」を「五・二」に、「四・二」を「四・四」に改める。

別表第三の次に次の一表を加える。

別表第三ノ二

子ノ数 金 額

一人 九、六〇〇円

二人 一九、二〇〇円

三人 二四、〇〇〇円

四人以上 二四、〇〇〇円ニ其ノ子ノ中三人ヲ除キタル一人ニ付四、八〇〇円ヲ加ヘタル金額

最終標準報酬月額ノ〇・六月分ニ相当スル金額

最終標準報酬月額ノ一・三月分ニ相当スル金額

最終標準報酬月額ノ二・〇月分ニ相当スル金額

最終標準報酬月額ノ二・七月分ニ相当スル金額

法律(昭和四十八年法律第八十五号。以下「昭和四十八年改正法」という。)附則第四條第一項においてその例によることとされる場合を含む。)の規定は、施行日以後に生じた業務上の事由又は通勤(新労働者災害補償保険法第七條第二号の通勤をいう。以下この項において同じ。)による死亡に關して適用し、同日前に生じた業務上の事由又は通勤による死亡に關しては、第二條の規定による改正前の昭和四十年改正法附則第四十二條第一項及び第二項(昭和四十八年改正法附則第四條第一項においてその例によることとされる場合を含む。)の規定の例による。

施行日以後の期間に係る障害補償年金及び遺族補償年金に關する昭和四十年改正法附則第十五條第二項、第四十一條第一項及び第四十二條第五項の規定に適用については、これらの規定中「新法」とあるのは、「労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律(昭和四十九年法律第...号)第一条の規定による改正後の労働者災害補償保険法」とする。

施行日以後の期間に係る障害補償年金及び遺族補償年金に關する昭和四十八年改正法附則第三條及び第四條第二項の規定の適用については、これらの規定中「新法」とあるのは、「労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律(昭和四十九年法律第...号)第一条の規定による改正後の労働者災害補償保険法」とする。

施行日以後の期間に係る障害補償年金及び遺族補償年金に關する昭和四十八年改正法附則第三條及び第四條第二項の規定の適用については、これらの規定中「新法」とあるのは、「労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律(昭和四十九年法律第...号)第一条の規定による改正後の労働者災害補償保険法」とする。

施行日以後の期間に係る障害補償年金及び遺族補償年金に關する昭和四十八年改正法附則第三條及び第四條第二項の規定の適用については、これらの規定中「新法」とあるのは、「労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律(昭和四十九年法律第...号)第一条の規定による改正後の労働者災害補償保険法」とする。

施行日以後の期間に係る障害補償年金及び遺族補償年金に關する昭和四十八年改正法附則第三條及び第四條第二項の規定の適用については、これらの規定中「新法」とあるのは、「労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律(昭和四十九年法律第...号)第一条の規定による改正後の労働者災害補償保険法」とする。

施行日以後の期間に係る障害補償年金及び遺族補償年金に關する昭和四十八年改正法附則第三條及び第四條第二項の規定の適用については、これらの規定中「新法」とあるのは、「労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律(昭和四十九年法律第...号)第一条の規定による改正後の労働者災害補償保険法」とする。

施行日以後の期間に係る障害補償年金及び遺族補償年金に關する昭和四十八年改正法附則第三條及び第四條第二項の規定の適用については、これらの規定中「新法」とあるのは、「労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律(昭和四十九年法律第...号)第一条の規定による改正後の労働者災害補償保険法」とする。

6 労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十四号)第十七条の規定は、この法律の施行の際現に労働保険の保険料の徴収等に関する法律第三条に規定する労災保険に係る労働保険の保険関係が成立している事業の施行日の属する保険年度に係る労働保険料については、適用しない。

(第四条の規定の施行に伴う経過措置)

第三条 第四条の規定による改正後の船員保険法(次項において「新船員保険法」という。)別表第一の規定並びに同法第五十条ノ二第一項第三号、第五十条ノ三及び別表第三の二の規定は、施行日の属する月以後の月分の障害年金及び遺族年金について適用し、同日の属する月前の月分の障害年金及び遺族年金については、なお従前の例による。

2 新船員保険法第五十条ノ九第一項の規定は、施行日以後の死亡に係る葬祭料について適用し、同日前の死亡に係る葬祭料については、なお従前の例による。

(労働者災害補償保険の一時金たる保険給付の額の改定に関する暫定措置)

第四条 施行日以後に支給すべき事由の生じた労働者災害補償保険法(以下この条において「労災保険法」という。)の規定による障害補償一時金又は同法の規定による遺族補償一時金若しくは昭和四十年改正法附則第四十二條第一項の一時金については、当分の間、当該支給すべき事由につき労災保険法の規定による障害補償年金又は遺族補償年金が支給されるものとみなしてこれらの年金について昭和四十年改正法附則第四十一條第一項の規定を適用した場合に、当該支給すべき事由が生じた時にこれらの年金の額の改定に用いることとなる率と同一の率により、これらの一時金の額を改定するものとする。

2 前項の規定は、施行日以後に支給すべき事由の生じた労災保険法の規定による障害一時金又は同法の規定による遺族一時金若しくは昭和四十八年改正法附則第四十一條の一時金について

て準用する。この場合において、前項中「労災保険法の規定による障害補償年金又は遺族補償年金」とあるのは、「労災保険法の規定による障害年金又は遺族年金」と、昭和四十年改正法附則第四十一條第一項とあるのは「昭和四十八年改正法附則第三條」と読み替えるものとする。

(船員保険の職務上の事由による障害手当金等の額の改定に関する暫定措置)

第五条 施行日以後に支給すべき事由の生じた船員保険法第二十三條ノ七第二項に規定する職務上の事由による障害手当金又は同法第四十二條ノ八に規定する一時金については、当分の間、前条の規定による障害補償一時金、遺族補償一時金、障害一時金又は遺族一時金の額の改定の措置その他の事情を勘案して、政令で定めるところにより、その額を改定することができる。

(沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部改正)

第六条 沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律(昭和四十六年法律第二百二十九号)の一部を次のように改正する。

第百四十二條中「附則第三條の規定及び」を「附則第三條の規定、労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律(昭和四十九年法律第

号。次条において「昭和四十九年改正法」という。)附則第二條第四項及び第四條第一項の規定並びに」に改める。

第百四十三條第二項中「及び昭和四十五年改正法附則第三條の規定を」と、昭和四十五年改正法附則第三條の規定並びに昭和四十九年改正法附則第二條第四項及び第四條第一項の規定に改める。

五月十七日本委員会に左の案件を付託された。

一、生活保護基準の引上げと制度改善に関する請願(第四三五七号)(第四三三八号)(第四三三九号)(第四三六〇号)

一、失業対策事業の就労者に年度末手当支給に関する請願(第四三六一号)(第四三九〇号)(第四三九一号)(第四四四〇号)(第四四四五号)(第四四四七号)(第四四七七号)(第四四七九号)

一、建設国民健康保険組合に対する国庫補助増額等に関する請願(第四三六二号)(第四三六三号)(第四三六四号)(第四三六五号)(第四三六六号)(第四三六七号)(第四三六八号)

一、療養の制度化に関する請願(第四三六八号)(第四三七七号)(第四三七八号)(第四三七九号)(第四三八〇号)(第四三八一号)(第四三八二号)(第四三八三号)(第四三八四号)(第四三八五号)(第四三八六号)(第四三八七号)(第四三八八号)(第四三八九号)(第四三九〇号)(第四三九一号)(第四三九二号)

一、療養の制度化に関する請願(第四三九二号)(第四三九三号)(第四三九四号)(第四三九五号)(第四三九六号)(第四三九七号)(第四三九八号)(第四三九九号)(第四四〇〇号)(第四四〇一号)(第四四〇二号)

一、療養の制度化に関する請願(第四四〇三号)(第四四〇四号)(第四四〇五号)(第四四〇六号)(第四四〇七号)(第四四〇八号)(第四四〇九号)(第四四一〇号)(第四四一一号)(第四四一二号)(第四四一三号)(第四四一四号)(第四四一五号)(第四四一六号)(第四四一七号)(第四四一八号)

一、療養の制度化に関する請願(第四四一九号)(第四四二〇号)(第四四二一号)(第四四二二号)(第四四二三号)(第四四二四号)(第四四二五号)(第四四二六号)(第四四二七号)(第四四二八号)(第四四二九号)(第四四三〇号)(第四四三一号)(第四四三二号)(第四四三三号)(第四四三四号)

一、療養の制度化に関する請願(第四四三五号)(第四四三六号)(第四四三七号)(第四四三八号)(第四四三九号)(第四四四〇号)(第四四四一号)(第四四四二号)(第四四四三号)(第四四四四号)(第四四四五号)(第四四四六号)(第四四四七号)(第四四四八号)(第四四四九号)

一、療養の制度化に関する請願(第四四五〇号)(第四四五一号)(第四四五二号)(第四四五三号)(第四四五四号)(第四四五五号)(第四四五六号)(第四四五七号)(第四四五八号)(第四四五九号)(第四四六〇号)(第四四六一号)(第四四六二号)(第四四六三号)

一、療養の制度化に関する請願(第四四六四号)(第四四六五号)(第四四六六号)(第四四六七号)(第四四六八号)(第四四六九号)(第四四七〇号)(第四四七一号)(第四四七二号)(第四四七三号)(第四四七四号)(第四四七五号)(第四四七六号)(第四四七七号)

一、療養の制度化に関する請願(第四四七八号)(第四四七九号)(第四四八〇号)(第四四八一号)(第四四八二号)(第四四八三号)(第四四八四号)(第四四八五号)(第四四八六号)(第四四八七号)(第四四八八号)(第四四八九号)(第四四九〇号)

一、国民年金事務費の超過負担解消に関する請願(第四四三二号)

一、失業保険法廃止反対等に関する請願(第四四六〇号)(第四四六一号)(第四四六二号)(第四四六三号)(第四四六四号)(第四四六五号)

一、老人医療無料化に伴う国民健康保険制度の健全化に関する請願(第四四九四号)

第四三五七号 昭和四十九年四月三十日受理
生活保護基準の引上げと制度改善に関する請願(八通)

請願者 北海道三笠市幾春別栗丘町 川森 芳治外三十九名
紹介議員 工藤 良平君
この請願の趣旨は、第三八〇八号と同じである。

第四三五八号 昭和四十九年四月三十日受理
生活保護基準の引上げと制度改善に関する請願(九通)

請願者 北海道三笠市若松町八 桜井富士 外四十二名
紹介議員 小谷 守君
この請願の趣旨は、第三八〇八号と同じである。

第四三五九号 昭和四十九年四月三十日受理
生活保護基準の引上げと制度改善に関する請願(九通)

請願者 北海道三笠市幾春別四丁目 涌田 久外四十三名
紹介議員 杉山善太郎君
この請願の趣旨は、第三八〇八号と同じである。

第四三六〇号 昭和四十九年四月三十日受理
生活保護基準の引上げと制度改善に関する請願(九通)

請願者 北海道三笠市本郷町四八五 市川 勝信外四十四名
紹介議員 村田 秀三君
この請願の趣旨は、第三八〇八号と同じである。

第四三六一号 昭和四十九年四月三十日受理
失業対策事業の就労者に年度末手当支給に関する
請願(二通)

請願者 秋田県大館市柄沢狐台五一ノ九八
日景悦子外百七十四名

紹介議員 二宮 文造君
この請願の趣旨は、第一四九九号と同じである。

第四三九〇号 昭和四十九年五月二日受理
失業対策事業の就労者に年度末手当支給に関する
請願

請願者 宮城県仙台市鶴ヶ谷二ノ四市住宅
二四四二五 佐藤ともよ外四十
九名

紹介議員 栗林 卓司君
この請願の趣旨は、第一四九九号と同じである。

第四三九一号 昭和四十九年五月二日受理
失業対策事業の就労者に年度末手当支給に関する
請願

請願者 北海道夕張市末広一ノ一〇七全日
自労夕張支部内 三津谷常三外二
百名

紹介議員 吉田忠三郎君
この請願の趣旨は、第一四九九号と同じである。

第四四四〇号 昭和四十九年五月八日受理
失業対策事業の就労者に年度末手当支給に関する
請願

請願者 神奈川県藤沢市大鏡二ノ六ノ三二
赤嶺四治外九十八名

紹介議員 片岡 勝治君
この請願の趣旨は、第一四九九号と同じである。

第四四七五号 昭和四十九年五月八日受理
失業対策事業の就労者に年度末手当支給に関する
請願(二通)

請願者 秋田市山王一ノ三ノ七 高橋庄太

紹介議員 工藤 良平君
この請願の趣旨は、第一四九九号と同じである。

第四四七六号 昭和四十九年五月八日受理
失業対策事業の就労者に年度末手当支給に関する
請願(六十七通)

請願者 秋田県雄勝郡雄勝町新馬場 会田
サト外三百三十四名

紹介議員 小谷 守君
この請願の趣旨は、第一四九九号と同じである。

第四四七七号 昭和四十九年五月八日受理
失業対策事業の就労者に年度末手当支給に関する
請願(四十七通)

請願者 秋田県北秋田郡比内町下川端 加
賀辰太郎外二百三十四名

紹介議員 杉山善太郎君
この請願の趣旨は、第一四九九号と同じである。

第四四七八号 昭和四十九年五月八日受理
失業対策事業の就労者に年度末手当支給に関する
請願

請願者 神奈川県横須賀市林三ノ五ノ一二
福元和裕外二百九十九名

紹介議員 竹田 四郎君
この請願の趣旨は、第一四九九号と同じである。

第四四七九号 昭和四十九年五月八日受理
失業対策事業の就労者に年度末手当支給に関する
請願(五十四通)

請願者 秋田市飯田水尻 保坂カツエ外二
百六十九名

紹介議員 村田 秀三君
この請願の趣旨は、第一四九九号と同じである。

第四三六二二号 昭和四十九年四月三十日受理
建設国民健康保険組合に対する国庫補助増額等に
関する請願

請願者 福岡市東区名島内堀町二、四八四
山下正和

紹介議員 小柳 勇君
この請願の趣旨は、第一三三七号と同じである。

第四三六三三号 昭和四十九年四月三十日受理
建設国民健康保険組合に対する国庫補助増額等に
関する請願

請願者 滋賀県大津市中央二ノ五ノ三三
藤居松太郎

紹介議員 西村 関一君
この請願の趣旨は、第一三三七号と同じである。

第四三六四四号 昭和四十九年四月三十日受理
建設国民健康保険組合に対する国庫補助増額等に
関する請願

請願者 広島県福山市西町一ノ二二ノ一八
小林五郎

紹介議員 藤田 進君
この請願の趣旨は、第一三三七号と同じである。

第四三六五五号 昭和四十九年四月三十日受理
建設国民健康保険組合に対する国庫補助増額等に
関する請願

請願者 福岡市博多区吉塚三丁目 富安善
太郎

紹介議員 松本 英一君
この請願の趣旨は、第一三三七号と同じである。

第四三六六六号 昭和四十九年四月三十日受理
建設国民健康保険組合に対する国庫補助増額等に
関する請願

請願者 大阪市大淀区長柄西通一ノ三六
小野正義

紹介議員 宮之原貞光君
この請願の趣旨は、第一三三七号と同じである。

関する請願
請願者 東京都新宿区戸山町戸山ハイッ
ノA 佐藤チヨ

紹介議員 二宮 文造君
この請願の趣旨は、第一三三七号と同じである。

第四四九〇号 昭和四十九年五月九日受理
建設国民健康保険組合に対する国庫補助増額等に
関する請願

請願者 東京都杉並区成田東二ノ二七
田名綱稔

紹介議員 上林繁次郎君
この請願の趣旨は、第一三三七号と同じである。

第四三六八八号 昭和四十九年五月一日受理
療術の制度化に関する請願(十一通)

請願者 秋田県大曲市丸の内町三ノ二三
高橋千代三郎外十名

紹介議員 山崎 五郎君
この請願の趣旨は、第五七五号と同じである。

第四三七一号 昭和四十九年五月二日受理
療術の制度化に関する請願(三通)

請願者 札幌市東区北九条東一丁目 長
谷川与志雄外二名

紹介議員 岩本 政一君
この請願の趣旨は、第五七五号と同じである。

第四三七二二号 昭和四十九年五月二日受理
療術の制度化に関する請願(二通)

請願者 静岡県磐田市見付二、八二ノ一
村松和雄外一名

紹介議員 川野辺 静君
この請願の趣旨は、第五七五号と同じである。

第四三七三三三号 昭和四十九年五月二日受理
療術の制度化に関する請願(二通)

請願者 岐阜市今川町二丁目 油野長太郎
外一名

紹介議員 古池 信三君
この請願の趣旨は、第五七五号と同じである。

第四三七四号 昭和四十九年五月二日受理
療術の制度化に関する請願(三通)
請願者 横浜市戸塚区和泉町一、六四三ノ

一五 広瀬一範外二名

紹介議員 迫水 久常君
この請願の趣旨は、第五七五号と同じである。

第四三七五号 昭和四十九年五月二日受理
療術の制度化に関する請願(三通)
請願者 北海道釧路市中園町八ノ九 狩野

柴作外二名

紹介議員 高橋雄之助君
この請願の趣旨は、第五七五号と同じである。

第四三七六号 昭和四十九年五月二日受理
療術の制度化に関する請願
請願者 富山市長江一区三三六ノ一四 宝

泉ヨシエ

紹介議員 橋 直治君
この請願の趣旨は、第五七五号と同じである。

第四三七七号 昭和四十九年五月二日受理
療術の制度化に関する請願
請願者 埼玉県熊谷市三ヶ尻一、五四七

小林好雄

紹介議員 玉置 和郎君
この請願の趣旨は、第五七五号と同じである。

第四三七八号 昭和四十九年五月二日受理
療術の制度化に関する請願(四通)
請願者 北海道釧路市錦町五ノ一 望月薫

外三名

紹介議員 西田 信一君
この請願の趣旨は、第五七五号と同じである。

第四三七九号 昭和四十九年五月二日受理

療術の制度化に関する請願(二通)

請願者 東京都荒川区西日暮里一ノ一九ノ
五 清水星子外一名

紹介議員 原 文兵衛君
この請願の趣旨は、第五七五号と同じである。

第四三八〇号 昭和四十九年五月二日受理
療術の制度化に関する請願
請願者 福島県伊達郡川俣町字中丁五三

高橋善工門

紹介議員 松平 勇雄君
この請願の趣旨は、第五七五号と同じである。

第四三八一号 昭和四十九年五月二日受理
療術の制度化に関する請願
請願者 東京都目黒区目黒本町三ノ五ノ一

三 小林段次

紹介議員 安井 謙君
この請願の趣旨は、第五七五号と同じである。

第四三八二号 昭和四十九年五月二日受理
療術の制度化に関する請願
請願者 福岡県粕屋郡古賀町大字古賀出来

ノ三 薄鈴子

紹介議員 安永 英雄君
この請願の趣旨は、第五七五号と同じである。

第四三八三号 昭和四十九年五月二日受理
療術の制度化に関する請願
請願者 北海道根室市大正町三八 川瀬行

広

紹介議員 吉田忠三郎君
この請願の趣旨は、第五七五号と同じである。

第四三八九号 昭和四十九年五月二日受理
療術の制度化に関する請願(二十八通)
請願者 青森市長島二ノ二三ノ一 松尾良

治外二十七名

紹介議員 山崎 竜男君

この請願の趣旨は、第五七五号と同じである。

第四四〇一号 昭和四十九年五月四日受理
療術の制度化に関する請願(二通)
請願者 北海道函館市赤川通町二六三ノ一

四六 米川千恵子外一名

紹介議員 岩本 政一君
この請願の趣旨は、第五七五号と同じである。

第四四〇二号 昭和四十九年五月四日受理
療術の制度化に関する請願
請願者 静岡県榛原郡相良町波津一、一二

九ノ四 鈴木きくゑ

紹介議員 川野辺 静君
この請願の趣旨は、第五七五号と同じである。

第四四〇三号 昭和四十九年五月四日受理
療術の制度化に関する請願(三通)
請願者 岐阜県不破郡垂井町宮代 高木保

男外二名

紹介議員 古池 信三君
この請願の趣旨は、第五七五号と同じである。

第四四〇四号 昭和四十九年五月四日受理
療術の制度化に関する請願(二通)
請願者 横浜市鶴見区東寺尾四ノ二ノ二〇

持丸裕外一名

紹介議員 迫水 久常君
この請願の趣旨は、第五七五号と同じである。

第四四〇五号 昭和四十九年五月四日受理
療術の制度化に関する請願(二通)
請願者 北海道釧路市黒金町八ノ二 切原

喜代外一名

紹介議員 高橋雄之助君
この請願の趣旨は、第五七五号と同じである。

第四四〇六号 昭和四十九年五月四日受理
療術の制度化に関する請願(三通)

請願者 北海道釧路市浦見七ノ二ノ二二
小田和美外二名

紹介議員 西田 信一君
この請願の趣旨は、第五七五号と同じである。

第四四〇七号 昭和四十九年五月四日受理
療術の制度化に関する請願
請願者 川崎市高津区馬場一、三八八 伊

藤操

紹介議員 原 文兵衛君
この請願の趣旨は、第五七五号と同じである。

第四四〇八号 昭和四十九年五月四日受理
療術の制度化に関する請願
請願者 東京都渋谷区本町二ノ三三ノ一八

加藤敬子

紹介議員 安井 謙君
この請願の趣旨は、第五七五号と同じである。

第四四〇九号 昭和四十九年五月四日受理
療術の制度化に関する請願
請願者 福岡県筑紫野市二日市中央一〇組

篠原シズエ

紹介議員 安永 英雄君
この請願の趣旨は、第五七五号と同じである。

第四四一〇号 昭和四十九年五月四日受理
療術の制度化に関する請願(二通)
請願者 北海道根室市宝林町一ノ四一 小

林正穆外一名

紹介議員 吉田忠三郎君
この請願の趣旨は、第五七五号と同じである。

第四四一九号 昭和四十九年五月七日受理
療術の制度化に関する請願(三通)
請願者 北海道函館市堀川町五ノ一 宮本

君江外二名

紹介議員 岩本 政一君
この請願の趣旨は、第五七五号と同じである。

第四四二〇号 昭和四十九年五月七日受理
療術の制度化に関する請願(三通)
請願者 岐阜県大垣市船町一ノ三六 清水

紹介議員 古池 信三君
この請願の趣旨は、第五七五号と同じである。

第四四二一号 昭和四十九年五月七日受理
療術の制度化に関する請願(一通)
請願者 横浜市神奈川区白楽三二 柳沢堅

紹介議員 迫水 久常君
この請願の趣旨は、第五七五号と同じである。

第四四二二号 昭和四十九年五月七日受理
療術の制度化に関する請願(一通)
請願者 北海道厚岸郡厚岸町奔渡町 阿部

紹介議員 高橋雄之助君
この請願の趣旨は、第五七五号と同じである。

第四四二三号 昭和四十九年五月七日受理
療術の制度化に関する請願(三通)
請願者 北海道釧路市光陽町一八 竹内時

紹介議員 西田 信一君
この請願の趣旨は、第五七五号と同じである。

第四四二四号 昭和四十九年五月七日受理
療術の制度化に関する請願
請願者 東京都三鷹市上連雀九ノ三三ノ一

紹介議員 原 文兵衛君
この請願の趣旨は、第五七五号と同じである。

第四四二五号 昭和四十九年五月七日受理
療術の制度化に関する請願
請願者 東京都目黒区目黒本町三ノ五ノ一

三 小林正司
紹介議員 安井 謙君
この請願の趣旨は、第五七五号と同じである。

第四四二六号 昭和四十九年五月七日受理
療術の制度化に関する請願
請願者 鹿児島県出水市米ノ津駅通 大木

紹介議員 安永 英雄君
この請願の趣旨は、第五七五号と同じである。

第四四二七号 昭和四十九年五月七日受理
療術の制度化に関する請願(三通)
請願者 北海道根室市岬町四ノ二六 大橋

紹介議員 吉田忠三郎君
この請願の趣旨は、第五七五号と同じである。

第四四四五号 昭和四十九年五月八日受理
療術の制度化に関する請願(六通)
請願者 北海道函館市末広町二三ノ二六

紹介議員 岩本 政一君
この請願の趣旨は、第五七五号と同じである。

第四四四六号 昭和四十九年五月八日受理
療術の制度化に関する請願
請願者 静岡県榛原郡相良町波津一、一二

紹介議員 川野辺 静君
この請願の趣旨は、第五七五号と同じである。

第四四四七号 昭和四十九年五月八日受理
療術の制度化に関する請願(三通)
請願者 岐阜市錦町六丁目 大平時行外二

紹介議員 古池 信三君
この請願の趣旨は、第五七五号と同じである。

第四四四八号 昭和四十九年五月八日受理
療術の制度化に関する請願
請願者 横浜市鶴見区生麦五ノ四ノ一九

紹介議員 迫水 久常君
この請願の趣旨は、第五七五号と同じである。

第四四四九号 昭和四十九年五月八日受理
療術の制度化に関する請願
請願者 北海道釧路市住吉一ノ三ノ四 森

紹介議員 高橋雄之助君
この請願の趣旨は、第五七五号と同じである。

第四四五〇号 昭和四十九年五月八日受理
療術の制度化に関する請願(三通)
請願者 北海道釧路市興津四ノ八ノ二 高

紹介議員 西田 信一君
この請願の趣旨は、第五七五号と同じである。

第四四五一号 昭和四十九年五月八日受理
療術の制度化に関する請願
請願者 東京都江戸川区江戸川二ノ九ノ六

紹介議員 安井 謙君
この請願の趣旨は、第五七五号と同じである。

第四四五二号 昭和四十九年五月八日受理
療術の制度化に関する請願
請願者 名古屋市中村区五反城町七ノ二五

紹介議員 須原 昭二君
この請願の趣旨は、第五七五号と同じである。

第四四五三号 昭和四十九年五月八日受理
療術の制度化に関する請願
請願者 長崎県南松浦郡有川町七目郷 井

紹介議員 安永 英雄君
この請願の趣旨は、第五七五号と同じである。

第四四五四号 昭和四十九年五月八日受理
療術の制度化に関する請願(一通)
請願者 北海道根室市西浜町一ノ二 家崎

紹介議員 吉田忠三郎君
この請願の趣旨は、第五七五号と同じである。

第四四八〇号 昭和四十九年五月九日受理
療術の制度化に関する請願(六通)
請願者 北海道函館市若松町三六ノ一五

紹介議員 岩本 政一君
この請願の趣旨は、第五七五号と同じである。

第四四八一号 昭和四十九年五月九日受理
療術の制度化に関する請願(十五通)
請願者 兵庫県宝塚市仁川宮西町三ノ二一

紹介議員 金井 元彦君
この請願の趣旨は、第五七五号と同じである。

第四四八二号 昭和四十九年五月九日受理
療術の制度化に関する請願
請願者 静岡県三島市中田町六ノ五 肥田

紹介議員 川野辺 静君
この請願の趣旨は、第五七五号と同じである。

第四四八三号 昭和四十九年五月九日受理
療術の制度化に関する請願(三通)
請願者 岐阜県高山市八軒町二ノ六七 北

紹介議員 古池 信三君
この請願の趣旨は、第五七五号と同じである。

第四四八四号 昭和四十九年五月九日受理

療術の制度化に関する請願

請願者 横浜市緑区中山町二三 二瓶英昭

紹介議員 迫水 久常君

この請願の趣旨は、第五七五号と同じである。

第四四八五号 昭和四十九年五月九日受理

療術の制度化に関する請願(二通)

請願者 北海道厚岸郡厚岸町奔渡町 阿部 昌利外一名

紹介議員 高橋雄之助君

この請願の趣旨は、第五七五号と同じである。

第四四八六号 昭和四十九年五月九日受理

療術の制度化に関する請願(二通)

請願者 北海道釧路市光陽町一八 竹内清 己外一名

紹介議員 西田 信一君

この請願の趣旨は、第五七五号と同じである。

第四四八七号 昭和四十九年五月九日受理

療術の制度化に関する請願

請願者 東京都中野区中央二ノ五一ノ三 国分富美

紹介議員 安井 謙君

この請願の趣旨は、第五七五号と同じである。

第四四八八号 昭和四十九年五月九日受理

療術の制度化に関する請願

請願者 福岡市南区大楠三ノ二三ノ一一 西村隆嘉

紹介議員 安永 英雄君

この請願の趣旨は、第五七五号と同じである。

第四四八九号 昭和四十九年五月九日受理

療術の制度化に関する請願(二通)

請願者 北海道根室市昭和町一ノ四〇 堀 尾俊朗外一名

紹介議員 吉田忠三郎君

この請願の趣旨は、第五七五号と同じである。

第四三九二号 昭和四十九年五月二日受理

生活保護基準及び失業対策事業賃金的大幅引上げに関する請願

請願者 北海道夕張市末広一ノ一〇七全日 自労夕張支部内 三津谷常三外二 百名

紹介議員 吉田忠三郎君

この請願の趣旨は、第一四六七号と同じである。

第四四三九号 昭和四十九年五月八日受理

生活保護基準及び失業対策事業賃金的大幅引上げに関する請願

請願者 横浜市戸塚区新橋町一、一一九 佐藤千代子外四十四名

紹介議員 片岡 勝治君

この請願の趣旨は、第一四六七号と同じである。

第四四七〇号 昭和四十九年五月八日受理

生活保護基準及び失業対策事業賃金的大幅引上げに関する請願(五十八通)

請願者 秋田県湯沢市愛宕町三ノ九ノ五 渡部八重外二百八十九名

紹介議員 工藤 良平君

この請願の趣旨は、第一四六七号と同じである。

第四四七一号 昭和四十九年五月八日受理

生活保護基準及び失業対策事業賃金的大幅引上げに関する請願(二十七通)

請願者 秋田県雄勝郡雄勝町下院内 近藤 章子外百三十四名

紹介議員 小谷 守君

この請願の趣旨は、第一四六七号と同じである。

第四四七二号 昭和四十九年五月八日受理

生活保護基準及び失業対策事業賃金的大幅引上げに関する請願(四十八通)

請願者 秋田県雄勝郡羽後町元西 丹弘雄 外二百三十九名

紹介議員 杉山善太郎君

この請願の趣旨は、第一四六七号と同じである。

第四四七三号 昭和四十九年五月八日受理

生活保護基準及び失業対策事業賃金的大幅引上げに関する請願

請願者 横浜市神奈川区幸ヶ谷一七ノ三第三 一さくら苑内 福田実外四十八名

紹介議員 竹田 四郎君

この請願の趣旨は、第一四六七号と同じである。

第四四七四号 昭和四十九年五月八日受理

生活保護基準及び失業対策事業賃金的大幅引上げに関する請願(三十一通)

請願者 秋田市土崎港北三丁目 佐藤カネ 外百五十四名

紹介議員 村田 秀三君

この請願の趣旨は、第一四六七号と同じである。

第四四七五号 昭和四十九年五月二日受理

低所得者の生活向上に関する請願

請願者 長野市大字南長野野果議院内 岩本忠雄

紹介議員 木内 四郎君

昨春秋以来の生活関連物資の異常な高騰は、生活 要保護者、身体障害者、年金受給者、母子家庭、 失対就労者など低所得者の生活に深刻な打撃を与 えているから、次の事項を早急に実現させたい。

一、生活保護費を物価の上昇に見合うように引き 上げる。

二、高齢福祉年金、母子福祉年金等を大幅に増額 すること。

三、低所得者に緊急措置として、生活一時金を増 額支給すること。

四、失業対策事業の賃金を最低月額六万円に引き 上げる。

第四四一四号 昭和四十九年五月四日受理

療術の法制化反対等に関する請願

請願者 東京都新宿区諏訪町九六社会福祉 法人日本盲人会連合会長 高尾正 徳

紹介議員 江藤 智君

療術の法制化反対等に関し次の事項の実現を図ら ねたい。

一、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師 等に関する法律(以下「あん摩等法」と略称)によ る「あん摩等中央審議会」で審議中の医業類似行 為即ち療術の法制化、営業許可を阻止すること。

二、暗眼者を対象とするはり師、きゅう師学校養 成所の新増設をあん摩等法十九条のあん摩、 マッサージ、指圧に係る規定に含めて規制する こと。

理由

一、療術行為関係者が法制化を要求しているのは、 カイロプラクティック師、電気光線師、器技師と 称するもので、これらはどれも医学、理論的に も根拠が薄弱で、よしその中に多少の妥当性が 見られても、カイロプラクティックは手技であん 摩、マッサージ、指圧に通じ、又、電気、光線、 器技はあん摩、マッサージ指圧師、はり師、き ゅう師がその施術理論に根拠をもつて補助用具 として使い、既成の事実となつていたので、あ えて別だてにして法制化することは不要と確信 する。

あん摩等法附則三の項の規定によつて、医業 類似行為の検討をあん摩等中央審議会に諮問 し、審議が続けられており、答申も今年六月末 が予定され、厚生大臣は十二月末までに国会へ 報告することになつていますが、療術行為関係者 らが最近盛んに国会で陳情、請願していると聞 き、もしそれを受け入れて、安易に要求が聞き 入られては盲人の悲願をつぶされる恐れと不安 に駆られてゐる。

二、近年、暗眼者の多数進出によつて盲人の職域 が脅かされ、既にあん摩等法十九条で規制され ているあん摩、マッサージ、指圧の施術に類似 する行為があり、はり師、きゅう師がその免許

を名目にあん摩、マッサージ、指圧の行為をするものが多くなっている。

第四四三二号 昭和四十九年五月七日受理

雇用保険法の制定に伴う出稼農家等の優遇措置に関する請願

請願者 鹿児島市山下町一四ノ五六鹿児島県議会議長 佐多宗二

紹介議員 柴立 芳文君

本県においては、農家の農外収入に対する依存度が極めて高く、多数の農業者が県外に出かせぎまですてしている。雇用保険法の制定に当たっては、出かせぎ農業者等が更に優遇されるように慎重に対処されたい。

第四四三三二号 昭和四十九年五月七日受理

国民年金事務費の超過負担解消に関する請願

請願者 鹿児島市山下町一四ノ五六鹿児島県議会議長 佐多宗二

紹介議員 柴立 芳文君

国民年金事務費の超過負担の解消を早急に図られたい。

理由

国民年金事業を行うために必要な費用は国が負担することとされており、その額も年々増額されているが、市町村においては、近年の人員費、物件費の高騰から多額の超過負担をしている現状にある。

第四四六〇号 昭和四十九年五月八日受理

失業保険法廃止反対等に関する請願

請願者 福岡県大牟田市大字甘木二八二今岡正義外二千四百九十九名

紹介議員 小谷 守君

この請願の趣旨は、第三〇六八号と同じである。

第四四六一号 昭和四十九年五月八日受理

失業保険法廃止反対等に関する請願

請願者 富山県婦負郡八尾町黒田 有岡ヤ

紹介議員 ヨエ外千四名 沢田 政治君

この請願の趣旨は、第三〇六八号と同じである。

第四四六二二号 昭和四十九年五月八日受理

失業保険法廃止反対等に関する請願

請願者 新潟県村上市塩町 本間裕外二千四百九十九名

紹介議員 須原 昭二君

この請願の趣旨は、第三〇六八号と同じである。

第四四六三三三号 昭和四十九年五月八日受理

失業保険法廃止反対等に関する請願

請願者 長崎県松浦市志佐町不老山 眞子キミ外二千四百九十九名

紹介議員 藤原 道子君

この請願の趣旨は、第三〇六八号と同じである。

第四四六四四四号 昭和四十九年五月八日受理

失業保険法廃止反対等に関する請願

請願者 奈良市東之坂町 丸野政信外二千四百九十九名

紹介議員 矢山 有作君

この請願の趣旨は、第三〇六八号と同じである。

第四四六五五五号 昭和四十九年五月八日受理

失業保険法廃止反対等に関する請願

請願者 新潟県村上市泉町 富樫長吉外二千四百九十九名

紹介議員 山崎 昇君

この請願の趣旨は、第三〇六八号と同じである。

第四四九四四四号 昭和四十九年五月九日受理

老人医療無料化に伴う国民健康保険制度の健全化に関する請願

請願者 鳥取県八頭郡河原町河原町長 西尾圭介外四名

紹介議員 宮崎 正雄君

国保財政は破たんへの危機にひんし、このまま推移

すると事業停止の事態も発生することと実情にあり、又、老人医療費の無料化は国民健康保険制度とは切り離し、社会福祉事業として行うべきである。老人医療制度を根本的に再検討し、国民健康保険制度が健全に運営できるよう配慮されたい。

五月十八日本委員会に左の案件を付託された。

一、医療担当者修学資金貸与法案（藤原道子君外一名発議）

医療担当者修学資金貸与法案

医療担当者修学資金貸与法案

（目的）

第一条 この法律は、将来保健師その他の医療担当者になろうとする者に対し修学資金を貸与することにより、保健師その他の医療担当者の充実に資する、もつて国民医療の向上に資することを目的とする。

（貸与契約）

第二条 政府は、次の各号に掲げる医療担当者（以下「医療担当者」という。）になろうとする者で学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学（短期大学を除く。以下「大学」という。）において当該各号に掲げる課程を修めるものの申請により、その者に無利息で修学資金を貸与する旨の契約（以下「貸与契約」という。）を結ぶことができる。

- 一 保健師 保健学に関する正規の課程
- 二 栄養士 栄養学の正規の課程
- 三 理学療法士 理学療法に関する正規の課程
- 四 作業療法士 作業療法に関する正規の課程
- 五 医療検査技師 医療検査技師等に関する法律（昭和三十三年法律第七十六号）第二条に規定する検査に関する正規の課程
- 六 診療放射線技師 診療放射線に関する正規の課程
- 七 歯科技工士 歯科技工に関する正規の課程

（貸与方法）

第三条 前条の修学資金（以下単に「修学資金」という。）は、貸与契約に定められた月から大学を卒業する日の属する月までの間、毎月、六万円を限度として、貸与契約の相手方（以下「修学生」という。）の授業料、教材費その他就学に要する経費、生計の状況等を勘案して政令で定める額を貸与するものとする。ただし、帰省その他特別の理由があるときは、あらかじめ、二分分又は三分分をあわせて貸与することができる。

（保証人）

第四条 修学資金の貸与を受けようとする者は、政令の定めるところにより、保証人を立てなければならない。

2 前項の保証人は、修学資金の貸与を受けた者と連帯して債務を負担するものとする。

（貸与契約の解除並びに貸与の休止及び保留）

第五条 政府は、修学生が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、貸与契約を解除するものとする。

- 一 退学したとき。
 - 二 心身の故障のため修学の見込みがなくなつたと認められるとき。
 - 三 学業成績が著しく不良となつたと認められるとき。
 - 四 修学資金の貸与を受けることを辞退したとき。
 - 五 死亡したとき。
 - 六 その他修学資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなつたと認められるとき。
- 2 政府は、修学生が休学し、又は停学の処分を受けたときは、休学し、又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月分から復学した日の属する月の分まで修学資金の貸与を行わないものとする。この場合において、これらの月の分としてすでに貸与された修学資金があるときは、その修学資金は、当該修学生が復学した日の属する月の翌月以後の分として貸与されたものとみなす。

3 政府は、修学生が正当な理由がなく第十條に規定する学業成績表の提出を行わず、又は同條に規定する健康診断を受けない場合には、修学資金の貸与を一時保留することができ、

(返還)

第六條 修学資金は、貸与を受けた者が、大学を卒業した場合にあつては卒業した日から一年を経過した日の属する月の翌月から起算し、前條第一項の規定により貸与契約を解除された場合にあつては解除された日の属する月の翌月から起算して貸与を受けた期間(同條第二項の規定により貸与を行わないものとされた修学資金に係る期間を除く。)の二倍に相当する期間(次條第一項の規定により返還の債務の履行が猶予されたときは、この期間と当該猶予された期間とを合算した期間)内に、政令で定めるところにより、返還しなければならない。

(返還の猶予)

第七條 政府は、次の各号に掲げる場合には、それぞれ当該各号に掲げる期間、修学資金の返還の債務(履行期が到来していないものに限り、以下同じ。)の履行を猶予することができる。

一 修学資金の貸与を受けた者が、政令の定めるところにより、都道府県知事が指定する医療機関等(以下「指定医療機関等」という。)に医療担当者として在職する場合、その在職する期間

二 修学資金の貸与を受けた者が、災害、疾病その他やむを得ない事情により修学資金を返還することが困難であると認められる場合、その事情が継続する期間

2 前項の規定により修学資金の返還の債務を猶予する場合には、国の債権の管理等に関する法律(昭和三十一年法律第十四号)第二十六條の規定は、適用しない。

(返還の債務の免除)

第八條 政府は、修学資金の貸与を受けた者が指定医療機関等に一年以上六年内において貸与金の総額に応じて政令で定める期間以上医療

療担当者として在職したとき(在職期間を通算してその期間に達するときを含む。)は、修学資金の返還の債務の全部を免除することができる。

2 政府は、修学資金の貸与を受けた者(前項の規定の適用がある者を除く。)が指定医療機関等に一年以上医療担当者として在職したとき(在職期間を通算して一年以上になるときを含む。)は、政令の定めるところにより、修学資金の返還の債務の一部を免除することができ、

3 政府は、修学資金の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、政令の定めるところにより、修学資金の返還の債務の全部又は一部を免除することができ、

一 指定医療機関等に医療担当者として在職中職務により死亡したとき。

二 指定医療機関等に医療担当者として在職中の職務に起因する心身の故障のため医療担当者としての職務に従事することができなくなつたとき。

4 第一項及び第二項の在職の期間を計算する場合においては、月数によるものとし、その計算に必要な事項は、政令で定める。

(延滞利息)

第九條 修学資金の貸与を受けた者は、正当な理由がなく修学資金を返還すべき日までにこれを返還しなかつたときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に應じ、返還すべき額につき年十四・五パーセントの割合で計算した延滞利息を支払わなければならない。

(学業成績表の提出等)

第十條 修学生は、厚生省令の定めるところにより、毎年学業成績表を厚生大臣に提出し、及び健康診断を受けなければならない。

(省令への委任)

第十一條 この法律で政令に委任するものを除く

ほか、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、厚生省令で定める。

附則

1 この法律は、昭和五十年四月一日から施行する。

2 政府は、次の各号に掲げる学校、養成所若しくは養成施設に在学する者又は講習会を受講する者に対して、その者が在学し、又は受講する期間(当該各号に掲げる期間内のものに限る。)に於いて、学資金を貸与することができる。

一 保健師法(昭和四十九年法律第 号)附則第二條第二項の規定によりなお効力を有する保健師助産婦看護婦法(昭和二十三年法律第二百三十三号。以下「旧保健師法」という。)第十九條第一号に規定する学校、同條第二号に規定する保健師養成所、第二十條第一号に規定する学校又は同條第二号に規定する助産婦養成所、昭和五十年四月一日から昭和六十六年三月三十一日までの間

二 旧保健師法第二十一條第一号に規定する学校又は同條第二号に規定する看護婦養成所、昭和五十年四月一日から昭和六十五年三月三十一日までの間

三 旧保健師法第二十二條第一号に規定する学校又は同條第二号に規定する看護婦養成所、昭和五十年四月一日から昭和五十五年三月三十一日までの間

四 保健師法附則第二條第四項又は第五條第一項第一号、第二号若しくは第四号に規定する講習会、昭和五十年四月一日から当分の間

五 理学療法士及び作業療法士法の一部を改正する法律(昭和四十九年法律第 号。次号において「改正法」という。)附則第二項第一号に規定する学校若しくは理学療法士養成施設又は附則第三項第一号に規定する学校若しくは作業療法士養成施設、昭和五十年四月一日から昭和五十四年三月三十一日までの間

六 改正法附則第二項第二号に規定する学校若しくは理学療法士養成施設又は附則第三項第

二号に規定する学校若しくは作業療法士養成施設、昭和五十年四月一日から昭和五十六年三月三十一日までの間

3 前項の学資金の貸与、返還及び返還の債務の免除に関しては、それぞれ修学資金の貸与、返還及び返還の債務の免除の例に準じて、政令で定める。

4 この法律の施行に伴う関係法律の整理その他必要な事項については、別に法律で定める。

この法律施行に要する経費は、平年度約二百四十四億八千万円の見込みである。

五月二十一日日本委員会に左の案件を付託された。

(子備審査のための付託は四月十二日)
原子爆弾被爆者の医療等に関する法律及び原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律及び原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

(小字及び一は衆議院修正の部分)

附則

1 この法律は、昭和四十九年十月一日から施行する。ただし、第二條中「原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律第二條、第四條第一項並びに第五條第一項第一号及び第四項の改正規定並びに附則第二項から附則第六項までの規定は、同年九月一日から施行する。」をいう。

2 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律(以下「旧法」という。)第二條第二項の認定の申請をしていない者に対しては、なお従前の例により認定をするものとする。

3 旧法第二條第二項の認定を受けた者及び前項の規定により同條第二項の規定の例による認定を受けた者についての昭和四十九年九月以前の

月分の特別手当の支給に関しては、なお従前の例による。

4 昭和四十九年^八九月以前の月分の健康管理手当の額については、なお従前の例による。

6 この法律の施行の際現に旧法の規定による特別手当又は健康管理手当の支給要件に該当してない者であつて、新法の規定による特別手当又は健康管理手当の支給要件に該当するものが、昭和四十九年^九十月三十一日までに新法第二条第二項又は第五条第二項の認定の申請をしたときは、その者に対する特別手当又は健康管理手当の支給は、新法第二条第四項又は第五条第五項の規定にかかわらず、同月から始める。

昭和四十九年六月五日印刷

昭和四十九年六月六日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局